

第4次芦屋市総合計画
後期基本計画施策評価報告書
(平成29年度末時点)

平成30年9月
芦 屋 市

<<目次>>

はじめに.....	1
1 第4次芦屋市総合計画の概要.....	1
(1) 第4次総合計画の役割と構成・期間.....	1
ア 計画の役割.....	1
イ 計画の構成・期間.....	1
(2) 将来像とまちづくりの基本方針.....	3
ア 芦屋の将来像.....	3
イ まちづくりの基本方針ー目標とする10年後の芦屋の姿ー施策目標.....	3
2 施策評価の概要.....	5
(1) 施策評価の目的.....	5
(2) 施策評価の視点.....	5
(3) 総括資料の内容.....	6
ア 総括シート（様式）.....	6
イ 総括シートの各項目の記載事項.....	6
3 総括の結果.....	9

(資料)

 総括シート

はじめに

芦屋市では、10年間のまちづくりの指針となる「第4次芦屋市総合計画」を定め、「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」を目指して平成23年度から様々な取組を行っています。

この度、第4次芦屋市総合計画の後期基本計画（平成28～32年度）の進捗を測るとともに、第5次芦屋市総合計画の策定に生かすことを目的に施策評価を行いました。

1 第4次芦屋市総合計画の概要

(1) 第4次総合計画の役割と構成・期間

ア 計画の役割

○ まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針としています。

○ 行政運営の指針

本市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針としています。

○ 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿などを尊重し、本市と相互調整を図るための指針としています。

イ 計画の構成・期間

○ 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示しています。

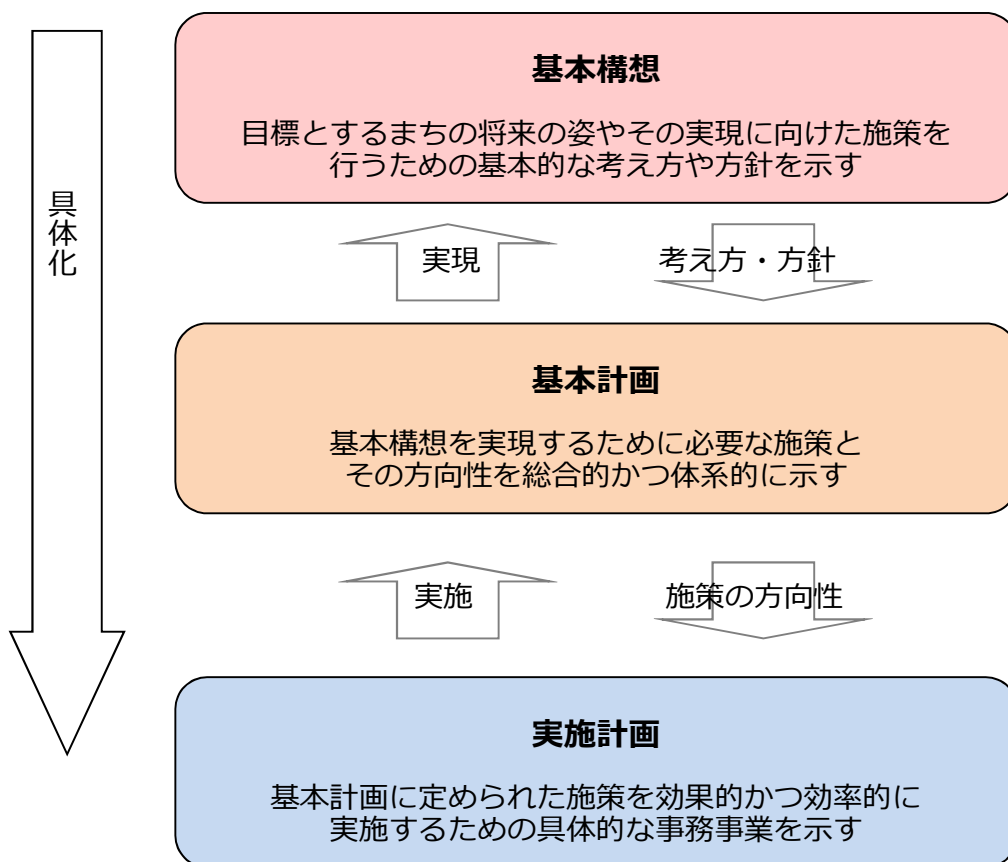
○ 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎としています。

○ 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものです。その策定に当たっては、その時々々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定しています。

【第4次総合計画の構成】



【第4次総合計画の期間】

平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)
基本構想 (10年間)									
前期基本計画 (5年間)									
					後期基本計画 (5年間)				
					実施計画 (3年間)				
						実施計画 (3年間)			
							実施計画 (3年間)		

(2) 将来像とまちづくりの基本方針

ア 芦屋の将来像

自然とみどりの中できずな絆を育み、
 “新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

イ まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」の実現に向けて、「芦屋のまちづくりの基本方針」，「目標とする10年後の芦屋の姿」，「施策目標」を定め、取り組んでいます。

【まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標】

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている
	5 地域で安心して子育てができています	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標	
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	
		6-2 市民が適切な診療を受けられる	
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる		7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している
			7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている
			7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる
	8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている		8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている
			8-2 犯罪が起きにくいまちになっている
	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている		9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している
			9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる
3 人々のまちを大切にすなわち暮らし方を まちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている		11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる
			11-2 清潔なまちづくりが進んでいる
	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている		12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている
			12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる
			12-3 市内を安全かつ快適に移動できる
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている		13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	
		13-2 住宅都市としての機能が充実している	
		13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	
4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	
	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている		15-1 様々な資源を有効に活用している
			15-2 歳入・歳出の構造を改善している

2 施策評価の概要

(1) 施策評価の目的

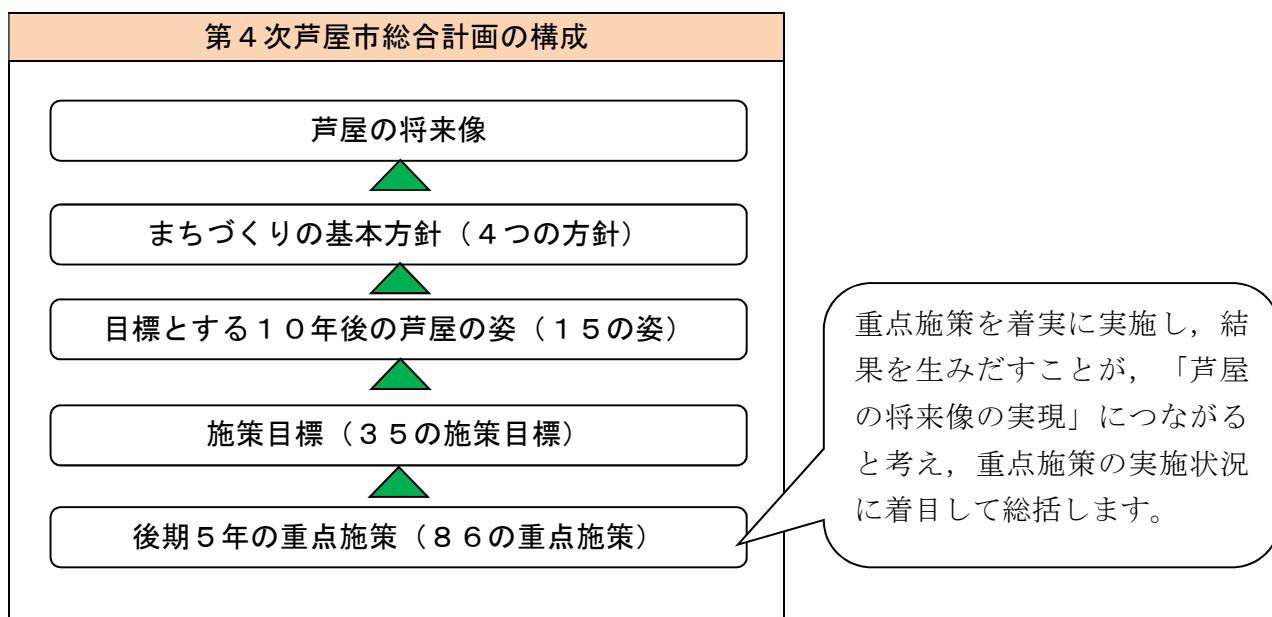
第4次芦屋市総合計画後期基本計画の計画期間は平成28～32年度となっています。平成29年度までの取組による計画の進捗を明らかにするとともに、平成32年度中に策定する第5次芦屋市総合計画の策定に生かします。

(2) 施策評価の視点

後期基本計画では、35の「施策目標」について、「後期5年の重点施策」を設定しています。

「後期5年の重点施策」が着実に実施されることで、「目標とする10年後の芦屋の姿」、さらには本市がめざす将来像に近づいていくと考えることから、35の「施策目標」ごとに、「後期5年の重点施策」の実施状況に注目して総括を行うこととします。

総括にあたっては、施策目標ごとに実施状況の評価を行うことから、行政評価における「施策評価」として行っています。



(3) 総括資料の内容

施策目標ごとに、下記の総括シートを作成しました。

ア 総括シート（様式）

■施策目標後期策評価シート		施策目標評価	施策取りまとめ	
		企画部	広報国際交流課	
目標	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる			
施策目標	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報入手に入れられる			
【後期基本計画の施策評価】				
(1) 前提条件の変化		(2) 関連計画の策定状況		(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化		関連計画の策定状況		調査結果
全国的な課題である「人口減少」「東京一極集中」は、本市においても例外でなく将来の人口減少に歯止めをかけるためシニアシニアの重要性が増している。スマートフォンやタブレットの普及に伴い、その使用者との相性が良い情報発信媒体としてSNSの利用者数が年々増加している。		声屋市シティプロモーション戦略(H28～H31)		肯定的意見 57.5%
				否定的意見 20.2%
				わからない 20.5%
				無回答 1.7%
(4) 重点施策の取組状況				
後期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況
1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信し、市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報入手に入れられる。	①市民ニーズの把握と分析を行い、これまででの広報のあり方を検証し、情報発信のあり方を再考する。 ②分かりやすい表現方法や、目につけやすい見つけやすい情報発信方法など、時代に合った広報媒体の活用も視野に入れて広報活動を充実させます。 ③より効果的で効率的な情報発信となるよう、職員意識向上を目指します。	①行政が発信する情報の積極的な発信	①調査結果から市民ニーズや広報の課題を分析し、更なる改善をはかるためホームページ上で広報に関するアンケートを実施。(H29年) ②H28年度4月1日から広報紙「広報あしや」を全戸配布。また1日号はH28年から、15日号はH29年から、一部カラー化。広報紙の用紙サイズを大きくし、左側の横書きメインレイアウトを要。広報紙から詳しい情報をホームページ上で確認いただけるようQRコードを入れて誘導。(H29年) SNSを活用した情報発信を開始。(H28年、H29年) 広報番組に字幕を入れインターネット上で配信。(H29年) ③以下の職員研修を新たに実施。 H28年度は、パブリシティの効果的な情報発信の向上を目的とした職員研修2回(94人参加) H29年度は、市民への情報発信力の向上を目的とした職員研修2回(67人参加)、パブリシティの効果的な情報発信の向上を目的とした職員研修1回(36人参加)	「広報あしや」の市民の満足度(%) 58.1
				H27
				H28
				H29
				H32
				めざす値
				傾向
				△(横ばい)
				△(横ばい)
				○(良好)
				○(良好)
				○(良好)
				○(良好)
1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信につながる情報提供に努めます。	①市民が声屋に愛着や誇りを持って、全国でも優れた住宅都市としての本市の魅力について情報発信を行います。 ②魅力発信については、市民参画・協働の視点で取り組みます。	①積極的な情報発信	①「憧れを、日常に。声屋市」をキャッチコピーにロゴマークを作成し、本市への興味と居住意欲を喚起した。 ②「シニアシニア」をテーマに「シニアシニア」をテーマに「PR動画」「Sound of ASHIA」制作、「各種イベントの実施」など本市の魅力を活かしたシティプロモーションを行うことで、市民の本市に対する愛着(シビックプライド)の醸成を図った。 ③「声屋市」をテーマに「PR動画」を実施し、市民から本市の魅力スポットの写真を投稿いただき、市民目録での魅力発信を行った。 ④声屋市シティプロモーション応援者を募集し、イベント情報などを提供することで多くの参加者を募った。 ⑤PR動画では、出演者を募集し43人の市民に撮影協力をいただいた。 ⑥市民リポーターとして広報番組「あしや」に出演。	「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合 84.6
				○(全体実施)
				○(全体実施)
				○(良好)
				○(良好)
				△(悪化あり)
まとめ		取組の評価		結果の評価
		○(全体実施)		△(悪化あり)
(5) 施策目標の総括				
総括結果		総括コメント		
☆☆	【展開状況】全て実施(○) / 【結果】悪化あり(△) 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信する取組では、「伝える広報」から「届く広報」を目指してさまざまな取り組みを進めているところ。広報の基幹的媒体ともいえる「広報紙」については、幅広い年齢層の市民が手に取りたいような紙面となるよう特集企画の充実と若年層への浸透を図る必要があると考え、定期的に市民ニーズの把握と分析を行いながら、職員の広報意識の向上を進めてまいります。本市の住宅都市としての魅力発信につながる情報提供の取組では、市民が声屋市への愛着・誇り(シビックプライド)を持っていただけるよう、声屋市の魅力とその歴史、人の関わりなどを発信していく必要があると考えております。	【総括結果】 総括結果の☆の意味 展開状況 結果		
		☆☆☆ 全ての重点取組を実施しており、結果も良好である ☆☆☆ 実施していない重点取組があるが、結果は良好である ☆☆ 重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる ☆ 実施していない重点取組があり、悪化傾向がみられる		

イ 総括シートの各項目の記載事項

A—① 前提条件の変化

- 後期基本計画の策定以降（平成28年度以降）に、施策目標に関わる社会経済環境の変化がある場合、総括にあたって考慮すべき情報として、影響の内容がわかるように記載しています。

(例) 国・県等における法令・計画の制定、制度の変更
社会的な問題の発生
民間サービスや新たな技術の普及

A—② 関連計画の策定状況

- 施策目標に関連する「課題別計画」の名称と計画期間を記載しています。策定中や策定予定の計画も含めています。

A—③ 市民アンケート調査 (H30.2実施)

- ・各施策目標の現状についての調査結果（肯定的意見，否定的意見，わからない，無回答の割合）を記載しています。※肯定的意見（「そうになっていると思う」と「まあ，そうになっていると思う」の合計割合），否定的意見（「そうになっているとは思わない」の割合）

A—④ 重点施策の取組状況

- ・「前期基本計画の内容（Plan）」は，前期基本計画の内容を記載しています。小項目に①②③の番号を付与しています。
- ・「取組の実施状況（Do）」として，小項目（①②③）に該当する，平成28，29年度の取組の実施状況と実施時期を記載しています。また，「展開状況」を次の2段階で評価しています。

[展開状況の評価方法]

全ての「小項目」を実施している(着手含む) ⇒ 全て実施 (○)
実施していない「小項目」がある ⇒ 一部実施 (△)

[施策目標全体としての展開状況の評価方法]

全ての「重点施策」の展開状況が「全て実施 (○)」 ⇒ 全て実施 (○)
「重点施策」の展開状況に「一部実施 (△)」を含む ⇒ 一部実施 (△)

- ・「取組結果（Check）」として，重点施策に関わる指標を複数設定し，第4次総合計画後期基本計画の開始前にあたる平成26年度から平成29年度までのデータを掲載しています。また，指標推移の「傾向」を次の3段階で評価しています。

[傾向の評価方法]

【数値の増加が望ましい指標の場合】

H26よりH29で数値が増加 ⇒ ○ (向上)
H26とH29の数値が同等 ⇒ △ (横ばい)
H26よりH29で数値が減少 ⇒ × (悪化)

【数値の減少が望ましい指標の場合】

H26よりH29で数値が減少 ⇒ ○ (向上)
H26とH29の数値が同等 ⇒ △ (横ばい)
H26よりH29で数値が増加 ⇒ × (悪化)

[施策目標全体としての傾向の評価方法]

全ての「重点施策」の展開状況が「向上 (○)」または「横ばい (△)」
⇒ 全て良好 (○)
「重点施策」の展開状況に「悪化 (×)」を含む ⇒ 悪化あり (△)

A—⑤ 施策目標の総括

- ・「展開状況」と「結果の傾向」の2つの視点での評価をもとに、4段階（☆☆☆☆～☆）で評価し、総括コメントとして前期計画期間の主な取組や成果、後期に向けての課題を記載しています。

[4段階での評価]

総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)
☆☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

3 総括の結果

前期基本計画における35の施策目標の総括結果は次のとおりです。

内訳をみると、☆☆☆☆が16施策、☆☆☆11施策、☆☆が7施策、☆が1施策となっています。

評価結果の一覧

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標	総括結果	☆4	☆3	☆2	☆1	総括シートのページ
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる	☆☆			○		p 11
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している	☆☆☆☆	○				p 13
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている	☆☆			○		p 15
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある	☆☆☆		○			p 17
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている	☆☆☆		○			p 21
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている	☆☆☆☆	○				p 23
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている	☆☆☆		○			p 25
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している	☆☆☆		○			p 27
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている	☆☆☆☆	○				p 31
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている	☆☆☆☆	○				p 33
5 地域で安心して子育てができている	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている	☆☆☆☆	○				p 35	
	5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている	☆☆☆		○			p 37	
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	☆☆			○		p 39
		6-2 市民が適切な診療を受けられる	☆☆☆☆	○			p 41	
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している	☆☆			○		p 43
		7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている	☆☆			○		p 47
		7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる	☆☆☆☆	○				p 49
	8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている	8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている	☆☆☆		○			p 51
		8-2 犯罪が起きにくいまちになっている	☆☆☆		○			p 53
	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している	☆☆☆		○			p 55
		9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○				p 59
3 人々のまちを大切にす心や暮らし方をまちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	☆☆☆		○			p 61
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	☆☆☆☆	○			p 63	
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる	☆				○	p 65
		11-2 清潔なまちづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○			p 67	
	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている	12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている	☆☆			○		p 69
		12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる	☆☆☆☆	○			p 71	
		12-3 市内を安全かつ快適に移動できる	☆☆☆☆	○			p 73	
	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○				p 75
		13-2 住宅都市としての機能が充実している	☆☆☆		○			p 77
		13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	☆☆☆☆	○			p 79	
4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	☆☆☆☆	○			p 81	
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	☆☆☆		○		p 83	
	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	15-1 様々な資源を有効に活用している	☆☆☆☆	○			p 85	
		15-2 歳入・歳出の構造を改善している	☆☆			○	p 87	

総括シート

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	広報国際交流課

目標	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる
施策目標	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

後期基本計画策定以降（H28～）の社会経済環境の変化
 全国的な課題である「人口減少」「東京一極集中」は、本市においても例外でなく将来の人口減少に歯止めをかけるためシティプロモーションの重要性が増している。スマートフォンやタブレットの普及に伴い、その使用者との相性が良い情報発信媒体としてSNSの利用者数が年々増加している。

(2) 関連計画の策定状況

課題別計画の策定状況
 ・芦屋市シティプロモーション戦略（H28～H31）

(3) 市民アンケート調査（H30.2実施）

調査結果	肯定的意見				否定的意見				わからない				無回答			
	57.5%				20.2%				20.5%				1.7%			

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容（Plan）		イ 取組の実施状況（Do）		ウ 取組結果（Check）							
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標（単位）	指標の推移				めざす値	傾向
						H26	H27	H28	H29		
1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信します。	①市民ニーズの把握と分析を行い、これまでの広報のあり方を検証します。 ②分かりやすい表現方法や、目につけやすい情報発信になっているか発信方法を検証しながら、時代に合った広報媒体の活用も視野に入れて広報活動を充実させます。 ③より効果的で効率的な情報発信となるよう、職員の意識向上を目指します。	◇行政が発信する情報の積極的な受信	①調査結果から市民ニーズや広報の課題を分析し、更なる改善をはかるためホームページ上で広報に関するアンケートを実施。（H29年） ②H28年度4月1日号から広報紙「広報あしや」を全戸配布。また1日号はH28年から、15日号はH29年から、一部カラー化。広報紙の用紙サイズを大きくし、左綴じの横書きメインレイアウトを変更。広報紙から詳しい情報をホームページ上で確認いただけるようQRコードを入れて誘導。（H29年） SNSを活用した情報発信を開始。（H28年、H29年） 広報番組に字幕を入れインターネット上で配信。（H29年） ③以下の職員研修を新たに実施。 H28年度は、パブリシティの効果的な情報発信の向上を目的とした職員研修2回（94人参加） H29年度は、市民への情報発信力の向上を目的とした職員研修2回（67人参加）、パブリシティの効果的な情報発信の向上を目的とした職員研修1回（36人参加）	○ （全て実施）	「広報あしや」の市民の満足度（%）	58.1	—	—	61.8	70.0	△ （横ばい）
					市ホームページの市民の満足度（%）	49.5	—	—	47.3	60.0	△ （横ばい）
					「広報あしや」を知らない市民の割合（%）	4.8	—	—	3.4	0.0	○ （良好）
					「広報あしや」が手に入らない市民の割合（%）	14.5	—	—	3.7	0.0	○ （良好）
					市職員（各課広報担当者）の広報活動に関する研修会への参加率（%）	83.3	84.5	85.9	66.2	100.0	○ （良好）
1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信につながる情報提供に努めます。	①市民が芦屋に愛着や誇りを持つように、全国でも優れた住宅都市としての本市の魅力について情報発信を行います。 ②魅力発信については、市民参画・協働の視点で取り組みます。	◇積極的な情報発信	①「憧れを、日常に。芦屋市」をキャッチコピーにロゴマークを作成し、本市への興味と居住意欲を喚起した。 ①シティプロモーション戦略を策定し、「シティプロモーションサイト作成」「芦屋Instagram投稿キャンペーン実施」「PR動画「Sound of ASHIYA」作成」「各種イベントの実施」など本市の魅力を活かしたシティプロモーションを行うことで、市民の本市に対する愛着（シビックプライド）の醸成を図った。 ②「芦屋Instagram投稿キャンペーン」を実施し、市民から本市の魅力スポットの写真を投稿いただき、市民目線での魅力発信を行った。 ③芦屋市シティプロモーション応援者を募集し、イベント情報などを提供することで多くの参加者を募った。 ④PR動画では、出演者等を募集し43人の市民に撮影協力をいただいた。 ⑤市民リポーターとして広報番組「あしやトライあんぐる」に出演。	○ （全て実施）	「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合（%）	84.6	—	—	83.9	90.0	× （悪化）
					「居住地として芦屋市を選んだ理由」に対して、「地域イメージが良い」と回答した割合（%）	42.0	—	—	44.8	46.0	○ （良好）
まとめ			取組の評価	○ （全て実施）	結果の評価						△ （悪化あり）

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆	<p>【展開状況】 全て実施 (○) / 【結果】 悪化あり (△)</p> <p>市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信する取組では、「伝える広報」から「伝わる広報」を目指してさまざまな取り組みを進めているところです。広報の基幹的媒体ともいえる「広報紙」については、幅広い年齢層の市民が手に取りたくなるような紙面となるように特集企画の充実と若年層への浸透を図る必要があると考えており、定期的に市民ニーズの把握と分析を行いながら、職員の広報意識の向上を進めてまいります。</p> <p>本市の住宅都市としての魅力発信につながる情報提供の取組では、市民に芦屋市への愛着・誇り(シビックプライド)を持っていただけるよう、芦屋市の魅力とその歴史、人の関わりなどを発信していく必要があると考えております。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	市民参画課

目標	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる
施策目標	1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

(2) 関連計画の策定状況

(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)

後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
少子高齢化に伴う労働人口の減少, 女性の社会参画, 働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> 第2次芦屋市市民参画協働推進計画 (H27~H31) 第3次芦屋市地域福祉計画 (H29~H33) 	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		35.8%	27.7%	34.9%	1.6%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組		展開状況	指標 (単位)	指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組	取組の実施状況	H26			H27	H28	H29	H32		
1-2-1 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。	①あしや市民活動センター機能の認知度を向上させます。 ②NPO、自治会等の市民活動のすそ野を広げ、地域を支える人材の発掘や育成を支援します。 ③職員の協働に対する意識を向上させるよう、協働に関する情報を共有します。	◇市民活動団体間での様々な活動手法の共有	①市民活動センターのH28年度の来所人数がH27年度に比し増加。 来初人数H28年度18,583人 (H27年度15,809人: +2,774人, +17.5%) 相談件数H28年度 308件 (H27年度241件: +67件, +27.8%)。 ①気軽に来所できる場づくりとしてふれあいカフェ(指定管理者事業, H30年1月13日・20日)を実施 ②あしや市民活動センター事業 (H28・29年度) ・あしや市民活動フェスタを実施し、市民活動の発表と交流を図った。平成29年度は、学生と市民活動団体等が芦屋市の将来像について話し合う内容で、人材の発掘や育成の機会となった。 ・「市民提案型事業補助金制度」を創設 (H29年度) H29年度、市民活動団体等が地域の課題解決や地域の魅力発信のために自主的に取組む新規事業等に対し実施に必要な費用の一部を補助する「市民提案型事業補助金制度」を創設し、4団体に対して助成した。 ③H29年度、人事課の特別研修として「地域とのパートナーシップ研修」を実施し、老人クラブ連合会と連携して、地域のイベントに職員を派遣し、協同の取組を行った。(3か所17名参加)	○ (全て実施)	「あしや市民活動センターを知っている」と回答した割合 (%)	15.5 (H25)	-	-	-	50.0	○ (良好)
1-2-2 市民が市民活動に参加しやすい環境をつくりまします。	①市民活動や地域活動の情報発信を行い、市民活動の機会の提供に努めます。 ②社会福祉協議会での福祉ボランティア活動を含めた市内全体のボランティア活動を推進、強化し、互助の地域をつくりまします。	◇市民活動への積極的な参加	①あしや市民活動センター内の掲示板やHPにおいてボランティア募集情報を継続して掲載。 ・さくらまつり (H29年4月1日・2日)、秋まつり (H29年10月8日)において、ボランティアコーディネートを行い、会場内の清掃活動を行いました。 秋まつりでは、高校生、大学生、一般市民、金融機関と連携し、会場のゴミ回収、自転車整理などの部門を担い、まつり参加者に分別啓発活動を行い、意識向上に努めました。 ・あしや市民活動フェスタを市ホームページや広報紙などで広く周知。市民が自分たちができていることを考え実践につなげる意見交換の場を提供 ②「ひとり一役活動推進事業」を開始 (H29~) し、20歳以上の方が、「ひとり一役ワーカー」として登録、市内の高齢者施設並びに高齢者宅を訪問し、「できること・したいこと」を実現できる仕組みを構築しました。	○ (全て実施)	市民活動や地域活動をしたことがある人の割合 (%)	29.2 (H25)	-	-	-	50.0	○ (良好)
					社会福祉協議会のボランティア活動センター登録者数 (人)	452	476	572	559	500	○ (良好)
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆☆	<p>【展開状況】全て実施(○) / 【結果】良好(○)</p> <p>○市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組の支援では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の拠点である、あしや市民活動センターの相談事業においてNPO設立や運営相談のほかボランティアに関する活動相談及びコーディネートを実施し、来所人数と相談件数の増加につながりました。 ・また、「あしや市民活動フェスタ」をはじめとする様々な事業を、市民活動団体や企業、学生との協働により実施しました。 <p>今後の市民活動センターの運営については、さらに社会性の高い活動を行うフリーランスなど、あしや市民活動センターを今まで利用していない比較的若い世代の利用者の掘り起しや活用ニーズを探り、その方々への支援方法やネットワークの構築といった拠点機能を拡充し、新たな市民活動へ広げていくことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに「市民提案型事業補助金制度」を創設し、4団体に対して助成しました。 <p>今後は、市民活動への契機となるよう採択された取組みを紹介するなど、制度の周知を進めていく必要があります。</p> <p>○市民が市民活動に参加しやすい環境づくりでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第29回芦屋さくらまつり、第29回あしや秋まつりにおいて、ボランティアコーディネートをを行い、会場内の清掃活動を行いました。多様な主体との協働により取り組み、まつり参加者に対してもゴミ分別の啓蒙活動を行うなど、市民マナー意識向上の取組にもつながりました。 ・平成29年度から開始した「ひとり一役活動推進事業」では、20歳以上の市民を登録、「できること・したいこと」を実現できる仕組みを構築しました。今後は市民がもつ力を地域で活かすことができるように、地域活動の担い手の発掘や育成が必要です。 	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	市民参画課

目標	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる
施策目標	1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
熊本地震ほか気象災害 少子高齢化社会・人口減少	・第2次芦屋市市民参画協働推進計画 (H27～H31) ・第3次芦屋市地域福祉計画 (H29～H33)	肯定的 意見	否定的 意見	わから ない	無回答
		37.9%	28.8%	31%	2.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組		展開状況	指標 (単位)	指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組	取組の実施状況				H26	H27	H28	H29		
1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。	①自治会活動などに参加していない市民に、地域活動の大切さや楽しさ等を伝えるなど、地域活動が活性化するための支援を行います。 ②地域の課題解決に向けて、市民が主体的に取組を進めやすくするための支援を検討します。 ③まちづくりに関わる様々な主体が互いに交流し、事例の研究などによって知識を深め、地域におけるまちづくりを進めつつ、連携する機会を充実します。	◇地域活動への積極的な参加と連携 ◇地域の課題は地域で解決する意識の醸成	①H28年度 ・自治会連合会専門委員会の立ち上げ、運営支援 ・自治会連合会「自治会活動のてびき」の作成支援 H29年度 ・平成29年12月1号広報あしやで自治会活動について特集 ・転入者の加入促進を目的としたリーフレットを自治会連合会と協議しながら作成 ②H29年度 ・地域課題解決の仕組みづくりアドバイザー会議「笑顔ネット」において提案された「777プロジェクト」を市民団体等が連携し実施 ・地域の活性化や芦屋市の魅力の再発見につながる市民の自主的な活動に市民提案型事業補助金を交付(補助件数4件) ③地域のまちづくり協議会や自治会等、街づくり活動団体によって構成されたまちづくり連絡協議会の事務局として、協議会の円滑な運営を図ると共に、まちづくりに関する情報提供や意見交換を行った。	○ (全て実施)	自治会などに加入する世帯の割合 (%)	68.2	66.9	67.5	66.9	75.0	△ (横ばい)
					まちづくり連絡協議会の1回あたりの平均出席者数 (人/年)	14	13	8	10	17	× (悪化)
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価					△ (悪化あり)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆	<p>【展開状況】全て実施(○) / 【結果】悪化あり(△)</p> <p>市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組への支援について、自治会活動活性化支援の取組では、H28年度自治会連合会において自治会等の取り組みをより一層推進・活性化し、魅力あるこのまちを次世代に継承していくため、理事会で3つの専門委員会を設置し、それぞれの委員会でさまざまな検討を実施しました。その中で、自治会等役員の引継ぎ等に活用するための参考となる「自治会活動の手引き」を協働で作成しました。</p> <p>またH29年度は、自治会で取り組んでいる清掃活動やお祭りなどを広報あしや特集ページで紹介し、自治会活動を知らない方に自治会活動の楽しさや、地域の日常的なつながりの大切さを伝える内容としました。また転入者の加入促進を目的としたリーフレット作成においても、自治会の意義を分かりやすく掲載するとともに若い世代に読んでいただくため、デザインも工夫しました。</p> <p>市民の地域課題解決に向けた主体的な取組の支援では、地域課題解決の仕組みづくりアドバイザー会議「笑顔ネット」において、市民活動団体等や企業、学校、個人など多様な団体や個人がネットワークを構築しながら地域課題解決を図るための取組として「777プロジェクト」を実施しました。</p> <p>今後は、地域の課題解決や地域の魅力発信についての仕組みについて、市民参画協働アドバイザーや市民参画協働推進会議のご意見を聞きながら、検討してまいります。</p> <p>まちづくりにかかわる様々な主体の交流促進の支援では、まちづくり連絡協議会は、役員の固定化や高齢化のために、出席者数が減少していますが、まちづくりのための情報交換や地域間の連携を継続して進めています。</p> <p>自治会加入率はほぼ横ばい状態ですが、マンションの自治会未加入が全市的な課題となっているため、さらに自治会加入の啓発となるような情報発信等の支援やマンション管理組合ネットワークとの連携についても考えていく必要があります。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
社会教育部	生涯学習課

目標	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている
施策目標	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術振興基本法の改正 (H29.6.23) ※「文化芸術の振興にとどまらず、観光まちづくり国際交流、福祉、教育、産業、その他関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと。文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること」として、一部改正が行われ、「文化芸術基本法」となった。 文部科学省において、第2期スポーツ基本計画の策定 (H29～H33) SNS (ソーシャルネットワークシステム) の普及 平昌冬季オリンピック・パラリンピックの開催 (H30) 	<ul style="list-style-type: none"> 文化振興基本計画 (H29年度～H34年度) 第2次生涯学習推進基本構想 (H21) 芦屋市立美術館運営基本方針改定 (H29年度) 芦屋市スポーツ推進前期実施計画 (H26～H30) の評価 芦屋市スポーツ推進後期実施計画 (H31～H35) ※策定中 (市民意識調査 H29) 	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		52.1%	21.8%	24.3%	1.8%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標 (単位)	指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29		
2-1-1 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信します。	①重点施策に則った「第2次芦屋市文化振興基本計画」の策定を平成28年度 (2016年度) 中に行います。 ②芸術、芸能、生活文化等とはもとより、学術、景観、観光その他創造的活動をも含む個性豊かで幅広い芦屋文化を発信し、まちの魅力として定着を図ります。	◇文化活動の積極的な情報発信	①H28年度 (H29年3月) に「第2次芦屋市文化振興基本計画」を策定。文化振興審議会において施策評価を行った。 ②教育の分野で、淡路市と連携して給食と体験学習について地方創生加速化交付金を活用した事業を実施した。淡路の食材を使用し、行事食や季節感を取り入れた給食を提供することにより、地域への愛着の醸成と食育を推進した。また、本市の生活文化を発信するため、商工会と連携して、市内の文化スポットや店舗を紹介するアプリケーション「芦屋歩記」を協働開発、H29年4月にリリースした。(H28年度) ②H29年10月よりシティプロモーションを開始。市民自らが市の魅力を発信することの支援や文化ゾーンでのイベント等を実施。また、市内のスポットをまとめたPVも公開した。(H29年度) ②同時並行的に、地方創生加速化交付金を活用し、神戸市、淡路市、洲本市と共同で、「2市1島合同プロモーション 島都市デュアル」を開始。H28年度は、マーケティング調査、29年度より4市それぞれの「暮らしナビゲーター」による地域の魅力発信に取り組んだ。	△ (一部実施)	「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合 (%)	84.6	—	—	83.9	90.0	△ (横ばい)
					「居住地として芦屋市を選んだ理由」に対して、「地域イメージが良い」と回答した割合 (%)	42.0	—	—	44.8	46.0	○ (良好)

<p>2-1-2 芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。</p>	<p>① 芦屋の文化を知り、身近に感じることができるよう、子どもにも分かりやすい出前講座や展示、リーフレットや冊子を作成して配布するなど、芦屋の文化についての理解が深まるよう取り組みます。 ② 公民館、美術博物館、谷崎潤一郎記念館、富田碎花旧居等の文化施設の活性化を図り、誰もが親しみを持って利用できる施設を目指します。 ③ 芦屋の伝統や文化を広め、継承するために、講演会などを開催します。 ④ 失われつつある戦前、戦中の地域の伝統や文化を継承するため、戦前、戦中を知る人達の記憶の記録や状況調査等を行うとともに、調査結果を広く市民と共有し、活用します。</p>	<p>◇文化財的な建築物の保存・活用</p>	<p>① 出前講座のメニューを毎年度見直すとともに、広報あしや等でPRを行った。 ① 芦屋の文化財の理解が深まるようワークショップを開催(H28年度57人、H29年度305人参加) ① 常時、子ども対象とした遺跡解説のリーフレットを配布(H28・29年度) ① 市民を対象とした『芦屋の文化財ハンドブック』の改訂版を刊行(H29年度) ② 富田碎花旧居を芦屋オープンガーデンの参加施設とした(H29年度～) ② 芦屋市文化ゾーンの連携事業として読書をテーマにしたイベント「niwa-doku(にわどく)」を美術博物館・谷崎潤一郎記念館・図書館で初めて開催し、今後も継続の予定(H29年度～) ② 美術博物館の庭でアートマーケット「あしやつくる場」を開催(H28年度8,819人、H29年度10,696人参加) ② ルナ・ホール事業や公民館講座において、芦屋ゆかりの文学者や芦屋出身・在住の音楽家を招き、芦屋らしさを具現化する事業を実施。 ② 芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院の実施。 ② 常設展示事業、公民館ギャラリー、阪神南青い鳥学級、阪神くすの木学級の実施。 ③ 会下山遺跡発掘調査60周年・国指定5周年記念事業の一つとして、ルナ・ホールで記念シンポジウムを開催し、520人の参加者があった(H28年度) ③ 三条文化財整理事務所での出土品展示、小学校高学年対象ワークショップ、史跡見学会を実施し、本史跡を芦屋市の魅力として広く発信した(H28年度) ③ 全国の詩人を対象とした富田碎花賞を、毎年実施している。 ③ 毎年、谷崎潤一郎賞受賞記念特別講演会の開催し、中央公論新社が開催する谷崎潤一郎賞を受賞した一流の作家が芦屋市で講演するとともに、本市が谷崎潤一郎ゆかりのまちであることを全国に広く発信している。 ③ 芦屋文化ゾーン講座(4回)を美術博物館で初めて開催し、合計167人の参加者があった(H29年度～) ④ 人権推進課と共に戦争を体験された市民の聞き取り調査を行い、その内容を冊子及び「広報あしや」に掲載し、公表した(H28・29年度) ④ 公民館事業として、毎年、8月に平和展と平和に関する講演会を実施</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>中学生以下の美術博物館入館者数(人/年)</p>	<p>1,260</p>	<p>761</p>	<p>2,008</p>	<p>1,433</p>	<p>3,000</p>	<p>○ (良好)</p>
<p>2-1-3 市民が主体となって活躍する知的循環型社会の構築を目指します。</p>	<p>① 芦屋の文化を知り、自らリーダーとなって活躍できる人材が豊富になるように、研修会や講習会を実施し、ボランティアを育成、支援します。 ② 個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながるよう、市民が主体となった発表会や研修会等を実施します。</p>		<p>① 市民主体の地域の歴史と文化財の活用・継承に向け、ボランティアの養成講座・研修を実施し、ボランティア育成を行った。また、芦屋市三条文化財整理事務所を中心に、ボランティアによる文化財に関連する事業活動を行った。 ② 市民版出前講座(あしや学びあいセミナー)を実施することにより、社会教育関係登録団体の会員が自らの学びにより得た知識や技術等を市民に還元する機会を設けた。(H29年度～) ② 社会教育関係登録団体への補助制度を見直し、社会教育関係登録団体が実施する自主事業に対し補助をする公募提案型補助金制度を導入することにより、社会教育関係登録団体への支援を行った。(H29年度～) ② 公民館講座において、受講された方が講師となりパソコン講座等を実施。芦屋川カレッジ修了生が組織する団体(芦屋川カレッジ学友会)と連携して、夏休み子ども教室の一部を実施。 ② 市民の活動の場を提供する市民会館文化事業である市民ステージ、市民絵画展、夢ステージを実施。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>文化財の整理作業補助などに関わる「文化財ボランティア」の活動者数(人/年)</p>	<p>15</p>	<p>19</p>	<p>19</p>	<p>19</p>	<p>27</p>	<p>△ (横ばい)</p>
					<p>社会教育活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数(回/年)</p>	<p>3</p>	<p>19</p>	<p>13</p>	<p>17</p>	<p>16</p>	<p>○ (良好)</p>

2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。	①市民が知識や教養を高めることができるよう、図書館施設の整備や資料の充実を図るとともに、調べ物や読書相談等のサポートを強化します。 ②子どもたちの読書機会を増やせるよう、子どもと本を結ぶ図書館行事の充実、保育所・幼稚園向けの読み聞かせや、学校への団体貸出等を実施します。		①図書館では、図書館施設の整備として大原分室の改修工事を実施し、屋根・外壁、電気設備の補修、読書スペースの改修等を実施した。また、JR芦屋駅北側「憩いの広場」内に図書返却ポスト設置し、返却時の利便性向上を図った。(H28年度) ①「図書館利用実態調査」に寄せられた要望を踏まえ、H30年度実施予定の図書館大規模改修工事に向けて、計画・準備を進めた。(H29年度) ①図書館では調べもののサポートを行うとともに、読書相談のツールとして、絵本のブックリストを作成した。(H29年度) ①公民館図書室において、図書の貸出しを行った。 ①②美術博物館・谷崎潤一郎記念館との連携事業「niwa-doku(にわどく)」を実施し、市民の読書機会を増やした。(H29年度) ②おはなし会参加者にカードを作成する取り組みを行った結果、前年度よりも参加者が約30%増加した。(H28年度) ②保育所・幼稚園・学校への団体貸出や図書館見学等を実施した。	○ (全て実施)	市民が1か月に1冊以上読書する割合(%)	55.0 (H27)	-	-	-	67.8	○ (良好)
2-1-5 「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、全ての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ります。	①「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、スポーツ施策を推進します。 ②高齢者、障がいのある人、ファミリー等、誰もがライフステージに応じて楽しみ、人と人の絆を深めるスポーツ事業を実施します。	◇スポーツ活動の積極的な情報発信	①後期スポーツ推進実施計画に向けて、スポーツ市民意識調査、分析等を行い、後期スポーツ推進実施計画策定の基礎資料とした。 ②スポーツが身近なものに感じられるように小中学生を対象にポスター展や少年少女カヌー体験教室を開催した。 ②秋のファミリースポーツを開催し、親子でスポーツするプログラムを行った。 ②高齢者等にも楽しめるクロリティー交流大会の開催や、障がい者スポーツ指導者協議会を支援し、福祉センターでのサウンドテニス等を行った。 ②芦屋市スポーツ表彰では、スポーツ選手や指導者、そして、地域スポーツへの功労者に表彰を行った。	△ (一部実施)	スポーツ啓発事業参加者数(人/年)	857	461	542	651	1,115	○ (良好)
まとめ			取組の評価	△ (一部実施)	スポーツの週1回以上の定期的実施率(%)	62.0 (H24)	-	-	64.3	69.0	○ (良好)
				△ (一部実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆	<p>【展開状況】一部実施(△) / 【結果】良好(○)</p> <p>芦屋文化の魅力発信の事業では、H28年度に「第2次芦屋市文化振興基本計画」を策定し、文化振興審議会において施策評価を行いました。また、アプリ・PV等の活用や兵庫県下の他市との連携により、地域の魅力発信に精力的に取り組めました。</p> <p>芦屋文化の継承では、公民館、美術博物館、谷崎潤一郎記念館、富田碎花旧居等の文化施設や、市内の文化財を活用し、イベントやワークショップ等を数多く開催しました。また、失われつつある戦前・戦中の文化についても継承するため、人権推進課と連携して市民の聞き取り調査の内容を公表したり、平和に関する講演会等を実施しました。</p> <p>市民が主体となった知の循環型社会の構築では、文化財ボランティアの養成講座・研修を実施し、ボランティアによる文化財関連事業活動を行いました。また、市民が活動する場を提供するとともに、社会教育関係登録団体によるあしや学びあいセミナーや芦屋川カレッジ校友会と連携した夏休み子ども教室など、市民が自ら学んだことを社会に還元する仕組みを構築し、主体的な活動が行われるよう取り組みました。</p> <p>図書館事業では、新たな返却ポストの設置や大原分室の改修工事など、図書館利用の環境整備を行いました。また、おはなし会参加者カードの作成や、美術博物館・谷崎潤一郎記念館と連携した読書イベントの実施など、読書機会の充実に取り組みました。</p> <p>スポーツ文化の環境づくりでは、「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、施設運営管理における視点管理者選定等の施策を行うとともに、市民がスポーツを身近に感じられるようポスター展を開催しました。</p> <p>概ね各事業において、多くの市民が参加し、市民が教養を高める機会を豊富に提供していますが、芦屋の文化の魅力発信し、次の世代に継承していくために、市民が継続して自主的に活動する仕組みづくりが重要であり、現行の取組を積極的に情報提供し、幅広い年代の市民がより参加しやすい状況を促進する必要があります。また、スポーツ振興においては、市民が健康で過ごせるようにスポーツ人口を増やす仕組み作りが重要です。</p>	☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	広報国際交流課

目標	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている
施策目標	2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
平成29年11月1日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行された。(技能実習生の増加)		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		41%	23.7%	33.3%	2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標の推移					傾向	
					指標 (単位)	H26	H27	H28	H29		H32
2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。	①潮芦屋交流センターを国際交流の拠点として、また、地域のコミュニティの活動拠点として広く活用されるよう周知を図ります。 ②芦屋市国際交流協会や社会教育関連団体との連携、協力によるセミナーや講演会等を実施し、国際理解を深める機会の充実を図ります。 ③様々な異文化交流の機会を活用し、子どもたちが外国の言語や文化に触れたり、自国の文化を発信したりする取組を進めます。 ④外国語によるスピーチコンテストの実施など、外国にルーツのある児童生徒と他の児童生徒が相互に学びあい、高め合える機会を増やします。	◇多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加	①広報紙やホームページ、掲示板、メールマガジンなど様々な媒体を活用し、潮芦屋交流センターでのイベントの紹介を通じて施設の周知を図った。 あいあいルーム、ルリアンなど子育て支援事業を開催した。 ②外国人支援のための「災害時外国人支援講座」を国際交流協会をはじめとした複数の団体から協力を得て開催した。 多文化共生社会の推進を目的とした「親子で異文化体験」イベントをNPO団体の協力を得て開催した。 ③各学校園において多文化共生の教育実践を実施。その取組を多文化共生担当者会にて交流(平成29年度～) ④より多くの方に参加してもらえるように外国語によるスピーチコンテストの会場を保健福祉センターに変更(平成29年度～)	△ (一部実施)	潮芦屋交流センター(貸室のみ)の利用率(%/年)	32.0	37.1	40.1	45.6	38.0	○ (良好)
					潮芦屋交流センター事業への参加者数(人/年)	4,890	6,062	6,100	6,347	5,490	○ (良好)
					NPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の参加者数(人/年)	-	-	235	102	50	○ (良好)
					外国語によるスピーチコンテスト参加者数(人/年)	-	66	88	88	100	○ (良好)
2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。	①外国人住民が生活に必要な情報を入手できるように、外国人向けの刊行物、パンフレット、公共サイン等を多言語表記や「やさしい日本語」で情報提供します。 ②外国人児童生徒の望ましい教育の在り方について協議を深め、日本語指導支援員の配置などの支援体制を整備します。		①英語版広報誌「ニューズレター」を「やさしい日本語」を併記し発行した。またホームページにテキスト版、韓国・朝鮮語版、中国語版を掲載した。市役所庁舎内や高浜分署庁舎内の多言語表示、市内ハイキングコース道標の英語併記を行った。また、ごみハンドブックなど英語版を作成した。新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を開催した。 ②各校における現状や課題を把握し支援体制の方向性を検討するために「芦屋市帰国・外国人児童生徒等支援連絡協議会」を開催。(平成28年度～) ③日本語指導が必要な児童生徒に対して、日本語指導支援員等の配置	○ (全て実施)	全世帯配布発行物の英語版を発行した割合(%/年)	37.5	37.5	33.3	33.3	100.0	△ (横ばい)
					日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合(%)	-	-	38.0	41.6	100.0	○ (良好)
まとめ			取組の評価	△ (一部実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆	<p>【展開状況】一部実施(△) / 【結果】良好(○)</p> <p>多様な文化を持つ人々との交流促進と相互理解の取組では、外国人住民が必要な情報を入手できるように、インターネットの自動翻訳機能などICTを活用した多言語による情報発信の推進や、災害時の外国人支援など様々な機会を通じて多文化共生社会の推進の取組が必要であると考えます。潮芦屋交流センターについては、指定管理者と協力して国際交流や潮芦屋地区の拠点となるよう、利用者拡大や外国人住民に対するサービス提供の推進を図ってまいります。</p> <p>外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりについて、学校における外国にルーツを持つ子どもは、日本語が不自由であると学校生活においても困難な場面があり、特に学習面で大きな遅れの原因となり、進学も難しくなる。今後日本社会で生きていく上での困難さに直結するなど、すぐにも解決しないといけない課題であると認識しています。</p> <p>平成32年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪日外国人に対応する動きがあり、小学校での外国語の教科化など、グローバル人材や、多文化共生マネージャーの育成の必要性など多角的に、多文化共生社会の実現に取り組んでいく必要があると考えております。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)		
☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)		
☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)		
☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)		

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	人権推進課

目標	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている
施策目標	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
「8050」問題(80歳代の高齢者と50歳代のこどもの世帯)	第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 (H28~H32) 第2次芦屋市地域福祉計画 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画) 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画 芦屋市第4期障害福祉計画	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		42.7%	20.6%	34.8%	1.9%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29		H32
3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。	①平和の大切さを再認識できるように、「平和首長会議」の提唱する非核・平和事業を実施するほか、平和講演会等を実施するなど「みんなで考えよう 平和と人権」事業を拡充します。	◇平和を大切に する心の醸成	「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動や被爆アオギリ2世の植樹など「平和首長会議」の提唱する非核・平和事業を実施した。 「みんなで考えよう平和と人権」事業において、平和講演会、映画会、展示などを実施するとともに、平成29年度から新たな展示事業として「たゆまぬ平和への歩み」展を3回開催したことに加え、戦争体験の聞き取りをまとめた「戦争体験記録集」を平成28、29年度に発行した。	○ (全て実施)	「みんなで考えよう 平和と人権」事業の参加者数(人/年)	742	1,004	535	676	1,000	△ (横ばい)
					「核兵器廃絶を目指す市民の署名」筆数(筆/年)	228	323	263	504	300	○ (良好)
3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。	①お互いの人権を尊重する社会を目指して、「日々の生活と人権を考える集い」などの人権啓発事業に工夫を加え実施します。 ②上宮川文化センターでは、人権啓発、住民交流の拠点施設として、地域福祉や人権意識の向上を担い得る機関となるように、講演会などを充実し、市民が親しみやすい各種事業を実施します。 ③市民や職員が人権教育推進の担い手となるように、人材育成に取り組むとともに、芦屋市人権教育推進協議会の事業を推進します。	◇いじめなど身近な問題への積極的な関与 ◇人権尊重の理念の理解	①「日々の生活と人権を考えるついで」を芦屋市人権教育推進協議会と共催で開催し幅広い世代の参加が図れた。また、近年新たな人権課題となっている性的少数者や犯罪被害者の問題について、講演会、映画会、展示会の開催、チラシによる啓発を行い、市民の理解を図った。 ②上宮川文化センターではHPをリニューアルし、解りやすく詳細な情報を提供するとともに、施設整備を行い、利用促進を図った。また、子供から高齢者まで各年代で興味の持てる事業として民謡教室やこども太鼓教室などを多数実施した。 ③日頃から芦屋市人権教育推進協議会と連携を図り、各専門部会が行う学習会をはじめ講演会や研究大会全体会・分科会等の開催を支援した。また、それら講演会等を職員研修としても位置づけ、人材育成にも取り組んだ。平成28年度には、阪神地区人権・同和教育研究協議会及び兵庫県人権教育研究協議会とも連携し、第63回兵庫県人権教育研究大会中央大会を芦屋市で実施し、県下各地より多数の参加を得た。	○ (全て実施)	「人権啓発事業」参加者数(人/年)	2,718	5,211	3,322	3,098	3,000	○ (良好)
					上宮川文化センターの来館者数(人/年)	82,122	53,779	75,669	86,730	87,000	○ (良好)
					芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数(人/年)	800	780	880	800	1,000	△ (横ばい)
3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。	①住民票などの不正請求、不正取得により市民の人権が侵害されないように、本人通知制度の周知と適正な運用を行います。 ②市民一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、支援が必要な高齢者や障がいのある人たちを支える市民後見人の養成や、その活動を支援します。	◇本人通知制度への登録	①市民に対し、啓発グッズ、ちらし等の配布を行い本人通知制度の周知と登録の呼びかけを行うとともに、八土業等に対しても制度を実施している旨の周知を行い、制度の適正な運用を行った。 ②権利擁護支援センターにおいて、司法職と福祉職による権利の侵害や成年後見制度などに関する「専門相談」を行っている。また、社会福祉協議会において、法人後見業務に取り組めるよう体制を整備し、支援を展開している。 「市民後見人活動マニュアル」を作成し、本市における「市民後見人推薦システム」の構築に取り組んだ。	○ (全て実施)	本人通知制度(住民票の写し、戸籍等)登録者数(人)	449	669	766	848	1,000	○ (良好)
					権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合(%)	57.8	42.9	66.7	91.3	75.0	○ (良好)
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価				○ (良好)		

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆☆	<p>[展開状況] 全て実施(○) / [結果] 良好(○)</p> <p>平和事業の取組では、被爆アオギリ2世の植樹やたゆまぬ平和への歩み展、平和記録集を2年度にわたり発行するなど新たな事業を実施したこと、また、核兵器廃絶を目指す署名活動を積極的に行うなど、市民の平和への意識の醸成を図ってまいりました。今後は、戦争体験者が少なくなる中で、戦争の悲惨さ、平和の大切さをいかに継承していくかが課題であり、平和記録集などを利用し意識啓発を行ってまいります。</p> <p>人権啓発事業では、上宮川文センターにおいて、HPの全面リニューアルを行い分かりやすく詳細な情報発信に努めました。今後はより戦略性の高い広報活動を行いつつ、施設のハード面、制度面などを整備しより利用しやすく憩えるセンターの構築を検討します。</p> <p>芦屋市人権推進協議会を支援することで事業の円滑な実施につながったと考えております。今後は協議会活動の幅をさらに広げるため、PTA部会復活を支援してまいります。</p> <p>本人通知制度の登録者数は年々増加していますが、引き続きイベント等の機会を利用して制度の周知を図り、一層の増加を目指してまいります。また、本人通知制度を実施していること自体が不正請求の抑止に繋がるため、引続き八土業等に対しても本市が制度の実施市であることをアピールしてまいります。</p> <p>高齢者や障がいのある人の権利擁護については、専門相談や法人後見業務の取組、地域における権利擁護の担い手の養成等の支援体制の整備に努めています。また、家庭裁判所をはじめ関係機関との連携を密にし、市民後見人の安定的な活動支援を行います。</p> <p>平和とすべての人々の人権が尊重される社会の重要性について、あらゆる平和・人権事業を通して、市民の意識を高めていく必要があると認識しています。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	男女共同参画推進課

目標	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている
施策目標	3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)					
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定 		<ul style="list-style-type: none"> 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン(芦屋市女性活躍推進計画を含む)(H25～H29) 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(H23～H29) 第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン(第2次芦屋市女性活躍推進計画を含む)(H30～H34) 第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(H30～H34) 		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				29.2%	24.5%	44.1%	2.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標 (単位)	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29		H32
3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。	①各種講座の開催、「ウィザース」の定期発行、ウィザースあしやフェスタの開催等による啓発や女性のための悩み・法律相談による支援等、性別による固定的な役割分担の意識の解消のための取組を進めます。 ②市附属機関等における女性委員の登用割合を高め、政策・方針決定過程での男女共同参画を推進します。 ③長時間労働の抑制、育児休業や介護休暇の取得促進等により、子育てや介護を支える環境整備の推進に取り組み、ワーク・ライフ・バランスを促進します。 ④女性の職業生活における活躍を推進するため、計画を策定し、相談などの支援を行います。	◇男女共同参画の意識の高揚 ◇ワーク・ライフ・バランスの正しい理解	①②③第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プランに基づき、実績報告及び実施計画を毎年作成し、審議会で進行管理等の審議を行い、事業を実施した。 ①②③H28年度に市民職員意識調査を実施し、H29年度にワークショップやパブリックコメント、審議会を行い第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プランを策定した。 ①父親のための料理講座等の男女共同参画に関する講座、女性の働き方セミナー等の女性活躍推進に関する講座等を開催(H28年度13講座、29年度19講座)、「ウィザース」を年4回発行、ウィザースあしやフェスタを開催しワークショップ等を実施、女性のための悩み相談・法律相談(H28年度233件、H29年度242件)を実施した。 ②市附属機関等における女性委員の登用割合を高めるよう努めた。 ③人事課特別(専門)研修として、職員向けにワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供する講座などを開催し、啓発に取り組んだ。 ④H28年度、芦屋市女性活躍推進計画(第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン一部改正版)を策定し、女性活躍推進会議の立ち上げ及び、女性活躍相談を開始した。 ・H29年度には、第2次女性活躍推進計画を策定し、女性の再就業や起業等を包括的に支援する「女性が輝くまち 芦屋」事業をASHIYA RESUME(芦屋リジューム)として3ヶ年で取り組むべく着手した。	△ (一部実施)	芦屋市男女共同参画推進条例の認知度 (%)	43.6	43.0	36.7	—	50.0	△ (横ばい)
3-2-2 性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。	①DV被害者の相談窓口を充実し、被害者の早期発見、安全確保を図り、幅広い関係機関との連携のもと、切れ目ない自立支援を行います。 ②性差別による暴力防止についての啓発を行います。	◇暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識 ◇DVなどの被害を未然に防ぐ、又は最小限にとどめるための早期相談	①第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画に基づき事業を実施した。 ・婦人相談員によるDV相談及びDV被害者の自立支援の実施、DV被害者支援ネットワーク会議専門部会の開催、警察等と協働で「女性に対する暴力をなくそう」キャンペーンの開催、総合相談連絡会において配偶者暴力相談支援センターの業務内容の説明等を行った。 ①②H28年度に市民職員意識調査を実施し、H29年度にワークショップやパブリックコメント、審議会を行い第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画を策定した。	△ (一部実施)	DV相談室の認知度 (%)	31.7	—	30.0	—	50.0	△ (横ばい)
まとめ		取組の評価		△ (一部実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆	<p>【展開状況】一部実施(△) / 【結果】良好(○)</p> <p>女性の社会参画では、第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プランに基づき、市附属機関等における女性委員比率40%を目標として取り組んでいますがまだ達しておらず、引き続き関係部署への声掛け等により積極的に取り組んでいく必要があります。また、女性活躍推進講座を昨年度の5講座から8講座に増やし、女性の就労支援等の情報提供のための女性活躍相談の常設、包括的な女性活躍支援事業「女性が輝くまち 芦屋」(芦屋リジューム)の開始、男女共同参画センター通信「ウィザース」の発行(年4回)等による啓発、女性のための悩み相談(心の悩み、家事調停)の相談枠を24枠増やし、女性のための法律相談等と合わせて実施し支援してきました。</p> <p>性別による人権侵害の防止、啓発では、婦人相談員によるDV相談及びDV被害者の自立支援の実施、DV被害者支援ネットワーク会議専門部会の開催、警察等と協働で「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンの開催、総合相談連絡会において配偶者暴力相談支援センターの業務内容の説明等に取り組みました。</p> <p>しかし、平成28年度に実施した男女共同参画に関する市民・職員意識調査では、男女共同参画社会に向けた取り組みや男女共同参画関連用語の認知度は高いとは言えず、より効果的な啓発や周知を行う必要があります。第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン(第2次芦屋市女性活躍推進計画を含む)や第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画では、啓発や広報等は重要な課題として位置付けており、平成30年度にセンターの移転も控えていることから、より一層の啓発や広報及びセンターの知名度向上のための取組み等を進めていくことが重要です。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
学校教育部	学校教育課

目標	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている
施策目標	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・新教育要領、新学習指導要領の告示 ・学校教育法施行規則の一部の改正 (部活動指導員の導入に関する方向性が示された。) ・夏季休業の短縮が全国的に進む。	第2期芦屋市教育振興基本計画(H28～H32)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		47.9%	15.8%	34.6%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標 (単位)	指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29		
4-1-1 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。	①「就学前カリキュラム」に基づき、幼稚園、保育所(園)、認定こども園の連携を深め、質の高い教育・保育が受けられるように取り組めます。 ②幼児期と児童期の教育が円滑に接続し、連続性や一貫性を確保できるよう、就学前施設と小学校との交流を促進し、連携の充実を図ります。		①市立幼稚園全園で公開保育を伴う幼児教育研究会を実施し、公私立幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小中学校の教職員の参加ができるようにした。 ①地域の就学前施設同士の交流活動を進めた。 ①待機児童の解消と3歳児の教育ニーズに対応するため、平成29年2月に「芦屋市幼稚園・保育所のあり方」を策定し、認定こども園を整備するなど市内就学前教育・保育施設の再編整備を進めていく。 ①幼稚園教諭、保育士及び栄養職員による私立保育園、私立認定こども園及び私立小規模保育事業所へ巡回訪問を行った。(総計69回) ②「芦屋市接続期カリキュラム」に基づき、5月に市内全小学校1年生担任教諭と就学前施設の教職員が集まり研修をすると共に、小学校区ごとにグループ協議をし、意見交流をした。 ②小学校の校庭、図書室等を就学前施設が利用する等交流の促進を図った。	○ (全て実施)	幼稚園・保育所(園)・認定こども園の合同研修会等参加者数 (人/年)	354	407	407	432	420	○ (良好)
					各就学前施設と小学校との交流回数 (回/年)	16	32	36	71	40	○ (良好)

<p>4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。</p>	<p>①全国学力・学習状況調査の結果を分析し、基礎的、基本的な知識、技能を活用する力を育む指導の研究を推進するとともに、算数・数学のチューター、理科推進員を効果的に活用し、学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力の向上を目指します。 ②小学校における英語学習の教科化に備え、子どもの英語の学習意欲と活用能力が向上するように、英語を系統的、専門的に指導する人材を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムを作成し、指導の充実を図ります。 ③子どもが読書の喜びや楽しさを体感し、読書意欲を高めることができるよう、家読(うちどく)などの活動を推進し、子どもの読書機会を増やします。また、本を活用した学習を推進するために、授業での学校図書館利用を促進するとともに、公立図書館との連携を強化します。 ④インクルーシブ教育システムの構築をめざし、共に学びながら、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を十分に受けられる環境整備を進めます。</p>	<p>◇学校ボランティア(教育ボランティア、学校支援ボランティア)への参加、協力 ◇家読(うちどく)の推進</p>	<p>①全国学力・学習状況調査の結果を調査分析し、広報を通じて市民に公表するとともに管理職や学力向上担当者により、成果と課題について検討を進め、指導方法の改善に向けての研修会を実施した。 ①小学校4年生、中学校1年生に算数・数学の学習指導員(チューター)を配置し、個に対応する学習を進めてきた。また、小学校に理科推進員を配置し、実験などを通して理科に関する興味関心を高める取り組みを進めた。 ②小学校5・6年生に英語が堪能な地域人材を年間35時間配置。 ②小学校における英語学習の教科化に備え、英語の早期化・教科化に向けた検討委員会を実施。(平成28年度～) ③市役所において読書活動の成果を展示し、子どもの読書活動の推進と、市民への啓発を兼ねた取組を推進した。 ③生涯学習課・図書館と協力し「niwa-doku(にわどく)イベントを開催した。絵本の読み聞かせや絵本交換会等を行い、親子で絵本に親しむ機会をつくった。 ③図書司書補助員の意識を向上するために、研修会を先進的な取組を進めている学校で行ったり、図書館担当教諭と合同で研修会を開催したりするなど、読書推進に向けた取組を進めてきた。 ④障がいのある幼児児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画をたて一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施。 ④特別支援教育センターの専門指導員による保護者及び教員に対する教育相談を実施。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1310 108 1585 347"> <p>中学校の数学で、「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合(%)</p> </td> <td data-bbox="1585 108 1675 347">80.0</td> <td data-bbox="1675 108 1765 347">72.5</td> <td data-bbox="1765 108 1854 347">73.6</td> <td data-bbox="1854 108 1944 347">73.2</td> <td data-bbox="1944 108 2033 347">80.0</td> <td data-bbox="2033 108 2132 347">△ (横ばい)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1310 347 1585 587"> <p>小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみよう」と答えた児童の割合(%)</p> </td> <td data-bbox="1585 347 1675 587">92.1</td> <td data-bbox="1675 347 1765 587">92.2</td> <td data-bbox="1765 347 1854 587">94.0</td> <td data-bbox="1854 347 1944 587">92.2</td> <td data-bbox="1944 347 2033 587">92.1</td> <td data-bbox="2033 347 2132 587">△ (横ばい)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1310 587 1585 826"> <p>児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数(冊/年)</p> </td> <td data-bbox="1585 587 1675 826">小学校 59.7 中学校 14.6</td> <td data-bbox="1675 587 1765 826">小学校 63.5 中学校 15.3</td> <td data-bbox="1765 587 1854 826">小学校 67.3 中学校 18.2</td> <td data-bbox="1854 587 1944 826">小学校 79.6 中学校 22.7</td> <td data-bbox="1944 587 2033 826">小学校 65.0 中学校 17.0</td> <td data-bbox="2033 587 2132 826">○ (良好)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1310 826 1585 941"> <p>特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数(人/年)</p> </td> <td data-bbox="1585 826 1675 941">424</td> <td data-bbox="1675 826 1765 941">518</td> <td data-bbox="1765 826 1854 941">563</td> <td data-bbox="1854 826 1944 941">655</td> <td data-bbox="1944 826 2033 941">486</td> <td data-bbox="2033 826 2132 941">○ (良好)</td> </tr> </table>	<p>中学校の数学で、「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合(%)</p>	80.0	72.5	73.6	73.2	80.0	△ (横ばい)	<p>小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみよう」と答えた児童の割合(%)</p>	92.1	92.2	94.0	92.2	92.1	△ (横ばい)	<p>児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数(冊/年)</p>	小学校 59.7 中学校 14.6	小学校 63.5 中学校 15.3	小学校 67.3 中学校 18.2	小学校 79.6 中学校 22.7	小学校 65.0 中学校 17.0	○ (良好)	<p>特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数(人/年)</p>	424	518	563	655	486	○ (良好)
<p>中学校の数学で、「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合(%)</p>	80.0	72.5	73.6	73.2	80.0	△ (横ばい)																										
<p>小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみよう」と答えた児童の割合(%)</p>	92.1	92.2	94.0	92.2	92.1	△ (横ばい)																										
<p>児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数(冊/年)</p>	小学校 59.7 中学校 14.6	小学校 63.5 中学校 15.3	小学校 67.3 中学校 18.2	小学校 79.6 中学校 22.7	小学校 65.0 中学校 17.0	○ (良好)																										
<p>特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数(人/年)</p>	424	518	563	655	486	○ (良好)																										

<p>4-1-3 子どもたちが命や人権を大切にす る「豊かな心」と、 「健やかな体」を バランスよく身に 付けられるよう取 り組みます。</p>	<p>①「いじめは人権侵害であり、決して許されない行為である。」との認識のもと、「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づき、教育相談の充実や実態把握のためのアンケート調査を実施するとともに、子ども自身がいじめについて考える機会を設けるなど、いじめ防止策を推進します。 ②学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するために、関係機関との連携を更に強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。 ③スマートフォンなど、インターネット利用に係る弊害やトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じて、情報を正しく選択し活用する教育を推進するとともに、保護者などへの啓発に努めます。 ④子どもの運動意欲を高め体力・運動能力が向上するように、学校園における体力向上の指導の研究と実践に取り組むとともに、家庭で実践できる子どもの健康・体力づくりについて、保護者への啓発に取り組みます。 ⑤山手中学校、精道中学校について、校舎の建替えと併せた給食実施のための準備を進めます。</p>		<p>①芦屋市いじめ防止基本方針の改定。(平成29年度) ①定期的なアンケート調査や教育相談等を実施し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めている。 ①各小中学校における、いじめ等の問題行動にかかる研修会の実施。 ①「特別の教科道徳」の実施に向けて、考える道徳の研修を実施。 ②スクールソーシャルワーカーを定期的に各中学校に配置し、個別の事案に対して関係機関と連絡調整を行い、ケース会議を行っている。(平成28年度～) ②教育相談事業の実施。 ②適応教室の活動プログラムの充実。 ②不登校初期対応マニュアルを周知徹底し、全職員が共通認識を持って、不登校対応に取り組む。 ③各小中学校の代表児童生徒を中心に、地域の方も一緒になってスマホサミットの実施している。 ④児童生徒が体を動かす機会を増やすことができるよう、小学校・中学校においてスポーツ交流会を開催した。小学校では、子どもが校内で継続して運動に取り組めるよう小学生では5年生、中学生では1年生で実施した。 ⑤山手中学校の校舎建て替えに合わせて、自校調理方式による学校給食が開始できるよう準備を進めてきた。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>中学校における不登校生徒の割合(%)</p>	3.3	4.1	4.1	4.0	1.9	△ (横ばい)
				<p>○ (全て実施)</p>	<p>全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合(%)</p>	10.0	18.0	7.5	6.2	20.0	× (悪化)
<p>4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に取り組みます。</p>	<p>①様々な教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、キャリアステージ(経験年数、校務分掌等)や課題に応じた研修機会の充実を図ります。</p>		<p>①新学習指導要領の実施に向けた内容を重点にした教職員の資質向上研修や研究を企画した。 ①小学校外国語科の先行実施に向けて、教員の実践的な英語指導力向上を図るため、各小学校を会場にした「小学校英語指導 基本の『き』」の研修を年間で8回実施した。 ①特別な教科「道徳」の評価やプログラミング教育の研修も実施した。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数(人/年)</p>	166	199	215	201	275	○ (良好)
<p>4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。</p>	<p>①子どもが、快適で充実した環境の中で学校園生活を送れるように、山手中学校、精道中学校の建替えに着手するほか、「公共施設の保全計画」に基づき、各学校園施設の整備を実施するとともに、教育備品の整備を計画的に行います。 ②教職員が、子どもと向き合う時間を確保できるように、外部人材の活用や教育現場のICT化など、校務の効率化に総合的に取り組みます。</p>	<p>◇スマートフォン、SNS等の正しい理解</p>	<p>①山手中学校建替え工事に平成29年7月から、精道中学校の建替えに向けた基本設計に平成29年9月から着手したほか、「公共施設の保全計画」に基づく浜風小学校の大規模改修や潮見幼稚園の便所改修などを行なうとともに、小中学校の体育館に無線APを設置し、ICT環境をさらに充実させた。 ②ICT環境整備では、幼稚園教職員の校務用PC57台と小学校の学習用にノートPC41台を更新し、タブレットPCを100台導入した。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>ICT化などによって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる教職員の割合(%)</p>	-	75.0	75.0	-	67.0	△ (横ばい)
<p>まとめ</p>	<p>取組の評価</p>	<p>△ (一部実施)</p>	<p>結果の評価</p>	<p>○ (良好)</p>							

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆	<p>【展開状況】一部実施(△) / 【結果】良好(○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育では、公立幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小中学校の教職員が参加して保育や体力作り、滑らかな接続などについて研究協議を行い、校種間の相互理解を進めました。今後は、小学校の施設を開放して近隣の就学前施設間の交流につながる取組を進めてまいります。 ・「豊かな心」と、「健やかな体」の習得では、子どもの体力向上に取り組み、小学校スポーツ交流会の実施種目が全ての小学校の体育学習で広まりました。29年度から開始した中学校スポーツ交流会では、現役の陸上選手による指導で興味関心をもって運動に取り組む姿が見られました。今後は、各学校での取組の充実を目指してまいります。運営面での課題を改善して子どもの体力向上が実現するよう取組を進めてまいります。 ・小学校の英語学習の教科化にむけ、検討委員会を開催し、平成30年度から始まる先行実施のための環境整備を行いました。今後は、先行実施を行っていく中で課題を明確にし、教職員の指導力向上のための研修を計画的に実施してまいります。 ・心やすらぐ充実した教育環境の整備では、ICT環境は、小学校の学習用タブレット端末を各校に41台配置し、授業で有効活用できる環境を整備しました。今後は、各中学校に41台配備し無線環境を拡充させ、学習環境の整備に努めてまいります。 	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
社会教育部	青少年育成課

目標	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている
施策目標	4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化 (2) 関連計画の策定状況 (3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)

後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・スマホの普及によるインターネット利用環境の目まぐるしい変化 ・兵庫県青少年愛護条例の一部改正(インターネット上の有害情報への対応の強化, 児童ポルノ/自撮り勧誘行為の禁止, JKビジネスに対する規制) ・若者の就職環境の改善	芦屋市子ども・若者計画(H27～H31) 芦屋市教育振興基本計画(H28～H32)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		30.7%	21.4%	46%	1.9%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29		H32
4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。	①小中学校において、子どもたちに将来の夢や希望を育む指導、望ましい勤労観や職業観等、社会的・職業的自立のために必要な資質や能力を育てる教育を充実します。 ②地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養えるよう、自然学校、*トライやる・ウィーク、キャンプ、*あしやキッズスクエア事業等、子どもたちの体験活動への参加機会を提供します。	◇トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ	①夏期の自由研究・教育活動展、秋期の中学校総合文化祭、冬期の造形教育展と一年を通して文化に親しむ教育活動に取り組んできました。 ①全小中学校にキャリア教育担当を位置づけ、小中学校での発達段階に応じた指導の充実を図ってきた。 ①兵庫県教育委員会が発行している、小学校のキャリアノートや本市教育委員会が発行している中学生用進路指導資料「進路の学習」を有効活用し、将来の夢や希望の実現に向けた指導を行ってきた。 ②小中学校の自然学校事業では、子どもたちの体験活動の充実を目指した取組を進めてきた。 ②教育活動の充実を目指して、見守り活動を始め、読書、園芸、ゲストティーチャーなど地域の力を活用した支援を受けることができるような取組を進めてきた。 ②中学校のトライやる・ウィークでは、市内で生徒が活動できる事業所の新規開拓も進め、全員が市内の事業所で地域で学ぶ活動を行う事ができた。 ②「特別の教科道徳」の実施に向けて、考える道徳の研修を実施。 ②あしやキッズスクエアにおいて、将棋教室・ラグビー教室・ソーラーカー体験・企業提供プログラムなどの体験プログラムの実施やオリンピックイヤーにちなんだ遊びリンピックなどを開催した。 ②昔遊び・手作りおもちゃ教室(小学生低学年対象)、小学生レクリエーションキャンプ(夏休み)を開催した。	○ (全て実施)	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)	小学校 86.0 中学校 71.7	小学校 86.4 中学校 71.8	小学校 85.0 中学校 70.6	小学校 86.8 中学校 72.0	小学校 90.0 中学校 80.0	△ (横ばい)
4-2-2 困難を有する子ども・若者を支援します。	①若者相談センター「アサガオ」においてカウンセリング、アウトリーチ(訪問支援)、ピアサポート(仲間同士の支えあいの支援)を展開していきます。 ②医療機関などの専門機関へのつなぎを充実させ、ソーシャル・ワークを進めるとともに、国・県やNPO等の関係機関との連携を図ります。		①若者相談センター「アサガオ」は平成28年度4月から開室日をそれまでの週3日から5日に拡大し、また相談員を1人増員して週2日は2人体制で対応している。そのため、延べ相談件数が770件と前年度比約2.3倍の伸びを見せた。(27年度326件) この傾向は29年度においても続き、2月末現在で延べ相談件数は774件である。(28年度は699件) ピアサポートとして困難を有する者同士の交流の場として毎月第3土曜日に「キ・テ・ミル・会」を開催。また29年8月から親同士の支えあいの場として毎月第1日曜日に「親の会」を継続して開催している。 ②毎月、保健福祉センターの総合相談連絡会議に出席し情報交換を行うとともに、内容に応じて社会福祉協議会に連絡したり、在籍学校の教師等の面談も行っている。	○ (全て実施)	若者相談センター「アサガオ」の支援対象者数(人/年)	26	23	58	62	100	○ (良好)

4-2-3 子ども・若者の健やかな育成に努めます。	①家庭や地域社会で、子ども・若者の自主的活動を促進し、育成します。 ②インターネットやスマートフォンの急速な進展に対応して、保護者、青少年関係者の情報リテラシー(活用能力)や情報モラルが向上するように、啓発活動、講演会、講習会等を効果的に実施します。	◇青少年を育成する活動への協力	①子ども会の育成及びあしやキッズスクエアでの青少年ボランティアの育成 ①成人式企画チームへの支援による成人式の開催 ②28年度は、中学校区青少年健全育成推進会議と合同で「親子で考えようスマホとネット」と題した研修会を開催した。(参加者86人) ②29年度は青少年育成愛護委員会と共催でスマホに潜む危険性についての研修会を実施(参加者41人)するとともに、中学校区青少年健全育成推進会議と合同で「スマホより親子の会話を」と題した研修会を実施した。(参加者63人)また、「子ども向けインターネットルールガイド」や兵庫県青少年愛護条例の改正点などの啓発資料を、青少年育成愛護委員の班集会など折に触れて配布した。	○ (全て実施)	青少年の自主的活動(青少年リーダー及び青少年ボランティア)者数(人/年)	17	263	486	1,164	1,870	○ (良好)
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	<p>[展開状況] 全て実施(○) / [結果] 良好(○)</p> <p>・子ども・若者が将来の夢や希望を持つ支援では、キャリア教育の充実については、夢の実現に向けて中学校での「進路の学習」を活用して学習を進めてるが、小学校の「キャリアノート」の活用は今後さらに充実していく必要があると認識している。</p> <p>・困難を有する子ども・若者の支援では、若者相談センター「アサガオ」では、相談業務のほかに「アサガオ」連続セミナー(6回、延べ参加人数100人/28年度、146人/29年度)、「キ・テ・ミル・会」(12回、毎回2~5人)と「親の会」(毎回5~6人)の事業を三本柱と位置づけて継続的に実施しています。それぞれの課題に違うアプローチを行っています。延べ相談件数は上記のような伸びを見せているが、これは受け付け体制の拡大と「アサガオ」の認知度が上がってきたためである。(課題)アウトリーチの実施を施策目標として掲げているが、28年度で5件、29年度現在で3件にとどまっている。これは「アサガオ」本体での相談件数が増加したことの表裏の現象であろうと思われる。これについてはアウトリーチを行うための体制作りと工夫が必要であり、現在の課題である。また相談内容の67%が不登校・ひきこもりである。潜在的なニーズはもっと多いと推察するが、その実態把握の一環として29年度は中学卒業生の進路追跡調査に着手した。これをひとつの手法とした。</p> <p>・子ども・若者の健やかな育成では、インターネットやスマホの急速な進展に対しては、兵庫県警の担当者や現実にサイバーパトロールを行っている方から今現実に起こっている事象とその対策についての研修会を実施したところで、今後も継続して取り組む必要があると認識しております。</p> <p>・あしやキッズスクエア事業については平成27年度から29年度の3か年で全校で開設、うち6校では地元スタッフにより運営しています。体験プログラムの実施についても開催回数、開催内容とも概ね良好であると認識しています。</p> <p>・あしやキッズスクエア事業における青少年ボランティアの活躍で児童にとって楽しい居場所となっています。また、高校生・大学生にとっても社会活動を提供できるよい機会となっています。</p>	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
社会教育部	生涯学習課

目標	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている
施策目標	4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

(2) 関連計画の策定状況

(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)

後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
	・芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(H27～H31年度) ・芦屋市教育振興基本計画(H28～H32年度)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		52%	16.4%	29.8%	1.8%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)	指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29		
4-3-1 学校園・家庭・地域が連携し相互協力のもと、子どもたちの学びを支えます。	①保護者や地域住民による学校支援ボランティアの活動が充実するように、支援者間の連絡調整や、学校現場との有効な連携づくりを進めます。 ②専門的な知識や技能を有する教育ボランティアを学校園へ招聘するなど、地域の教育力を教育活動に生かし、特色ある学校園づくりを進めます。 ③子どもたちが健やかに育つ家庭環境実現の手助けとなるよう、学校支援ボランティアグループなどの協力を得て、保護者の世代間交流を図り、情報交換できる機会と場所を提供します。	◇子どもたちを育成する活動への協力	①学校支援ボランティア連絡協議会や本の虫ねっと連絡会へ出席し、各学校園のボランティアの方々の活動の充実を図るため必要に応じた活動支援を行った。 ①コミュニティ・スクールと学校や関係機関との細かな調整を行い、活動支援を行った。 ②教育活動の充実を目指して、見守り活動を始め、読書、園芸、ゲストティーチャーなど地域の力を活用した支援を受けることができるよう取組を進めてきた。 ③未就学児を持つ保護者を対象としたほっこりママサロン事業を実施し、その場に小学生以上の子を持つ保護者も先輩ママとして参加することで、保護者同士にて世代間交流を図り、子育てに関する悩みを共有できる機会を提供した。	○ (全て実施)	学校支援ボランティアグループの活動実施日数(日/年)	407	380	443	826	506	○ (良好)
4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。	①子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所として、あしやキッズスクエア、校庭開放、子ども教室等を地域の協力を得て充実します。		①市内のすべての小学校において、校庭開放事業または子ども教室のいずれかを実施し、子どもの居場所づくりを行っている。 ①あしやキッズスクエアをH28年度は宮川・朝日ヶ丘・浜風、H29年度は打出浜・岩園の各小学校で開設し、市内小学校全校で実施した。	○ (全て実施)	あしやキッズスクエア、校庭開放、子ども教室の開催日数(日/年)	1,060	1,716	1,560	1,766	1,920	○ (良好)
4-3-3 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。	①子どもが安全に登下校できるように、芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と共に実施し、関係機関と連携して危険箇所の点検、改善を進めます。 ②南芦屋浜地区からの子どもの通学の安全確保策については、保護者や地域との協議を重ねながら有効な対策を実施します。		①平成28年度は潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路合同点検を実施した。平成29年度には精道小学校、宮川小学校、打出浜小学校の通学路合同点検を実施した。関係機関、学校関係者、PTA、愛護委員、自治会等と一緒に通学路の点検を行い、改善内容について報告をした。 ②南芦屋浜地区からの通学路として、保護者や地域との協議を重ね、潮風大橋を指定し、登校は潮風大橋を渡り、下校は防犯の面からあゆみ橋を渡って帰宅するルートで、安全面の確保を図った。	○ (全て実施)	通学路合同点検において確認された危険箇所(市が実施主体となる箇所のみ)の改善割合(%/年)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○ (良好)
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆☆	<p>【展開状況】全て実施(○) / 【結果】良好(○)</p> <p>学校園・家庭・地域が連携した子どもの学びについては、各学校園の学校支援ボランティアや読書ボランティアの方々の活動の充実を図るため、連絡会に出席し、必要に応じた活動支援を行ったほか、教育活動の充実を目指して、見守り活動を始めた地域を活用した支援を受けることができるよう取組みを進めました。また、子どもが健やかに育つ家庭環境の実現のため、保護者同士にて世代間交流を図り、子育てに関する悩みを共有できる機会を提供する事業を実施しました。</p> <p>子どもの居場所づくりでは、校庭開放事業または子ども教室を継続して実施し、さらにあしやキッズスクエアを小学校全校に開設し、地域の協力を得て子どもの居場所づくりを行っています。</p> <p>子どもの安全確保では、市内3小学校の通学路合同点検を実施し、改善内容について報告を行ったほか、南芦屋浜地区からの通学路として潮風大橋を指定し、子どもたちの安全確保を図りました。</p> <p>前回より肯定的意見の比率が上がり、各事業とも良好に実施できています。それぞれの取組みについて、安定・継続した実施ができるよう、今後とも地域の連携・協力を図り進めていくことが重要です。また、子育て世代の関心が高い施策目標ではありますが、地域との連携・協力を進めていくために、60歳代以上の市民にも関心を持ってもらうよう進めていく必要があります。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
こども・健康部	子育て推進課

目標	5 地域で安心して子育てができている
施策目標	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・平成28, 29年 児童福祉法, 児童虐待防止法, 母子保健法, 母子及び父子並びに寡婦福祉法等の一部改正	・第3次芦屋市地域福祉計画(H29～H33) ・第2期芦屋市教育振興基本計画(H28～H32) ・芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(H27～H31) ・第4次男女共同参画推進行動計画ウィザース・プラン(H30～H34)※策定中 ・第3次芦屋市健康増進・食育推進計画(H30～H34)※策定中	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		27.6%	30.2%	40%	2.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標 (単位)	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況			H26	H27	H28	H29		H32
5-1-1 地域で子育てについて交流, 相談しやすい環境を整えます。	①子育て家庭が身近なところで交流しやすいように, 子育て支援拠点など親子が集うひろばの充実を目指します。 ②乳幼児の保護者が, 親子で遊びに行け, 育児について親同士が話し合える場所となるように, 幼稚園で園庭開放や未就園児交流会等を実施します。	◇地域の子どもの成長に関心を持つことと, 必要に応じて助け合い ◇子ども同士で遊ぶ機会の提供	①地域子育て支援拠点では, 平成29年度新たに山手圏域において出張ひろばを1か所開設した。また平成30年度より新たに開園する認定こども園2園において地域子育て支援拠点を実施できるように準備を進めた。 ・児童センターでは, 親子で交流できる事業や地域を超えた子どもたちが集える事業を展開しており, 子育て世代中心に相談事業を実施している。 ②市立幼稚園全園で, 週1回, 3歳児とその保護者が親子のふれあい遊びや, 子ども同士で遊ぶ時間があるよう親子広場を開催した。また, 未就園児交流会や園庭開放を実施した。	○ (全て実施)	子育てセンターにおける「つどいのひろば」などに参加する親子の数 (人/年)	53,313	52,565	52,816	51,849	56,313	○ (良好)
5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。	①安心して出産, 子育てに臨めるように, 妊娠中の健康診査及び健康教育・相談等の母子保健相談支援を充実します。 ②子育て家庭が自信を持って子育てができるように, 子育てセンターなどの身近な相談の場の充実を図るとともに, 関係機関の連携による支援体制を推進します。	◇母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理 ◇妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手 ◇妊娠出産や子育てに関する知識習得, 不安を解消するための専門的な窓口の早期利用 ◇乳幼児健康診査の受診 ◇出産や子育てについて家族での話し合い	①広報・ホームページ・母子健康手帳アプリ・リーフレット等により各種教室や健診・相談の周知を積極的に行っている。H28年度からは母子健康手帳発行時に保健師が全員面接を行い, また希望者全員に個別の食事診断を実施し個々の状態に応じた相談を行っている。 ・出産後から生後4か月までに全戸訪問を行い支援の充実を図っている。また, より早期に支援が必要な方には養育支援ネットを通じ医療機関と連携して情報共有を行っている。 ・妊娠・出産・子育てに関する知識習得, 不安を解消するため, 育児・妊娠婦相談, 栄養相談を毎月実施するとともに, 個別相談も随時行っている。 ・乳幼児健康診査対象者には個別送付し, 未受診者に対しても電話連絡や訪問等で受診につなげている。 ②子育てセンターでは, 子どもを遊ばせながら, 職員に気軽に相談することが出来るようにしている。また電話相談についても, ホットラインを子育てセンターと家庭児童相談室に設けています。夜間・休日については児童養護施設に委託し電話相談を受けられる体制を整えている。	○ (全て実施)	保健センターでの母子健康相談の人数 (人/年)	2,598	2,141	2,631	3,024	2,750	○ (良好)
					子育てセンターでの子育て相談の人数 (人/年)	1,776	1,909	2,265	2,535	2,376	○ (良好)

<p>5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。</p>	<p>①ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、各種手当を支給するとともに就労支援を充実します。 ②家庭児童相談における要保護家庭や要保護児童について、児童虐待防止と早期発見及び適切な対応ができるように、要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を行い、支援の充実を図ります。 ③困難な状況の子育て家庭が適切な支援機関とつながるように、地域の関係機関と連携を図り、民生委員・児童委員活動を高めます。</p>	<p>◇児童虐待の相談、通告</p>	<p>①・児童扶養手当の支給、交通遺児就学奨励金の支給、教育訓練、高等職業訓練等の事業を実施。 ・母子・父子自立支援員の設置による相談支援を実施し、ハローワークと連携し母子・父子自立支援プログラムを策定している。 ②・要保護児童地域協議会においては、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、関係機関との情報の共有、支援方針を検討した。また、虐待マニュアルの改訂に取り組み、関係機関の関係性などを見える化し、統一した認識を持てるようにした。 ③・平成28年12月の一斉改選時に、主任児童委員を増員した。年に5～6回主任児童委員連絡会を実施し、見守りが必要な案件について、学校、家庭児童相談員等の関係機関との情報共有を行っている。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数（人／年）</p>	<p>14</p>	<p>7</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>14</p>	<p>△ (横ばい)</p>
			<p>家庭児童相談の件数（件／年）</p>	<p>409</p>	<p>481</p>	<p>441</p>	<p>292</p>	<p>586</p>	<p>△ (横ばい)</p>	<p>△ (横ばい)</p>	
			<p>民生委員・児童委員への相談件数（件／年）</p>	<p>483</p>	<p>468</p>	<p>408</p>	<p>334</p>	<p>700</p>	<p>△ (横ばい)</p>	<p>△ (横ばい)</p>	
<p>まとめ</p>			<p>取組の評価</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>結果の評価</p>					<p>○ (良好)</p>	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
<p>☆☆☆☆</p>	<p>[展開状況] 全て実施(○) / [結果] 良好(○) ・地域での子育ての交流、相談しやすい環境整備では、つどいのひろばへの参加者が多く、訪問・来所・電話等様々な手段による相談事業を実施する中で、相談件数については増加傾向にあります。今後も早期に気軽に相談できる場を拡げるため更に体制を整備してまいります。 ・支援する関係機関の連携では、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関との連携強化に努め、支援する側と支援される側を含めた子育てに関する講演、講座についても多数開催しました。毎回定員近くの申込みがあり関心が高い為、今後も継続して実施してまいります。 ・妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援では、安心して出産・子育てに臨めるように、母子健康手帳アプリの積極的なPRに努め、妊婦健康検査については、助成券等の健診費助成を実施するなどの環境が整備されています。また、毎月の育児相談者数も増加しており、乳幼児健診の受診率は9割以上となっています。 ・児童センターでは、就学、未就学を問わず子どもや親子を対象とした質の高い事業を実施し、利用者から高く評価されています。</p>			
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○) 良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△) 良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○) 悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△) 悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
こども・健康部	子育て推進課

目標	5 地域で安心して子育てができている
施策目標	5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

(2) 関連計画の策定状況

(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)

後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
<ul style="list-style-type: none"> 「待機児童解消加速化プラン」に引き続き、「子育て安心プラン」により待機児童解消対策を強化 (H29) 本市の取組である「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表し、待機児童解消対策への取組の全体を明確化し、促進を図る。 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市子ども・子育て支援事業計画(子育て未来応援プラン「あしや」)(H27～H31) 「市立幼稚園・保育所のあり方」(H29/2公表) 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン(芦屋市女性活躍推進計画を含む)(H25～H29) 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(H23～H29) 	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		23.9%	33.4%	40.7%	2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標 (単位)	指標の推移				めざす値 H32	傾向
						H26	H27	H28	H29		
5-2-1 必要とときに適切で良質な保育サービスを提供します。	①待機児童が生じないように、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、小規模保育事業所や認定こども園等の整備を計画的に進めます。 ②病児・病後児保育を利用しやすくするために、実施施設の増設や広域的な利用などにより提供体制の確保を図ります。 ③放課後児童健全育成事業の高学年の受入れについて、提供体制を整備します。		①「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表し、保護者や住民への説明会を44回開催、広報臨時号の発行を行うなど、周知に努めた。(H28,29年度) あり方の取組として <ul style="list-style-type: none"> 潮見圏域における私立認定こども園2園の整備に取り組んだ。(H28,29年度) 分庁舎における小規模保育事業所及びハートフル福祉公社敷地における認可保育所の整備について事業者公募等に取り組んだ。(H29年度) 朝日ヶ丘幼稚園敷地における私立認定こども園整備について、課題解決に向けた検討を行った。(H29年度) 市立認定こども園の整備について、市職員による専門部会を開催し検討を行い、新園舎の基本設計、定員・カリキュラムの策定等具体的な作業に取り組んだ(H29年度) ② 芦屋病院で実施している病児保育事業(病児・病後児対応型)の当日受付を行う検討・準備を行った(H30年度から実施予定)。 ③ 留守家庭児童会の対象学年を4年生までに拡大した(H28年度)。 ③ 留守家庭児童会の入会基準を定めた(H28年度)。	△ (一部実施)	待機児童数 (人)	131	128	109	139	0	△ (横ばい)
					病児・病後児保育実施箇所数 (か所)	1	1	1	1	2	△ (横ばい)
					放課後児童健全育成事業の待機児童数 (人)	0	0	22	30	0	△ (横ばい)

5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。	①育児休業の取得促進など働き方を見直すきっかけをつくることのできるように、センター通信「ウィザス」などでのワーク・ライフ・バランスに関する周知、啓発を充実します。 ②女性だけでなく男性の家事や育児参加の意識を高める啓発講座などを開催します。	◇ワーク・ライフ・バランスの正しい理解	① 男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行(年4回)及び広報あしや等による啓発 ① 働き方の見直しに向けた啓発として土日開催事業(一時保育つき「自分の時間」を過ごそう、女性の働き方セミナー等)の企画・実施 ① ワークライフバランスについて考えるための講座を開催 ② 男性の家事参加の向上を目的として土日開催事業(パパのパエリアを家族で食べよう講座)等を企画・実施(定員8名、申込13名)	○ (全て実施)	仕事と生活の両立ができていない市民の割合(%)	78.5	—	—	52.8	84.5	○ (良好)
					男女共同参画センターの土日開催事業(イクメン講座など)の男性の参加者数(人/年)	51	41	19	22	80	△ (横ばい)
まとめ			取組の評価		△ (一部実施)					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆	<p>【展開状況】一部実施(△) / 【結果】良好(○)</p> <p>適切で良質な保育サービスの提供では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫緊課題である待機児童解消について、その他の課題も含め、市全体で課題を解決するため「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表し、説明会等を開催しました。その後意見や要望を踏まえ、「あり方」の一部変更を加え、「あり方」により、施設整備に関する全容を明らかにすることで、待機児童解消対策をよりわかりやすく発信しました。今後「あり方」を進めていくためには、ソフト面・ハード面の課題解決に向け検討を進め、個々の施設整備を行う際に市民に丁寧な説明を行っていく必要があると考えます。 ・病児保育事業(病児・病後児対応型)について、引き続き受け入れ箇所を増設等に取り組む必要があります。 ・放課後児童健全育成事業の施設整備が可能な箇所、民間事業者との連携について検討しました。今後も引き続き検討を行ってまいります。 <p>子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の普及啓発の取組みで、土日開催事業のイクメン(育児を積極的に取り組む男性)講座として男性の家事参加の向上に向けた「パパのパエリアを家族で食べよう」講座を開催しました。ワークライフバランスの実現には家事・育児の家庭での分担は必須であり、今回の講座の申込みが定員を上回ったことから男性の家事参加へのニーズも一定存在することが予想され、今後も引き続き啓発講座を実施する必要があると考えます。また、講座参加者に啓発チラシを配布するとともに、男女共同参画フェスタや男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行等により啓発を行いました。 	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
こども・健康部	健康課

目標	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている
施策目標	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

(2) 関連計画の策定状況

(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)

後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化 国民健康保険制度の県単位化(平成30年4月より)	課題別計画の策定状況 ・第2次芦屋市健康増進・食育推進計画(H25～29) ・第3次芦屋市健康増進・食育推進計画(H30～34)	調査結果			
		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		57.9%	13.7%	26.8%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)	指標の推移				めざす値	傾向
						H26	H27	H28	H29		
6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。	①芦屋市国民健康保険加入者の特定健診の普及啓発と未受診者対策に努め、受診率向上を目指します。 ②がん検診の個別勧奨による未受診者勧奨に努め、受診率向上を目指します。 ③定期予防接種の個別接種勧奨に努め、接種率向上を目指します。	◇定期的な健康診査やがん検診の受診 ◇予防接種を受けること ◇健診後の積極的な自己ケア	①受診率向上のため、昨年度拡大した集団健診の受診枠を継続するとともに未受診者の個別勧奨を3回行い、特定健診受診率の向上に努めた。 また、個別健診での受診率向上を図るため、実施医療機関に啓発ポスターを掲示してもらうなど医師会とも連携し特定健診の啓発を図った。 ②広報・ホームページ・リーフレット等により受診勧奨を実施。H28年度からは大腸がん検診の料金についてコンビニエンスストアや金融機関での払込を開始し、より受診しやすい環境づくりに努めている。 ③広報には年6回の掲載を行い、予防接種対象者や予防接種未接種者には個別通知を行っている。市内公立幼稚園・保育園には年2回、予防接種のお知らせを保護者へ配布してもらうよう送付依頼し、就学前健診・乳幼児健診時には個別に接種状況を確認し勧奨を行っている。	○ (全て実施)	国民健康保険特定健診の受診率(%/年)	38.8	38.8	39.4	39.6	60.0	△ (横ばい)
					大腸がん検診の受診率(%/年)	30.4	31.8	13.8	13.6	50.0	× (悪化)
					麻しん及び風しん定期予防接種(2期)の接種率(%/年)	90.4	89.2	89.6	88.3	100.0	△ (横ばい)
6-1-2 ライフステージに応じた正しい食習慣を身につけられるよう啓発します。	①「妊娠・出産期」からはじまる各々のライフステージに応じた相談、教室等による情報提供や、学校、保育所における給食などを通じて食に関する指導の充実を図ります。		①広報・ホームページ・母子健康手帳アプリ・リーフレット等により食育教室や相談の周知を積極的に行っている。H27年度からは母子健康手帳発行時に希望者全員に個別の食事診断を実施するとともに、個々の状態に応じた食習慣のアドバイスを行い、充実を図っている。小学校においては栄養教諭が中心となり「芦屋の給食」本の刊行を行った。	○ (全て実施)	食育関係講座などの参加者数(人/年)	699	624	682	627	900	△ (横ばい)
6-1-3 こころの健康について、関係機関と連携し支援します。	①「こころの体温計」の周知を図るなど、相談窓口やストレス解消等の情報提供を進めます。 ②各関係機関との連携を深め、相談から支援まで相談窓口の連携が図れるよう、自殺予防対策を進めます。	◇十分な睡眠などによる心身の休息 ◇ストレスやこころの健康に関する正しい知識の習得 ◇自分にあったストレス解消法の習得 ◇職場や地域において悩みを相談できる仲間づくり	①母子健康手帳交付時に保健師が全員面接を行い、医療・福祉のサポートの支援が必要な方については、他部署並びに関係機関との連携を図り対応している。 「こころの体温計」について、相談窓口一覧表を掲載したチラシを作成し、配布し周知を行っている。 ②芦屋市自殺予防対策庁内連絡会を開催し自殺に関する情報共有と庁内連携をすすめ、「対応マニュアル」を作成し、周知を図った。	○ (全て実施)	ストレスを感じたときの相談相手がいる人の割合(%)	93.7 (H24)	—	—	91.5	100.0	△ (横ばい)
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価					△ (悪化あり)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆	<p>[展開状況] 全て実施 (○) / [結果] 悪化あり (△)</p> <p>定期的な健診の受診や予防接種の促進については、周知・啓発に努めるとともに検査の受付方法の工夫(大腸がん検診の郵送受付を実施)を行い受診者の増加に努めましたが、国の方針によりがん検診については、受診対象者基準が変更となったため、数値が大幅に減少し、大腸がん検診の受診率は低下しています。今後も、周知・啓発の工夫を図り、受診率向上に努めます。</p> <p>妊娠期から出産・育児期における相談や「こころの健康」等では、保健師・管理栄養士等専門職が相談業務を担当し、相談内容に応じて関係機関と連携・継続して支援を行うなど、丁寧できめ細やかな対応を行っています。</p> <p>今後も引き続き、関係機関との連携を強化し、丁寧な対応を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を推進します。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

目標	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている
施策目標	6-2 市民が適切な診療を受けられる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)					
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
・国民健康保険制度の県単位化(平成30年4月より)				肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				75%	10.1%	13.5%	1.3%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29		めざす値 H32
6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。	①市民の信頼を得て、安心できる地域医療を提供できるように、市立芦屋病院と地域の医療機関の連携を強化します。		①地域の医療機関との連携強化、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて、簡易紹介状のフォーマット作成、ICTシステムの活用、近隣開業医を紹介する「かかりつけ医カード」の拡充に力を入れて取り組んだ。また、「在宅医療推進協議会」へ参加し、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築へ向けて取り組んだ。	○ (全て実施)	市立芦屋病院の病床(199床)稼働率(%)	85.0	83.8	87.0	86.1	93.1	○ (良好)
					紹介率(他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合)(%)	37.0	40.4	41.0	41.6	50.0	○ (良好)
					逆紹介率(市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合)(%)	64.9	63.9	55.1	76.9	70.0	○ (良好)
6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。	①病院前救護の質を高めるために、救急救命士養成所への派遣促進など救急救命士の育成を進めます。 ②一刻も早い救命措置を行えるよう、気管挿管や薬剤投与など、より高度な救命処置ができる*認定救急救命士を計画的に養成します。 ③真に救急車を必要とする傷病者に迅速な対応ができるよう、市民への周知、啓発に取り組み、救急車の適正利用を促進します。 ④適切な医療機関に迅速に搬送できるよう、定期的な情報交換の場を設けるなど、地域医療機関との連携を図ります。	◇かかりつけ医を持つこと ◇正しい応急手当の習得	①救急車に救急救命士2名乗務体制をめざして、兵庫県救急救命士養成所において救急救命士の新規養成に努めた。 ②年間養成計画に基づき、救急車に認定救急救命士2名乗務体制をめざして、近隣三次医療機関において認定救急救命士を養成し、人員の確保に努めた。 ③警防課通信係と連携し、市民に対し119番と救急車の適正利用にご協力を求めるため、広報あしや、ホームページを活用した啓発活動に努めた。 ④市内二次救急病院と救急推進委員会及び連絡会議を定期的に開催して、市内搬送者数の増加に努めた。	○ (全て実施)	救急救命士の救急業務活動従事者数(人)	24	23	25	26	29	○ (良好)
					認定救急救命士の救急業務活動従事者数(人)	17	18	22	23	29	○ (良好)
					軽症者数/救急搬送人員(%)	54.0	48.5	47.8	47.2	50.0	○ (良好)
					市内救急搬送者数/搬送人員(%)	61.4	56.6	58.0	61.2	64.0	○ (良好)

6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営に努めます。	①医療費の適正化の推進を図るため、レセプトデータを活用した個別受診勧奨を実施するとともに市民への啓発に取り組みながら、特定健診の受診率や*ジェネリック医薬品の使用率の向上を図ります。	①薬剤費削減効果の高い対象者を抽出し、後発医薬品使用促進通知を年2回送付した。保険証年次更新時に適正な受診行動を促すため医療費適正化に関する啓発ちらしを同封するとともに、後発医薬品希望をより表示しやすくするため希望カードから保険証ケースに切替えを配布した。 また、医療費助成の対象に平成29年度から新たに精神2級を加えた。	○ (全て実施)	ジェネリック医薬品の使用率 (%)	54.5	58.2	60.9	64.6	60	○ (良好)
まとめ		取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	<p>[展開状況] 全て実施 (○) / [結果] 良好 (○)</p> <p>住み慣れた地域において、市民が安心して適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関との連携強化に努めました。また、救急救命活動を充実させるべく、救急救命士や認定救急救命士の養成に取り組み、救急の質を高めるとともに、市内搬送者数の増加に努めました。今後も、ますます高齢化社会が進むことを見据え、地域の医療機関との連携を一層強化していくとともに、地域で市民が安心して生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を図っていくことが必要です。</p> <p>ジェネリック医薬品の使用率については、計画策定時の数値目標は達成できているものの、全国平均、兵庫県平均より低い状況であり、国の目標値も2018年度から2020年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とすることとしていることから、今後は国の目標値を目指していく必要があります。</p>	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
福祉部	地域福祉課

目標	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進
施策目標	7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(H28)施行 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(H29)施行	第3次芦屋市地域福祉計画(H29～H33) 第7次芦屋すこやか長寿プラン21の策定(H27～H29) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21の策定(H30～H32)	肯定的 意見	否定的 意見	わから ない	無回答
		53%	15.8%	29.4%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組		展開状況	指標 (単位)	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組	取組の実施状況				H26	H27	H28	H29		H32
7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等と保健・医療・福祉との連携を充実させます。	①地域の福祉課題について考え、解決に向けて取り組む市民が増えるように、地域発信型ネットワーク会議参加を地域活動に参加していない市民にも広く呼びかけます。 ②保健福祉に関する相談から支援までを、窓口間が連携し支援できるように、住民、専門機関、行政が一体となった支援の仕組みをつくるなど、機関間の連携強化を図ります。 ③支援が必要な高齢者の課題解決が図られるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などを活用し、保健・医療・福祉に関する情報や相談窓口のほか、課題解決に向けて取り組んでいる地域などの情報の周知に取り組めます。	◇自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加 ◇地域の活動への積極的な参加など、地域発信型ネットワークにつながる場への参加	①第3次芦屋市地域福祉計画を策定(H28)し、地域福祉の推進を図った。 「地域発信型ネットワーク」の取組について、「地域力強化推進事業」の補助金を活用し、大学とともに現状分析を行った。 「地域発信型ネットワーク」において、10地区53町の「地域白書」を市民、関係機関、行政が協力して作成した。 各地区高齢者生活支援センター他(5か所)に地域支え合い推進員を配置し、社会資源の把握、住民主体の活動の把握・支援を行った。 ②保健福祉センターの総合相談窓口において、「生活困窮者自立支援制度」に基づく「生活困窮者自立相談支援事業」の機能を付与したことから、対象者への対応は、庁内の関係部署並びに社会福祉協議会や高齢者生活支援センター、障がい者相談支援事業など様々な関係機関が連携を図り、包括的な支援体制の整備が進んだ。 ③「地域発信型ネットワーク」を活用し、市民主体の地域活動を含め、保健・医療・福祉に関する情報提供を行った。 支援が必要な高齢者が適切な相談窓口へと繋がるよう、高齢者生活支援センター等が中心となって、地域への情報の周知を行った。	○ (全て実施)	地域発信型ネットワーク会議参加者数 (人/年)	657	460	473	1,126	838	○ (良好)
					保健福祉センターの総合相談窓口の相談件数 (件/年)	302	662	527	367	600	× (悪化)
					高齢者生活支援センターの新規相談者数 (人/年)	1,201	1,087	1,196	975	1,280	△ (横ばい)

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。	①保健・医療・福祉に関する必要な情報を手に入れられるように、地域発信型ネットワークを通じて発信します。 ②視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手できるように、点字や声の広報について、障がい者手帳交付時での直接的な案内などの周知、登録勸奨を充実させるほか、手話通訳者の派遣などを行います。 ③高齢者生活支援センターの機能を強化し、保健・医療・福祉が連携した取組により情報の共有を推進します。	◇地区集会所や介護保険施設の地域交流スペース等の身近な施設の利用	①「地域発信型ネットワーク」を活用し、市民主体の地域活動を含め、保健・医療・福祉に関する情報提供を行った。 ①全世代を対象とした包括支援を実現するための機能を備えた、新たな福祉の拠点となる社会福祉複合施設を整備するため、事業者を公募(H28)し、30年度中の完成を目指して整備を進めている。 ②視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手できるように、点字や声の広報について、障がい者手帳交付時に周知、登録勸奨をした。また、視覚に障がいのある人が、より多くの情報を入力できるように、障害福祉課で音声コード作成ソフトを導入するとともに読み書き支援員養成研修を実施した。聴覚に障がいのある人については、平成29年度4月に「芦屋市中心がつながる手話言語条例」を施行し、手話の啓発・普及に努めるとともに、市の行事等に手話通訳者・要約筆記者を派遣している。 ③高齢者生活支援センターが主となって、対人援助の各種研修及び地域ケア会議等を開催することにより多職種(保健・医療・福祉)の連携強化を図った。	○ (全て実施)	地域発信型ネットワーク会議参加者数(人/年)	657	460	473	1,126	838	○ (良好)
					視覚に障がいのある人における点字・声の広報登録者割合(%)	15.5	17.9	13.8	13.8	20.5	△ (横ばい)
					手話通訳者などの派遣回数(回/年)	201	247	304	243	234	○ (良好)
					高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種(保健・医療・福祉)が参加できる研修会、会議等の参加者数(人/年)	339	502	622	522	1,000	△ (横ばい)
7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに、地域からの孤立を予防します。	①地域から孤立しがちな人の権利が守られ、地域で安心して暮らすことができるように、支援が必要な人を早期発見し、適切な機関につなぎます。 ②経済的に困窮し支援を必要としている人などが、地域で安心して暮らし続けることができるように、様々な方法により相談機関の周知を行います。 ③経済的に困窮し支援を必要としている人などに必要なサービスが円滑に提供されるように、機関間の連携による個別支援を行います。		①保健福祉センターの総合相談窓口において、「生活困窮者自立支援制度」に基づく「生活困窮者自立相談支援事業」の機能を付与したことから、対象者への対応は、庁内の関係部署並びに様々な関係機関が連携を図り、包括的な支援体制の整備が進んだ。 ②生活困窮世帯が抱える「滞納」の課題について、庁内の関係部署と連携を図り、窓口の周知・啓発を行った。 ③「生活困窮者自立支援制度」について、庁内の関係部署の職員及び関係機関の新任職員等に対して研修会を開催するとともに、「ケース検討会」を開催し、制度の理解を深め、支援方法について共有を図った。また、フードバンク関西等との連携により必要な支援の提供を行った。	○ (全て実施)	権利擁護支援センターの新規相談者数(人/年)	127	148	163	160	170	○ (良好)
					生活困窮者自立支援相談の利用者数(人/年)	-	100	62	52	500	× (悪化)
					生活困窮者自立支援プラン作成者の割合(%)	-	15.0	43.5	28.8	50.0	× (悪化)
					生活上による生活保護廃止件数(世帯/年)	17	13	18	17	20	△ (横ばい)
まとめ	取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価	△ (悪化あり)							

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆	<p>〔展開状況〕全て実施(○) / 〔結果〕悪化あり(△)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民やボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等との保健・医療・福祉との連携については、第3次芦屋市地域福祉計画の策定を踏まえ、「地域発信型ネットワーク」において、市民、専門職、行政が協働により「地域白書」を作成し、改めてわがまちを見直し、地域の社会資源の活用、開発等に取り組み、支援が必要な市民を包括的な支える体制整備に取り組みました。 また、支援を要する高齢者等が相談でき、適切な支援を受けられるよう、高齢者生活支援センターや福祉センターの総合相談窓口を周知するリーフレットや啓発グッズを作成しました。 ・保健・医療・福祉に関する情報の分かりやすい提供では、視覚や聴覚に障がいのある人に向けて、障がい者手帳交付時に点字や声の広報を周知、登録勸奨するとともに、視覚に障がいのある人の情報取得がより円滑に進むよう、障害福祉課では音声コード作成ソフトの導入や読み書き支援員養成研修に取り組みました。また「手話言語条例」に基づき、手話の啓発・普及に努めるとともに、市の行事等に手話通訳者・要約筆記者の派遣に取り組みました。 ・様々な制度やサービスを連携させ生活困窮者の自立支援、地域からの孤立予防の取組では、生活困窮者自立支援制度に基づく相談に様々な関係機関が連携して解決を図る体制作りを進めてまいりましたが、窓口利用者が減少しており、普及啓発について、工夫が必要であると共に、相談者に対する支援プランの作成においては相談支援員による積極的な働きかけが必要であると認識しています。 	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
福祉部	高齢介護課

目標	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進
施策目標	7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(H29)施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(H28)施行	第7次芦屋すこやか長寿プラン21の策定(H27～H29) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21の策定(H30～H32) 第3次芦屋市地域福祉計画の策定(H29～H33)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		56.4%	18.2%	24%	1.4%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標 (単位)	指標の推移				傾向	
						H26	H27	H28	H29		H32
7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。	①まちぐるみで高齢者を支える地域づくりのために、地域見まもりネット事業を推進し、各圏域における高齢者生活支援センターを強化するとともに、医療機関などとの連携を図ります。 ②高齢者の支援について考え、地域で支える仕組みづくりを実践する市民を増やすため、地域発信型ネットワーク会議や地域ケア会議を開催します。 ③地域活動などへの参加や関心を持つ市民を増やし、また、地域活動に関わる市民を育てるために、活動団体のPRや地域活動の実践報告の場を提供します。 ④地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護など)を含めた福祉施設の整備を進めます。	◇地域ケア会議への積極的な参加 ◇地域密着型サービス運営推進会議への参加	①社会福祉協議会が市内の商店街等を回り、普及活動を行った。また、認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業を実施し、地域見まもりネット登録事業者に協力員への登録を依頼した。 ②高齢者生活支援センターを周知するため、郵便局にチラシを設置したり、出前講座や認知症サポーター養成講座、福祉フェアなどのイベント時に周知した。また、高齢者生活支援センターによる出張相談会も実施した。 ②「地域発信型ネットワーク」では、市民、専門職、行政が協働して、わが町を再発見する取組として、「地域白書」を作成。各町の社会資源の発見と共有、新たな社会資源の開発等に向けて、民生委員・児童委員、福祉推進委員、自治会・老人会会員が協議できた。 ③平成29年度は高齢者生活支援センターによる自立支援型地域ケア会議の試行を実施した。 ④平成30年度完成を目指して、高浜町に建設中の社会福祉複合施設において、地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護など)の整備を進めた。	○ (全て実施)	地域見まもりネット事業の加入事業者数 (件/年)	63	132	139	126	100	○ (良好)
					高齢者生活支援センターの新規相談者数 (人/年)	1,201	1,087	1,196	975	1,280	△ (横ばい)
					地域ケア会議の開催数 (回/年)	5	18	6	12	25	△ (横ばい)
					地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実案件数 (件/年)	4	6	13	20	10	○ (良好)
7-2-2 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。	①認知症対応に取り組む地域が増えるように、「認知症の正しい理解」や適切な対応を普及する認知症サポーター養成講座を実施します。 ②地域における「権利擁護」の意識を高めるために、権利擁護の研修や広報による周知活動を行います。 ③支援が必要な高齢者を把握するために、地域に働きかけます。また、支援体制の整備を進めるために、介護保険事業で新たに創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」の検討、準備を行い、実施します。	◇認知症の予防啓発や高齢者を守るための自発的な事業の実施	①社会福祉協議会において、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の正しい理解の普及及び認知症サポーターの養成に努めた。 ②「介護相談員派遣事業」について、「広報あしや」、「広報チャンネル」を活用して周知・啓発を行い、「権利擁護支援者養成研修」の受講者数が増加した。 ③「ひとり一役活動推進事業」を開始(H29～)20歳以上の方が、「ひとり一役ワーカー」として登録、市内の高齢者施設並びに高齢者宅を訪問し、「できること・したいこと」を実現できる仕組みを構築した。 民生委員・児童委員等の活動を通じて高齢者をはじめとした支援を必要とする人の把握に努めた。	○ (全て実施)	認知症サポーター養成講座受講者数 (人/年)	1,285	1,119	1,281	769	1,500	× (悪化)
					権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合 (%)	57.8	42.9	66.7	87.0	75.0	○ (良好)

7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。	①高齢者の経験と技術を活用できる機会を増やすための仕組みをつくるため、シルバー人材センターを支援します。 ②高齢者が社会参加できる場所を増やすために、老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動を促進します。また、家にとじこもりにならないように身近なところで趣味・創作活動ができる、生きがいデイサービス事業を充実します。 ③地域の老人クラブの活性化を図るために、老人クラブ連合会と連携して地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などにおいて、機会あるごとに老人クラブの活動を広く周知します。 ④「介護予防」の意識を持ちながら社会参加を続ける高齢者が増えるように、地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などにおいて、機会あるごとに介護予防事業の周知、啓発を図るとともに、すでに介護予防事業に参加している高齢者の意識が向上するよう取り組みます。	◇福祉ボランティア活動への理解と参加 ◇自主的な介護予防事業の取組	①介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援型訪問サービスの提供事業所として指定を受けるための支援を行った。また、シルバー人材センターに生活支援型訪問サービス従事者研修の実施を委託し、高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出を支援した。 ②老人福祉会館での生きがいデイサービス事業の実施を拡充した。 ③老人クラブによる高齢者スポーツ大会や演芸発表会などの活動及びはぴねすカード事業の実施を支援した。 ④高齢者生活支援センターが中心となって介護予防に関するパンフレットの作成や配布、講演会の開催、介護予防教室開催等の介護予防事業を継続実施した。 ④高齢者の介護予防を目的とした「さわやか教室」は、高齢者生活支援センターが実施する教室を含め市内11か所で開催した。内容は、体操、口腔ケア・栄養指導、音楽リズム教室、水中ストレッチと多岐に渡る内容で実施した。 ④保健福祉フェアでは、保健福祉センター内の介護予防センターにおいて、自主グループで出来るような体操の紹介・体験を実施し、介護予防センター自身の自主的な介護予防への取り組みを発信する拠点としての周知も図った。 ④9月発行のあしや広報高齢者特集号では、「さわやか教室」や「トレーナー派遣事業」、高齢者生活支援センターが開催する「さわやか教室」及び他の「介護予防教室」等についても掲載した。また、CATVにおいても、「さわやか教室」と「トレーナー派遣事業」を紹介し、参加を呼びかけた。	○ (全て実施)	シルバー人材センターの会員数(人/年)	1,004	1,054	1,092	1,109	1,300	○ (良好)
					老人福祉会館の利用者数(人/年)	28,859	28,554	27,100	26,086	35,000	× (悪化)
					老人クラブの会員数(人/年)	3,015	2,975	3,042	3,013	3,100	△ (横ばい)
					介護予防事業(介護予防センター)の参加者数(人/年)	26,492	27,503	28,529	26,756	29,000	△ (横ばい)
					まとめ	取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価			

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆	[展開状況]全て実施(○) / [結果]悪化あり(△) ・高齢者を地域とともに支援できる体制づくりでは、社会福祉協議会が地域見守りネット登録事業の普及活動を市内商店街等で行うとともに、認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業を実施し、地域見守りネット登録事業者に協力員への登録を依頼した。 ・高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりでは、広報あしや及び広報チャンネルで「介護相談員派遣事業」の周知・啓発を行い、「権利擁護支援者養成研修」受講者数増加に結び付けました。 平成29年度から開始した「ひとり役活動推進事業」では20歳以上の市民を登録、「できること・したいこと」を実現できる仕組みを構築しました。 ・高齢者の社会参加と就労機会の拡充、生きがい活動の推進では、介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援型訪問サービスの提供事業所として指定を受けるための支援を行うとともに、シルバー人材センターに生活支援型訪問サービス従事者研修事業を委託するなど、高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出に向け支援を行いました。 ・認知症サポーター養成講座では、受講者数は全国・兵庫県の平均と比べて総人口に占める割合等も高い現状にあるが、引き続き、認知症関する理解がより広まり、深まるように地域に働きかけるとともに、講座を受講したサポーターの活躍の場の開発や関連施策との効果的な連携を検討していく必要がある。	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
福祉部	障害福祉課

目標	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進
施策目標	7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

(2) 関連計画の策定状況

(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)

後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の一部改正 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の一部改正 ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)の施行 ・「芦屋市中心がつながる手話言語条例」の施行	・芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画(H27～H32) ・芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画(H30～H32) ※策定中	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		27.9%	18%	51.9%	2.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29		H32
7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。	①障がいへの正しい理解が広がるように、障がい理解のための学習機会の増加、交流活動の場の充実を図ります。 ②支援を必要とする人が、途切れない支援を受けられるように、サポートファイルの周知、有効活用に向けた研修会等を開催し、サポートファイルの普及、啓発に努めます。	◇障がいのある人への正しい理解、見守り、声かけ ◇福祉ボランティア活動への理解と参加	①広報臨時号「障がい福祉特集号」の紙面を刷新し、見やすくするとともに、福祉マップ「おしえて！芦屋っぶ」を改訂し、障がい福祉情報を発信した。障がいへの理解を深めるための啓発冊子を改訂し、各小学校に配布し、福祉学習での活用を働きかけた。学習の機会として、出前講座のメニューに「手話入門」を加えるとともに、保健福祉フェアにおいて、盲導犬出張講座を開催し、視覚障がいについて普及啓発を行った。 ②サポートファイルの普及啓発については、保健福祉フェアにおいて療育講座を実施し、サポートファイルの紹介を行った。	○ (全て実施)	障がいのある人に対する地域の理解度(%)	22.9 (H25)	—	18.1	—	30.9	△ (横ばい)
					サポートファイルの配布部数(累計冊数)	133	181	211	230	306	○ (良好)
7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。	①障がいのある人が安心して相談支援を受けられるように、障がい者基幹相談支援センターをはじめとした各相談事業者の人材育成など、相談支援事業の充実を図ります。 ②障がいのある人一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができるように、権利擁護支援センター機能を充実し、ネットワークを構築します。 ③障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決等を推進するためのネットワークを構築します。		①福祉センター総合相談のワンストップ機能を生かすため、関係機関と情報共有を行い適切な支援へつなげるとともに、各相談事業所の代表者で構成する「管理者会議」を開催し、人材育成・確保などの相談支援事業の充実を図った。また、保健福祉フェアにおいて、あしやっフェスタを開催し、相談事業をはじめとする障がい福祉サービスの周知を図った。 ②障がいのある人一人一人の権利が守られるよう、権利擁護支援センターでは、司法職と福祉職が協働して、相談支援を行っており、また、虐待対応等については、関係機関と連携を図りながら、重層的な支援を行うとともに、個別支援を通じた、障がいのある人の支援のためのネットワークの構築に努めている。また、障がい者虐待の防止及び通報・相談窓口に関して、広報紙、ホームページ、リーフレット配布により周知している。養護者による虐待対応マニュアルを見直し、改訂版を作成するとともに、障がい者施設職員向けの「虐待防止研修」を実施した。 ③「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、福祉関係機関にとどまらず、司法・商工・労働関係等の地域の様々な関係機関でネットワークを構築し、障がいを理由とする差別の解消を図るための会議を開催した。また、庁内では、市職員が適切に対応できるように「対応要領」を作成するとともに、「プロジェクト・チーム」を作り、職員が取り組むべき事項について検討し、「職員対応ガイドライン」を作成した。	○ (全て実施)	「相談相手」が障がい者相談支援事業と回答した割合(%)	10.0 (H25)	—	13.4	—	15.0	△ (横ばい)
					障がいのある人の権利擁護支援センターでの相談件数(件/年)	760	675	605	591	904	△ (横ばい)

7-3-3 障がい福祉サービスなどの提供基盤の整備を進めます。	①障がいのある人が必要なサービスなどを利用できるように、計画相談支援事業を実施します。 ②地域生活支援拠点等の機能を持つ福祉施設の整備を進めます。 ③障がい児が、適切な療育、訓練を早期に受けられるように、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携した療育支援体制の整備を推進します。		①計画相談支援事業については、障がい福祉サービスの計画的な提供を行う「サービス等利用計画」の利用率を100%とした。 ②全世代を対象とした包括支援を実現するための機能を備えた、新たな福祉の拠点となる社会福祉複合施設を整備するため、事業者を公募(H28)し、30年度中の完成を目指して整備中。 ③療育支援体制については、高浜社会福祉複合施設に民設民営で児童発達支援センターが整備される予定のため、事業実施法人と関係課で体制の整備を検討中。	○ (全て実施)	計画相談支援事業利用者数(人/年)	1,608	1,488	1,452	1,548	8,331	△ (横ばい)
7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。	①障がいのある人が持てる能力を発揮して就労できるように、就労支援関係機関との連携強化など就労支援を充実します。 ②障がいのある人の市役所における短期雇用(チャレンジ雇用)を推進し、雇用の場を拡充します。 ③障がいのある人が継続して企業で雇用されるように、芦屋市障害者雇用奨励金の交付など、継続雇用の支援を行います。		①障がいのある人の就労については、就労支援連絡会を開催し、就労支援関係機関との連携を強化した。 ②チャレンジ雇用については、障害福祉課で雇用し、障害福祉課以外の職場で就労できるよう雇用の場を拡充している。 ③障害者雇用奨励金は新規の申請者もあった。イベント参加を促したA型作業所では販路拡大につながり、雇用の継続につながっている。	○ (全て実施)	障がいのある人の一般就労移行者数(人/年)	10	10	6	10	20	△ (横ばい)
					障がいのある人の短期雇用(チャレンジ雇用)任用延月数(月/年)	8	12	10	7	24	△ (横ばい)
					芦屋市障害者雇用奨励金の交付者数(人/年)	0	0	5	9	3	○ (良好)
まとめ	取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価	○ (良好)							

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント																					
☆☆☆☆	<p>[展開状況] 全て実施(○) / [結果] 良好(○)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいへの理解を深めるための普及、啓発活動では、広報臨時号「障がい福祉特集号」の紙面の刷新、福祉マップ「おしえて！芦屋っふ」及び啓発冊子を改訂しました。また、学習の機会として、出前講座に「手話入門」を加え、保健福祉フェアで、盲導犬出張講座を開催しました。アンケート等により障がいへの理解は深まっているものの、今後も継続して教育の場や交流活動を通じて、障がい理解への一層の普及・啓発に取り組んでまいります。 相談窓口体制や相談拠点の充実については、基幹相談支援センターを中心に相談体制強化に努めているところです。現在、障がいの一般相談・基幹相談・計画相談を4法人に委託しておりますが、委託法人の合併及び新規法人事業所開設に伴い、役割分担を見直します。また、障がいを理由とする差別の解消に取り組むために「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、3回会議を開催したところですが、障害者差別解消法の認知度も未だ低いため、今後も継続して取り組んでまいります。 障がい福祉サービスなどの提供基盤の整備については、「サービス等利用計画」利用率100%を達成しました。地域生活支援拠点等の整備は、事業実施法人と平成30年11月開設に向けて準備を進めるとともに、療育支援体制の整備も、同法人と関係課で協議してまいります。 障がいのある人の就労支援については、福祉サービスから一般就労への移行促進とチャレンジ雇用の拡充を進めているところですが、今後も、就労支援連絡会の開催など支援を行ってまいります。 また障害者雇用奨励金の利用は拡充しており、イベントに参加した作業所の販路が拡大するなど、継続雇用の下支えにつながっていると考えられます。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総括結果</th> <th>総括結果の☆の意味</th> <th>展開状況</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☆☆☆☆</td> <td>全ての重点取組を実施しており、結果も良好である</td> <td>全て実施(○)</td> <td>良好(○)</td> </tr> <tr> <td>☆☆☆</td> <td>実施していない重点取組があるが、結果は良好である</td> <td>一部実施(△)</td> <td>良好(○)</td> </tr> <tr> <td>☆☆</td> <td>重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</td> <td>全て実施(○)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> <tr> <td>☆</td> <td>実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる</td> <td>一部実施(△)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> </tbody> </table>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)	☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)	☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)	☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)
総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果																			
☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)																			
☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)																			
☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)																			
☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)																			

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	地域経済振興課

目標	8 一人一人の意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている
施策目標	8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化 後期基本計画策定以降（H28～）の社会経済環境の変化	(2) 関連計画の策定状況 消費者教育推進計画	(3) 市民アンケート調査（H30.2実施） 調査結果			
		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		57.5%	13.7%	27.1%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容（Plan）		イ 取組の実施状況（Do）		ウ 取組結果（Check）							
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標（単位）	指標の推移				傾向	
						H26	H27	H28	H29		めざす値 H32
8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。	① 市民の防犯意識の高揚及び安全を確保するため、不審者情報、犯罪発生情報、危険箇所に関する情報等を発信し、各種防犯活動の連携強化と啓発に取り組めます。 ② 犯罪被害者等の置かれた現状の理解を広めるための啓発活動や、県、関係機関、民間団体と連携して、犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援に取り組めます。	◇身近な犯罪情報を知ること	①生活安全推進連絡会等を開催し、情報を周知するとともに各団体の活動や問題点を共有することで連携を図り、地域防犯活動の支援を行った。 ②公益社団法人ひょうご被害者支援センターに協力を仰ぎ、犯罪被害者についての研修を開催し、広報等での啓発を行った。兵庫県護士会が開催する研修に参加した。	△ （一部実施）	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件／年）	445	406	392	334	230	○ （良好）
					犯罪被害者等に対する支援制度に関する研修への参加者数（人／年）	-	-	-	151	160	△ （横ばい）
8-1-2 消費生活に関する情報提供、相談、教育の充実を図ります。	① 振り込み詐欺やネット犯罪などの最新の事案に対応した情報提供、相談体制の充実とともに、被害の救済へつなげていくための関係機関との連携体制を充実します。 ② 様々な消費者問題について市民自らの確かな判断と行動ができるように、必要な情報や知識を十分に得られるための教材提供や情報提供を行います。 ③ 学校において、子どもたちが必要な知識や適切な判断力を身に付けるための学習を計画的に実施します。 ④ 自らを被害から守るだけでなく、未然に防ぐことができる知識を持った消費者市民として活躍する人材を育成するため、「（仮称）芦屋市消費者教育基本計画」を策定し、身近なところで知識を学ぶ機会を確保するなど、消費者教育を推進します。		①生活安全推進連絡会にオブザーバー参加、新たに養成した消費生活サポーターについて周知を行い、連携体制を充実した。 ②これまでのチラシ等に加えツイッターによる情報提供を開始した。 ③夏休み期間に子供向け金融講座を実施した。 中学校の社会では、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるという内容で学習を進めている。また家庭科では、自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解する学習に取り組んでいる。 ④消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進するとともに、参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上を実現するため、平成29年度から3か年を計画期間とする消費者教育推進計画を策定し推進している。	○ （全て実施）	消費生活フェア参加者数（人／年）	341	218	520	1,181	400	○ （良好）
					消費生活に関する講座の参加者数（人／年）	306	327	328	499	359	○ （良好）
まとめ			取組の評価	△ （一部実施）	結果の評価					○ （良好）	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆	<p>[展開状況] 一部実施(△) / [結果] 良好(○)</p> <p>犯罪から身を守る方法の周知、啓発では、 防犯、消費生活に関する情報をタイムリーに届けるためのSNSによる情報発信を開始し、これまで情報が届きにくかった層にも必要な情報を提供できるようになりました。 生活安全に関する団体の連絡会を開催し、各団体の活動や課題などを共有することで、団体間の連携を図り、活動を活性化する支援を行いました。 犯罪被害者の支援については、警察や民間団体と連携し、周知や研修を行ってまいります。 消費者教育においては、 消費者教育推進計画を進めていく中で、徐々に市民の意識も高まり、セミナー等の参加者層は増加傾向になっております。学校と連携した消費者教育についても、消費者教育推進地域協議会の助言を得ながらさらに連携を進めてまいります。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	建設総務課

目標	8 一人一人の意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている
施策目標	8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)					
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
刑法犯認知件数が戦後以来最少となった 防犯カメラやドライブレコーダーの需要が高まっている。				肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				67.2%	13.8%	17.7%	1.4%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標 (単位)	指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29		
8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。	① 街頭犯罪・侵入犯罪認知件数の更なる減少を目指し、まちづくり防犯グループなどへの若い世代の参加などの活性化を図り、見守り、見回り活動が充実できるよう支援します。 ② 警察などの関係機関とも情報を共有し、市民への情報発信を充実させるほか、市で行える対策を講じます。 ③ 照度調査などを行い、街灯の新設、補修等照度の向上を図るとともに、LED灯への更新により球切れによる消灯を減少させます。	◇地域を自分たちで守っていく活動への参加 ◇通りを暗くしないための集合住宅の外灯や戸建住宅の門灯などの点灯活動	① 青少年育成愛護委員の巡視活動では年々拡大の傾向にあり、活動に伴う広報活動(愛護班通信/毎月発行や1年を振り返ってのまとめの冊子「愛のみまもり」など)を実施している。 ① まちづくり防犯グループ連絡協議会を開催し、活動や問題点を有することで、地域防犯活動の支援を行った(3回/年)。生活安全推進連絡会及び分科会を開催し、生活安全に関わる団体の連携と活動の活性化を支援した。 ② 有害環境の浄化活動として白ポストの取り組みや青少年への相談・指導を行い、青色回転灯付パトロール車による下校時の子ども見守り巡視を行っている。 ② 地域の方々の意見を聞きながら、通学路を中心に防犯カメラ100台を設置した。 ② 社会を明るくする運動の一環として、毎年、ルナ・ホールにて関係団体による市民の集いを開催し、犯罪防止や犯罪を犯した人の立ち直りを助ける啓発を行っている。そのほか、地域で犯罪のないまちづくりを協議する場として、社明学習会(ビデオ鑑賞)や公開ケース研究会を開催した。 ③ 平成28年度に水銀灯を334灯、ナトリウム灯を11灯、メタルハライド灯を1灯のLED化を実施し平成29年度には水銀灯202灯、ナトリウム灯を73灯、メタルハライド灯を13灯のLED化を実施した。	△ (一部実施)	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件/年)	445	406	392	334	230	○ (良好)
					市が管理する街灯のLED化率(%)	7.7	17.4	30.9	38.1	41.8	○ (良好)
まとめ		取組の評価		△ (一部実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆	<p>【展開状況】一部実施(△) / 【結果】良好(○)</p> <p>見守り活動や情報提供の充実による犯罪が起きにくい環境の整備では、青少年育成愛護委員については、委員数は増加の傾向にあり(28年度212人→29年度216人)、延べ参加人数も5,120人の多数にのぼり、地域の子ども達をしっかりと見守り、青少年の落ち着いた状況を維持すると共に良好な地域づくりに貢献しています。まちづくり防犯グループでは連絡協議会を開催し(3回/年)活動内容や問題点を共有し、生活安全推進連絡会では、子どもと高齢者の分科会(各2回/年)を実施し、活動の活性化を図りました。地域活動グループの高齢化による後継者不足が問題となる中で、いろいろな団体との連携を行う事で、活動の活性化の支援を行いました。市で行える対策としては青色回転灯付パトロール車による子どもの下校時見守り、有害環境の浄化のための白ポスト事業、社会を明るくする運動などを継続して行い、施設整備では計画的に公益灯をLED化し、通学路に100台の防犯カメラを設置し犯罪が起きにくい環境づくりを推進しました。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
☆☆☆		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
☆☆☆		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
☆☆☆		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	防災安全課

目標	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている
施策目標	9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・熊本地震の発生。	・芦屋市地域防災計画・水防計画(毎年更新) ・芦屋市強靱化計画(H29～H33)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		56.7%	15.4%	26.1%	1.8%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29		H32
9-1-1 災害時に地域の 人たちが主体と なって防災活動 が行える基盤作り を進めます。	① 市民の防災意識を高めるため、集中豪雨や土砂災害等の災害に備え、集会所単位などでの説明会を行うなど、効果的な周知、啓発活動に取り組みます。 ② 災害時に地域住民間で協力し合える体制を構築するため、津波浸水被害や土砂災害の恐れがある地区から優先して地区防災計画の策定を支援します。 ③ 災害時に要援護者が安全に避難することができるように、要援護者の「個別避難支援計画」を策定します。 ④ 個別避難支援計画に基づく地域住民が主体となった避難訓練の実施や、日頃からの地域での見守りを進める等、共助の地域づくりを支援します。 ⑤ 災害時に情報入手手段を持たない災害時要援護者などへの情報伝達手段の追加導入を検討します。	◇災害時に近くで気が付いた危険情報を行政へ連絡 ◇防災訓練など地域における防災活動への積極的な参加	①市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や防災講習会などを実施。 ①自治会等を対象に地区防災計画策定や地区防災マップ作成の取組を推進。 ②地域における住民主体の防災・減災の取り組みを促進するため、各自治会等に地区防災計画の説明会を実施。また、地域の特性に応じた計画を策定するため、地区防災マップづくりの支援を実施。 ③要配慮者支援の重要性を周知するため、自治会等に対して災害時要配慮者名簿の説明会を実施(平成29年度 42回)。名簿受領団体は25団体となった。 ③「緊急・災害時要援護者台帳登録申請書」の登録を進めるため、未登録者に案内文書を送付した。 ③災害時に迅速できるように、また日頃からの地域での見守りを進めるため、関係課と連携し、緊急・災害時要援護者台帳システムを導入した。 ④地域での自主防災訓練において要配慮者支援の取組を推進。 ④みどり地域生活支援センターを新たに福祉避難所として追加し、関係機関と連携し避難マニュアルを作成した。また、福祉マップ「おしえて！芦屋っぶ」に「緊急・災害時要援護者台帳」のページを設け周知を進めた。 ④地域密着型介護老人福祉施設(アラベラの家)において、福祉避難所としての訓練を行った。 ⑤情報入手手段として、緊急告知ラジオやJ:COMの防災受信端末による防災行政無線の放送を開始。	○ (全て実施)	自主防災会などによる訓練参加者(人/年)	1,116	2,753	2,961	3,920	3,000	○ (良好)
					土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合(%)	0.0	0.0	0.0	5.0	100.0	△ (横ばい)
					個別避難支援計画策定数(件)	1,380	2,186	2,289	2,136	3,300	○ (良好)
					避難訓練に参加した要援護者数(人/年)	-	0	0	6	660	○ (良好)

<p>9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。</p>	<p>① 通報場所や内容を早期に確定させるため、日々進化する通信機器に対応した119番受信体制を確立します。 ② 消防車などの適正利用のため、119番通報の正しい理解に向けて、分かりやすい広報物を作成し、啓発に取り組みます。 ③ 中高層建築物の事前活動計画を策定するため、はしご車架梯状況調査を行うとともに、はしご車が接着できる対象物を増やす手法を検討します。 ④ 地域防災力の強化のため、消防団員を効果的に募集し、入団促進を行います。</p>	<p>◇住宅用火災警報器の設置 ◇的確な119番通報 ◇消防団への入団</p>	<p>①固定電話からの119番通報の位置を通知(指令台に表示)する「新発信地表示システム」と携帯・IP電話からの119番通報の位置を通知(指令台に表示)する「位置情報通知システム」を統合した「統合型発信地表示システム」の利用に関する契約を更新するとともに、出場指令を制御する装置(指令制御装置)を新たに設け、通報場所や内容を早期に確定させる体制を継続させている。 ②まちナビの6月、広報紙11月1日号、市民課窓口番号案内システム及び芦屋市ホームページにおいて、限られたスペース・放映時間の中でイラストを活用し「119番通報と救急車の適正利用について」発信を行い、市内を走行している阪急バス車内アナウンスでも救急車の適正利用について周知を行っている。 ③4階建て以上の中高層建築物が完成後、はしご車架梯状況調査を行うとともに一定以上の開発では計画段階から、はしご車が対象物に架梯するための活動空地の確保を指導している。 ④広報あしや、各種イベント開催時の募集コーナー、SNS(Twitter)を利用し募集を開始。また、商店街等人の集まる各所において募集広報活動を実施する。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>119番通報受信から出場までの時間(平均時間)</p>	<p>2分32秒</p>	<p>2分27秒</p>	<p>2分21秒</p>	<p>1分43秒</p>	<p>2分29秒</p>	<p>△ (横ばい)</p>
<p>9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応できる防災・減災体制を充実させます。</p>	<p>① 市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護するため、新たな知見に基づきながら「地域防災計画」を更新し、災害発生時に備えた訓練を実施します。 ② 災害発生時に民間事業者などの専門的なノウハウ、物資、資機材の提供等の支援が円滑に行えるようにするため、災害時における応援協定を指定管理者や福祉施設(福祉避難所)と締結します。また、物資集配センターの施設などを見直します。 ③ 災害発生時に円滑に被災者支援ができる体制とするため、職員及び市民を対象とした防災リーダーを育成します。 ④ 避難所の防災機能を強化するために、長期にわたり避難生活が行えるよう、学校園などに、マンホールの上に簡易なトイレ設備が設置できる対策と断水時における生活用水対策を行います。 ⑤ 災害時協力井戸制度を創設することにより、井戸の所有者又は管理者に協力を求めます。 ⑥ 市職員間で災害対応の経験・教訓の継承をはじめ、知見等の共有に取り組みます。</p>		<p>①国や県の防災計画との整合を図り、地域防災計画の改定を実施(H28～) ①土砂災害を想定した芦屋市防災総合訓練を実施。 ②災害発生時に一般避難所での生活が困難な要配慮者に対して、安心して生活できる環境を提供するため、平成28年度に高齢者福祉施設と福祉避難所の協定を締結。 ③地域防災力の向上を図るため、防災士育成事業補助金の交付により、3名(市民)が防災士資格を取得。 ④拠点避難所の防災機能強化に向け、学校園の大規模改修時にあわせた設備設置に向け協議中。 ⑤災害時協力井戸の制度を制定し、井戸の所有者及び管理者に対して防災ガイドブックや広報紙にて周知を図った。 ⑥災害対応力向上のため、平成28年度において発災時を想定した統括部(参加人数20名)の図上訓練を実施。</p>	<p>△ (一部実施)</p>	<p>民間事業者との災害時における応援協定締結数(件)</p>	<p>20</p>	<p>22</p>	<p>26</p>	<p>34</p>	<p>38</p>	<p>△ (横ばい)</p>
<p>まとめ</p>			<p>取組の評価</p>	<p>△ (一部実施)</p>	<p>結果の評価</p>						<p>○ (良好)</p>

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆	<p>【展開状況】一部実施(△) / 【結果】良好(○)</p> <p>地域の人たちの主体的な防災活動のための基盤づくりについては、市民の防災意識向上及び各地域の特性に応じた住民主体の防災・減災の取組を促進するため、各自治会等への講習会や地区防災計画の説明会を実施しました。また、要配慮者支援の周知や登録促進のため、未登録者へ登録促進の案内文を送付するとともに、災害時の迅速な支援のための、緊急・災害時要援護者台帳システムを導入しました。</p> <p>火災など日常的な災害への体制については、位置情報通知システムや指令制御装置の運用により、通報場所や内容の早期確定に努め、119番受信体制の充実に取り組みました。また、各種広報媒体やイベント時の広報活動を通じて、119番通報と救急車の適正利用について呼びかけ、緊急性のない119番受信件数の削減を進めるとともに、地域防災力強化のため消防団員の入団促進に努めました。中高層建築物への対策については、計画段階からの指導により、はしご車等の接着可能棟の増加を図っております。</p> <p>大規模災害に対応できる防災・減災体制の充実については、高齢者福祉施設との協定締結により、災害時における要配慮者の避難施設を確保しました。今後は継続して防災士の育成や、職員訓練を実施し、地域及び行政としての防災対応力の向上に取り組む必要があります。避難所の防災機能強化については、施設の改修工事等と調整のうえ、計画的に実施する必要があります。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部（都市計画・開発事業担当）	建築指導課

目標	9	まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている
施策目標	9-2	災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)					
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
なし		<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市耐震改修促進計画(H20～H37) ・芦屋市強靱化計画(H28) ・下水道長寿命化計画(芦屋処理区(H25～H29), 旧奥山処理区(H26～H30)) ・下水道ストックマネジメント計画(改築実施計画(H30～H34)) ・芦屋市水道ビジョン(H30～H41) 		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				47.1%	19.1%	32.2%	1.6%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)	指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29		
9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。	① 旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修、建替えその他の耐震化を推進するため、案内文書などの送付及びセミナー等の実施など周知、啓発に取り組みます。 ② 旧耐震基準のマンションの耐震改修を更に推進するため、管理組合などに対する意向調査や耐震化に関する情報発信を行います。	◇建築物の耐震診断や耐震改修	① 広報あしや、ホームページ、あしや防災ガイドブック及び窓口相談により耐震診断等の周知・啓発を行った。 ② NPO法人と連携したマンション耐震化セミナーの実施、マンション耐震化ニュースの年3回発行による情報発信、旧耐震マンションの管理組合に対する意向調査を行った。	○ (全て実施)	住宅の耐震化率 (%)	93.3 (H25)	—	—	—	96.0	○ (良好)
9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	① 小規模な施設も含めた旧耐震基準の公共建築物の耐震改修又は建替え等とともに、非構造部材も含めた耐震改修を行います。		① 旧耐震基準で建築されていた旧分庁舎と宮塚町住宅1号棟の解体を実施(H29)。ルナ・ホールの天井材等の耐震化を実施(H28, 29)。	○ (全て実施)	公共建築物の耐震化率(50㎡未満及び居室の無い建築物を除く。)(%)	90.0	95.4	95.3	96.2	100.0	○ (良好)
9-2-3 ライフラインなどの防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	① 災害などによる下水道施設の被害の軽減を図るため、新たに耐震診断を行い、施設の老朽化の状況も踏まえ、計画的に耐震化を行います。 ② 災害などによる水道施設の被害の軽減を図るため、緊急施設に通ずる水道施設や、基幹水道施設を優先して耐震化を進めるとともに、配水池の耐震化を計画的に行います。また、緊急相互連絡管の増設などによる、バックアップ機能等の充実を図ります。	◇フェニックス共済への加入	① 下水道長寿命化計画に基づく老朽下水道管の改築・更新に合わせ耐震化を実施した。 ② 管路更新については、全て耐震管で行い、管路総延長251.35kmに対し、耐震化延長99.96kmの水道管耐震化を行っている。H28年度より配水池の耐震化に着手した。災害時を想定した近隣市との緊急連絡管や耐震性貯水槽の保守点検並びに操作訓練を実施した。また、緊急時に早期復旧を行うため緊急補修材料及び人的応援に関する協定を民間企業と締結した。	○ (全て実施)	下水道管耐震化率(耐震化延長/管路総延長)(%)	21.8	22.1	22.4	22.6	23.2	○ (良好)
					水道管耐震化率(耐震化延長/管路総延長)(%)	37.2	37.6	38.8	39.8	45.7	○ (良好)
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆☆	<p>【展開状況】全て実施（○）／【結果】良好（○）</p> <p>【民間建築物】民間建築物の防災・減災機能の向上促進では、住宅の耐震化を促進するため、広報あしや・ホームページ・あしや防災ガイドブック・窓口相談により耐震診断や耐震改修等の周知・啓発を継続しています。また、特にマンションについては、NPO法人と連携してマンション耐震化セミナーを実施したほか、マンション耐震化ニュースを年に3回発行するなど情報発信を行いました。今後は、引き続き芦屋市耐震化促進事業等による補助制度を活用することで1戸でも多くの住宅について耐震化促進の必要があると考えます。また、市内の住宅総数に対するマンションの割合が半数を超えている状況であることから、マンション管理組合等に対して改修等に関する有効な情報提供を行うことでより一層耐震化を促進する必要があると考えます。</p> <p>【公共建築物】公共建築物の防災・減災機能の向上による災害に強いまちづくりでは、旧耐震基準で建築されていた旧分庁舎と宮塚町住宅1号棟を解体を実施しました。また、ルナ・ホールの天井材等の耐震化も実施しました。</p> <p>【ライフライン】ライフラインなどの防災・減災機能の向上による災害に強いまちづくりでは、下水道施設に関しては、H29年度までは不明水の多い地域に限定した下水道長寿命化計画に基づく改築・更新に合わせ耐震化を実施してきましたが、H30年度以降は、芦屋市全域を対象としたリスク評価の上、優先順位付けを行い策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき順次改築・更新及び耐震化の必要があると考えます。水道施設に関しては、順次管路の耐震化の整備を継続しているところですが、芦屋市水道ビジョンにおける水道施設整備計画に基づき順次、水道施設の改築・更新及び耐震化を行っていく必要があると考えます。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)		
☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)		
☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)		
☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)		

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	公園緑地課

目標	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している
施策目標	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

(2) 関連計画の策定状況

(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)

後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
都市公園法の改正	・芦屋市緑の基本計画(H17～H32) ・第3次芦屋市環境計画(H27～H36)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		78.8%	8.1%	11.4%	1.6%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組		展開状況	指標 (単位)	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組	取組の実施状況				H26	H27	H28	H29		H32
10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。	① オープンガーデンの参加者や、緑化などの活動団体を増やす取組を進め、市民による市内を花と緑でいっぱいにする活動を促進します。 ② 街路樹、公園、緑地等、公共空間の花と緑を守り育てるために、市民との協働を図りながら適切に維持管理を行うとともに、市街地における公園、緑道、街路樹等により緑が連続的につながるような公園配置を検討します。 ③ 市街地における面的な緑化の推進と既存緑地の保全のため、緑の保全地区における規制内容の周知と徹底、景観重要樹木や保護樹の指定を検討します。	◇オープンガーデンへの参加 ◇花と緑のコンクールへの応募 ◇地域での花壇活動への参加	①オープンガーデンにおいて、平成28年度から「オープンガーデン実行委員会」を設け参加市民と共に開催する意識付けを行っている。平成29年度には、例年5月のみであったオープンガーデンを4月にも開催出来るよう調整し、更なる参加者増に向け、平成30年度からは4月と5月の2回開催を実施予定である。 ②芦屋市住民緑化団体育成事業に係る助成制度について、平成28年度から助成金を全体枠を3,400千円から3,900千円に拡充した。しかしながら、緑化活動団体メンバーの高齢化などにより参加団体は横ばいとなっている。現在は参加団体増に向け促進中である。 ③緑の保全と緑化の推進のため、緑の保全地区に係る届出書の受付処理を行った。(平成28年度 29件、平成29年度(平成30年2月末まで) 33件) また、風致地区における許可申請の審査を行った。(平成28年度106件、平成29年度(平成30年2月末まで) 81件)	△ (一部実施)	オープンガーデン参加者数 (人/年)	81	107	121	127	125	○ (良好)
					花壇活動参加団体数 (団体/年)	75	74	73	75	99	△ (横ばい)
					市街地 (奥池地区除く) 緑被率 (%)	22.0 (H17)	25.7	-	-	28.0	○ (良好)
10-1-2 芦屋の自然環境の保全に向けた取組を推進します。	① 生きものの生息環境に関する情報を把握し、市民へ向けた情報や自然を学び触れ合う機会の提供の充実を図るなど、自然環境を守る意識の向上への啓発を推進するとともに、その保全、維持に努めます。	◇保護樹、保護樹林指定への協力	①福祉フェアにおいて、アカミガメ等の展示を行い、外来生物対策の啓発を行った。(H28年度) ①第3次芦屋市環境計画に基づく本市内に生息する生物の実態調査のためいもり池及びいもり池周辺の調査を実施した。(H29年度) ①市内で活動する環境団体による活動発表や芦屋市の環境の移り変わりについての講演会を行うことにより市民の自然環境への関心を深めることを目的として、「第1回環境団体報告会」を開催した。(H29年度)	○ (全て実施)	自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合 (%)	60.0	-	-	64.4	70.0	○ (良好)
まとめ		取組の評価		△ (一部実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆	<p>【展開状況】一部実施(△) / 【結果】良好(○)</p> <p>まちなかを花と緑で彩り市民とともに緑を守り育てる取組や自然環境の保全へ向けた取り組みについては、行政側だけでなく広く市民に参加や意識向上に向けた取組が必要と考え、広報やフェアなどを通じて情報発信や啓発などに努めてまいりました。オープンガーデンの参加箇所数は芦屋市商工会などを通じて積極的に情報発信を行ってこともあり増加傾向にあり、緑被率や自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合などは良好に推移しているところですが、住民緑化団体などは高齢化傾向もあり横ばい状態となっています。</p> <p>近年は少子高齢化が進み、花と緑や自然環境を大事にする市民団体など参加者の高齢化や市民ニーズの多様化などにより、後継者問題など参加者の課題もある中で、より効果的な情報発信やPR方法など課題整理を進めていくことが重要と考えております。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部（都市計画・開発事業担当）	都市計画課

目標	10	花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している
施策目標	10-2	建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査（H30.2実施）			
後期基本計画策定以降（H28～）の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
	・芦屋市景観形成基本計画(H8) ・芦屋市景観計画(H26) ・芦屋市都市計画マスタープラン(H24～H32)	76.3%	11.9%	10.3%	1.5%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容（Plan）		イ 取組の実施状況（Do）		ウ 取組結果（Check）							
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標（単位）	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29		H32
10-2-1 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策を更に進めます。	① 南芦屋浜地区において良好な景観の形成を進めるため、景観地区の指定を含む取組を検討します。 ② 芦屋らしい広告景観を形成するため、独自条例の周知、徹底や市民参画による運用を推進します。 ③ 美しい景観形成と道路の防災性能向上のため、「第7次電線類地中化計画」に基づき、芦屋川兩岸などの無電柱化の整備を行うとともに、景観計画及び防災面を考慮した無電柱化整備計画を検討します。 ④ 住みやすく良好な住環境の保全又は形成を市民参画により進めるため、地区計画及びまちづくり協定の周知や策定支援に取り組み、地域の特性に応じた規制やルールづくりによる環境整備を推進します。	◇景観地区についての理解と協力 ◇住宅などの生垣や石積みの保全 ◇住宅などの道路との敷き際の花木の植栽 ◇まちづくり協定の策定	②平成28年7月から芦屋市屋外広告物条例を施行し、広告主等への条例の周知を行うとともに、基準に適合させる改修又は撤去に係る費用について補助金の交付を行った。（平成28年度（平成28年7月以降）6件 補助額 1,535,000円、平成29年度（平成30年2月28日まで）38件 補助額 13,761,000円） また、改修・撤去を促進するため、平成29年10月1日から補助制度を拡充（限度額の引上げ）した。 ③さくら参道及び芦屋川兩岸の電線共同溝整備に向けた詳細設計業務委託を実施。（H28） さくら参道の一部（北側約250m）において、電線共同溝整備工事に着手。 無電柱化推進計画策定に向けて、芦屋市無電柱化推進計画策定委員会を設立し、2回の委員会を開催。（H29） ④まちづくり協定の策定に取組んだ活動団体に対し、活動助成等の支援及び認定に係る手続等を行った。（平成29年度 西山町まちづくり協定） 地区計画策定地域において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う、建築物等に関する情報提供を行うとともに、地域の意向に基づき地区計画の変更手続を進めた。（大原町、月若町）	△ （一部実施）	地域におけるまちなみなどの景観の美しさに関して「かなり良い」又は「やや良い」と回答した市民の割合（%）	84.7	—	—	84.5	90.0	△ （横ばい）
			芦屋市屋外広告物条例（H28.7施行予定）の規制内容に適合する屋外広告物の割合（%）		62.4 （見込数）	—	—	69.0	82.5	○ （良好）	
			無電柱化率（%）		12.4	12.4	12.4	12.4	14.1	△ （横ばい）	
			まちづくり協定の数（地区）		3	5	5	6	6	○ （良好）	
まとめ		取組の評価		△ （一部実施）	結果の評価				○ （良好）		

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆☆	<p>[展開状況] 全て実施 (○) / [結果] 良好 (○) [展開状況] 一部実施 (△) / [結果] 良好 (○) 景観誘導施策では、平成28年7月から芦屋市屋外広告物条例を施行し、広告主等への条例の周知を行うとともに、基準に適合させる改修又は撤去に係る費用について補助金の交付を行いました。引き続き、補助制度の活用等丁寧な説明を行い、芦屋らしい広告景観の形成を促進していきます。 また、景観形成及び道路の防災性能向上を図るため、無電柱化の整備では、さくら参道において、電線共同溝整備工事に着手しており、無電柱化事業を円滑に推進していくため、「芦屋市無電柱化推進計画」の策定や「芦屋市無電柱化推進条例」の制定に取り組みました。 住みやすく良好な住環境の保全又は形成のため、景観施策とともに、地域の特性に応じた規制やルールづくりとして、まちづくり協定の認定を行うなど、地域住民の多様なニーズへの対応にも取り組んでいますが、今後も更に住みよいまちづくりを進めていくため、地域や事業者等の理解や協力を得ながら、連携して施策展開を図っていく必要があります。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施 (○)	良好 (○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施 (△)	良好 (○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施 (○)	悪化あり (△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施 (△)	悪化あり (△)

目標	1 1	環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている
施策目標	1 1-1	環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年6月15日 芦屋市環境マネジメントシステムの改定 平成28年10月に、芦屋市電力の調達に係る環境配慮指針の策定 平成28年11月に、政府は地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」を批准 平成29年11月ドイツのボンで「COP23」が開催され、2020年以降の温室効果ガス削減目標を世界規模で達成するためのルール作りなどを焦点に議論された。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次芦屋市環境計画(H27～H36) 第4次芦屋市環境保全率先実行計画(H28～H32) 芦屋市一般廃棄物処理基本計画(H29～H38) 	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		68.8%	13%	16.6%	1.6%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標 (単位)	指標の推移				めざす値	傾向
						H26	H27	H28	H29		
11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減へ向けた取組を促進します。	① 市民と行政が一体となった取組が推進できるように、環境問題やエネルギーに関する情報を把握し、情報提供や学習機会を充実します。 ② 市民、事業者が協働して取り組めるように、環境に配慮した設備導入への補助制度の見直しや、環境づくり推進会議と協力しながら情報交換できる機会の提供に取り組めます。 ③ ごみの減量化、再資源化事業を促進するために、持ち込みごみ予約制や持ち去り防止パトロールの実施の効果を検証し、適正な料金体系や新たな再資源化の促進策などを検討します。 ④ 事業系ごみの適正処理を推進するため、持ち込みごみ予約により事業系ごみが持ち込まれる状況を把握し、不適正排出を行う事業所に注意喚起などを行います。 ⑤ 事業系ごみの減量化を推進するため、簡易包装などに取り組む店舗などを「スリム・リサイクル宣言の店」に指定する事業を、今後一層推進していきます。	◇省エネ意識をもった生活 ◇環境負荷の少ない設備の設置 ◇環境負荷の少ない製品の購入、利用 ◇建物の新築・増改築時における雨水浸透施設の設置 ◇ごみの分別排出の徹底 ◇生ごみの水切り ◇食材や日用品の最後まででの使い切り	①地球温暖化防止啓発を目的とした、市内小学校等での打ち水大作戦の実施や、あしや秋まつりでの啓発ブースの出店(H28.H29)を行った。また、啓発イベントとして「エコクッキング」を実施した。(H29.6) ①大気環境の保全や節電の大切さの啓発を目的とした、星空観測会の実施(夏と冬 年2回) ①「地球温暖化」に関する講義・実験を行い、温暖化に対する意識を高め、知識をつけてもらうために、「子ども体験学習会&太陽観測会」を実施した。(H29.7) ①市内の小中学生を対象に「子ども環境作文コンクール」を実施した。(H29.9) ②低公害車の普及を目的とした、市内の事業者を対象に低公害車普及促進助成制度の実施 ②家庭における新エネルギー活用の促進を図り、もって低炭素社会の実現に寄与することを目的とし、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置に係る経費の一部を補助する、芦屋市エコ・エネルギーシステム設置費補助制度の実施 ②市内で活動する環境団体の発表の場や団体同士の交流の場を提供すること、市民の自然環境への関心を深めることを目的とし、「第1回環境団体報告会」を開催した。(H30.2) ③持ち込みごみ予約制及び持ち去り防止パトロールは効果を挙げているため、継続して取り組んでいる。また、再資源化の促進策などを平成29年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)の中で検討した。(H28.H29) ④従来の広報に加え、新たに「事業系ごみハンドブック」を作成し、市内の事業所に配布して啓発を強化した。(H29) ⑤市内の事業所に個別の案内を行ったことで、「スリム・リサイクル宣言の店」が大幅に増加した。(H28実施。平成28年10月末時点で44店舗から80店舗に増加)	△ (一部実施)	日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別等環境に配慮した行動を実践している市民の割合 (%)	53.5	—	—	52.3	60.0	△ (横ばい)
					市民から出される燃やすごみの量 (kg/人・年)	家庭系 210.8 事業系 100.5 計 311.3	家庭系 207.7 事業系 96.1 計 303.8	家庭系 203.0 事業系 97.7 計 300.7	家庭系 199.8 事業系 100.0 計 299.8	家庭系 187.6 事業系 89.5 計 277.1	○ (良好)
					再資源化物のリサイクル率 (%)	16.9	17.1	16.6	16.4	19.6	× (悪化)

11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。	①「環境マネジメントシステム(EMS)」及び「環境保全率実行計画」等に基づき、全庁的な温室効果ガス削減への取組を推進します。 ② 公共施設の保全計画と省エネ診断との運動により、公共施設における効率的、効果的な省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの利用を図ります。	①平成28年度から第4次芦屋市環境保全率実行計画を策定。目標を温室効果ガス排出量削減とエネルギー使用量の削減の2項目にしほり、温室効果ガス排出量削減に重点的に取組む。 ①温室効果ガスの削減目標を達成するため、平成28年6月に環境マネジメントシステムを全面的に見直し、第4次率実行計画の進捗管理を行うツールとして定義し、また、市の施設において環境に配慮した電力調達などの取組を推進している。 ②平成29年度に国の「地方公共団体カーボンマネジメント強化事業」の補助を活用し、6施設を対象に大規模省エネ診断を実施、インバータ機器等の導入を推奨している。	○ (全て実施)	行政の事業における温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	19,806	19,281	18,404	18,606	18,816	○ (良好)
まとめ		取組の評価	△ (一部実施)	結果の評価						△ (悪化あり)

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆	<p>[展開状況] 一部実施 (△) / [結果] 悪化あり (△)</p> <p>市民、事業者による環境負荷低減へ向けた取組の促進では、情報提供や学習機会を充実するため、あしや秋まつりでの啓発ブースの出店、エコクッキング、星空観察会、子ども体験学習会 & 太陽観察会、子ども環境作文コンクールなど、啓発イベントを多数実施しました。また、市内の事業者を対象とした低公害車普及促進助成制度、家庭における新エネルギー活用の促進、低炭素社会の実現を目的とした芦屋エコ・エネルギーシステム設置費補助制度を実施しました。情報交換の場の提供のため、環境づくり推進会議の主催イベントとして、第1回の「環境団体報告会」を開催し、市内で活動する環境団体同士の情報交換の場とすることができました。また、そのイベントの中で子ども環境作文コンクールの表彰式を行ったことで、一般市民にも情報提供できる機会とすることができました。</p> <p>ごみに関しては、新たに「事業系ごみハンドブック」の作成を行って市内の事業所に配布したことや、ごみの減量化に関する案内を個別に行ったことにより、事業系ごみの適正処理や減量化について啓発を強化しました。また、「スリム・リサイクル宣言の店」を大幅に増加させることができました。</p> <p>行政事業では、第4次芦屋市環境保全率実行計画により環境負荷の低減に取り組んでいるところです。</p> <p>環境に配慮した暮らしやまちづくりを進めることの一つとして、地球温暖化の防止を進めるために、温室効果ガス排出が少ない社会構造の実現を目指す必要があります。そのためには、家庭における取組を推進し、また市民・事業者と一体となった取組を展開する必要があります。新たな省エネ機器設置補助制度の検討や各市民団体や事業者の行う啓発イベント等を情報連携し、情報提供の充実を図るための仕組みについて検討を進めていく必要があります。</p>	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	環境課

目標	11	環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている
施策目標	11-2	清潔なまちづくりが進んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・公共の場での禁煙・分煙が一層進んでいる。	・芦屋市市民マナー条例推進計画(H26～H30)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		85%	7%	6.7%	1.3%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29		めざす値 H32
11-2-1 市民と行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。	① 市民マナー条例推進連絡会や美化推進員と協力しながら、地域の情報交換や合同の街頭キャンペーン、パトロール等、協働による活動を推進します。 ② 市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらえるように、交通事業者などの関係機関との連携や官学協働等、様々な手段により、市の内外に向けた市民マナー条例の周知、啓発活動を強化します。 ③ 良好な生活環境の確保へ向けて地域が主体となった取組が行えるように、美化活動への支援やごみ出しルールについての啓発などを推進します。	◇地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発	① 芦屋市市民マナー条例推進計画の進捗状況を把握するため、中間検証を実施し(H28)、計画改定に向けて、市民・美化推進員へアンケート調査を実施した。(H29)また、美化推進員とさくら祭りやサマーカーニバルで啓発キャンペーンを協働で行った。(H28,H29) ② 複数市町共同研究事業を活用し、阪神6市(尼崎・芦屋・伊丹・宝塚・川西・三田市)で、先進市視察を実施した。(H28) また、市外からの来訪者等への周知・啓発のため、合同で街頭キャンペーンを実施した。(H29) ② 英語版広報紙「アシヤニューズレター」の発行をはじめ、外国人向けのチラシを作成し周知・啓発を実施した。(H29) ② 官学協働による啓発まんがやうちわの製作・配布を実施し、広報紙でも特集を掲載した。また、「犬のお散歩マナー向上モデルロード」を指定し、オリジナル路面タイル・看板の設置とお披露目イベントの開催を行った。(H28,H29) ② 市内バスでのアナウンス放送や電照広告を利用した周知・啓発業務、指導員の巡回・啓発区域の見直しを行った。(H28,H29) ②・③ 感染症媒介蚊対策やクリーン作戦における清掃場所の見直しと市民マナー条例の同時啓発を実施した。(H28,H29) ③ ごみ出しルールの徹底やカラス被害減少への取組みとして、広報紙による発信に加え、ホームページのQ&Aの改善や広報番組の制作のほか、個々の家庭ごみステーション毎の啓発パネルの掲示や収集作業時の簡易清掃に努め、市民や自治会等による家庭ごみステーションの美化活動への支援を実施した。	○ (全て実施)	市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合(%)	72.0	-	-	66.9	80.0	△ (横ばい)
				○ (全て実施)	地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合(%)	63.3	-	-	66.7	70.0	△ (横ばい)
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価				○ (良好)		

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	<p>[展開状況] 全て実施(○) / [結果] 良好(○)</p> <p>市民と行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組では、市民マナー条例の周知・啓発に関して、官学協働により、まんがやデザイン性のある製作物を用いて、子どもから大人まで誰もが関心や興味を持つような工夫をこらした様々な啓発と広報活動を行うことができた。これにより、市民の方々には条例自体が浸透している。さらに、外国人向けの刊行物を作成した他、市外からの来訪者へ向けて、阪神間で合同取組を行う等、新たな情報発信の試みを実施しています。市内バスのアナウンスや電照広告を活用した周知、マナー指導員数の削減や、警備業務の委託の見直し等、費用面についても、常に費用対効果を意識しながら業務に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、市外からの来訪者による駅周辺での喫煙については、依然として違反割合が高く、今後はより広範囲で、多くの人に条例を理解していただく必要があると考えます。また、飼犬のふんの放置等に関する苦情等もまだまだ件数が多いため、メディアに取り上げてもらえる様な、趣向を凝らした手法を用いた啓発を行っていく必要があります。</p> <p>今後は、違反行為自体をし難い環境を作るため、地域と一体となった取り組みや、子どもの頃からのマナー教育を推進し、市民・事業者・関係機関との連携強化を図りながら、経費削減のために、業務の再検討と常に手法の見直しを行ってまいります。</p>	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	建設総務課

目標	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている
施策目標	12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

後期基本計画策定以降（H28～）の社会経済環境の変化
・交通事故件数および死傷者数は減少傾向から横ばいに変化し、高齢者人口の増加に伴い、交通事故全体に占める高齢者の割合が増加している。 ・自転車を取り巻く状況の変化から、自転車と歩行者の交通事故の割合は増加傾向にあり、自転車側が加害者になると高額な賠償となる事例が発生している。

(2) 関連計画の策定状況

課題別計画の策定状況
・第10次芦屋市交通安全計画（H28～H32）

(3) 市民アンケート調査（H30.2実施）

調査結果			
肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
50.5%	20.9%	18.5%	1.9%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容（Plan）		イ 取組の実施状況（Do）		ウ 取組結果（Check）							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標（単位）	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29		H32
12-1-1 交通に関する ルールとマナーの 周知、啓発に努 めます。	① 子どもや高齢者の交通事故を減少させるために、街頭啓発、交通安全教室、地域の集会の場等を活用し、周知、啓発を更に強化します。 ② 子どもに対する交通安全教室の内容を見直し、地域の特徴にあわせて改善するとともに、自転車の正しい乗り方について発達に応じた啓発活動を推進します。 ③ 自転車に関わる交通事故を減らすために、自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進を進めます。 ④ 自転車事故の際の危機管理として、賠償責任保険の加入促進などの普及、啓発に取り組み、自転車の安全利用の定着を図ります。	◇道路を利用する全ての人が交通ルールを守り、気持ちよく利用できるようなお互いに配慮した思いやり ◇お互いに交通ルールやマナー違反についての注意呼びかけ ◇自動車や自転車などに乗る人は常に歩行者を優先 ◇自転車事故に関する賠償責任保険の加入	①警察などの関係機関と連携し、集会所等を利用した高齢者交通安全教室（1回）やシルバードライビングスクール（1回）等を開催した。また高齢者の交通事故と運転免許返納について広報で特集記事を掲載した。 ②地域の特徴に沿った交通安全教室となるよう、保育所（園）周辺での歩行訓練（41回）や、小学校の登下校指導（20回）を行い、小学校3、4年生を対象とする自転車交通安全教室（8回）を開催した。 ③自転車運転免許証等を発行する自転車教室を開催した他、警察などの関係機関と連携イベント等で自転車シミュレーターを利用した交通安全啓発（2回）を行った。 ④交通安全教室などで、自転車側が加害者になると高額な賠償となる事例が発生していることを周知し、自転車駐車場等にパンフレットを設置し啓発を図った。	○ （全て実施）	市内交通事故による高齢者の死傷者数（人／年）	55	63	72	76	49	△ （横ばい）
					市内交通事故による子どもの死傷者数（人／年）	30	20	30	25	18	△ （横ばい）
					市内の自転車が関わる事故件数	87	87	103	114	65	× （悪化）
					自転車利用者賠償責任保険加入者割合（％）	29.3 （H25）	—	67.0	76.1	100.0	○ （良好）
まとめ				○ （全て実施）	結果の評価					△ （悪化あり）	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆	<p>〔展開状況〕全て実施(○) / 〔結果〕悪化あり(△)</p> <p>交通に関するルール、マナーの周知、啓発では、子どもや高齢者の交通事故を減少させるために、保育所(園)、小・中学校等において地域の特徴に沿った交通安全教室を行い、高齢者には集会所等での教室を開催しました。</p> <p>自転車の交通安全については、自転車免許証等を発行する自転車教室を開催し、加害者になると高額な賠償となる事例が発生していることなども周知して賠償責任保険への加入促進にも努めました。</p> <p>交通安全の啓発に関しては、警察等の関係機関と連携し、事故の多い場所や地元からの要請に応じ行ってきましたが、より多くの方に交通ルールを周知するために、イベント等に参加し、自転車シミュレーター等を利用した参加型の啓発にも取り組みました。</p> <p>今後、高齢者人口が増加する中で、事故全体における高齢者の事故の割合は増加することが予想されるため、警察等の関係機関と連携し、今後も啓発を続けていく必要があります。また、自転車の高機能化、自転車道の整備など、自転車を取り巻く環境が変化していく中で、自転車利用のルールについても安全教育の実施が必要です。</p> <p>交通ルールについては子どもころから発達段階に応じて繰り返し教育していくことが求められています。地域の特徴もとらえ、イベント等も利用し、交通安全思想の周知に取り組んでいきます。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)		
☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)		
☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)		
☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)		

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	道路課

目標	1 2 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている
施策目標	1 2-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化 後期基本計画策定以降（H28～）の社会経済環境の変化	(2) 関連計画の策定状況 課題別計画の策定状況 芦屋市公共サイン計画(H28) 芦屋市交通バリアフリー基本構想(H19～) 芦屋市総合交通戦略(H30～40)	(3) 市民アンケート調査（H30.2実施） 調査結果			
		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		54.2%	18.1%	26.1%	1.6%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容（Plan）		イ 取組の実施状況（Do）		ウ 取組結果（Check）							
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標（単位）	指標の推移				めざす値 H32	傾向
						H26	H27	H28	H29		
12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。	① 全てのの人にやさしい歩行者空間の確保に努めるとともに、歩道の平坦性を確保するなど歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。 ② 安全かつスムーズに目的地に行くことができるよう、景観に配慮した分かりやすく統一的なサイン計画に見直します。 ③ 長寿命化改修に併せて、公園施設のバリアフリー化を進めます。 ④ 公共建築物の建替えや大規模改修時には、関係団体などからのアドバイスを参考にしながら、利用者の視点を考慮した施設整備を行います。また、バリアフリー化に係る整備マニュアルも作成し、建替えなどの計画に活用します。 ⑤ 円滑に市街地を移動できるよう、現地調査などを行いながら新たなバリアフリー基本構想（重点整備地区）を検討します。	◇点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないよう、物などを置かないこと	①歩道切下げ部のバリアフリー化工事をH28に44箇所、H29に22箇所実施した。 ②H28に芦屋市公共サイン計画を策定し、H29に阪神芦屋駅周辺に案内誘導サインを設置した。 ③公園施設（園路及びトイレ）のバリアフリー化を2公園3施設において行った。（H28.H29） ④新分庁舎及び山手中学校の新築計画時に、福祉関係団体の意見聴取及び福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用し利用者目線の助言を聴取した。（各2回） ④既存施設のバリアフリー化（多目的トイレの設置・段差解消等）については、H28は5施設、H29は2施設実施した。バリアフリー化に関する基準を定め、工事を実施した。 ⑤安全・安心で快適に移動できるまちづくりを進めるため「芦屋市総合交通戦略」を平成30年3月に策定し、歩道のバリアフリー化について、重点施策として掲げた。	○ （全て実施）	歩道切下げ部のバリアフリー化率（%）	34.5	35.9	38.1	39.1	46.7	○ （良好）
					公園施設のバリアフリー化率（施設誘導園路、多目的トイレ等の施設整備状況）（%）	16.9	18.8	20.7	22.6	56.6	△ （横ばい）
					公共建築物のバリアフリー化率（多目的トイレの整備状況）（%）	75.0	76.3	80.3	81.7	79.0	○ （良好）
まとめ		取組の評価		○ （全て実施）	結果の評価					○ （良好）	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆☆	【展開状況】全て実施（○）／【結果】良好（○） 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化では、全ての人がより安全で快適に移動できるように、公共施設や道路公園においてバリアフリー化工事を実施すると共に、回遊性向上と優良な都市景観づくりのため芦屋市公共サイン計画を策定しました。計画策定時や公共建物建築時には、福祉団体からも意見聴取するなど、利用者の視点を考慮するよう努めました。 今後も公共空間のバリアフリー工事を進めると共に総合交通戦略に掲げた施策の推進に努めます。また、芦屋市公共サイン計画に基づくサイン整備を進めてまいります。	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施（○）	良好（○）
		☆☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施（△）	良好（○）
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施（○）	悪化あり（△）
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施（△）	悪化あり（△）

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	道路課

目標	1 2 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている
施策目標	1 2-3 市内を安全かつ快適に移動できる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
平成28年7月「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定により、「自転車歩行者道」の原則不採用が示され、自転車の車道走行の方針がより強固なものとなった。 JR芦屋駅南地区再開発事業の開始	芦屋市道路橋長寿命化修繕計画(H27～36) (仮称)芦屋市自転車ネットワーク計画の策定(平成30年秋公表予定) 芦屋市都市計画マスタープラン(H24～H32) 芦屋市総合交通戦略(H30～H39)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		64.4%	23%	11%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)	指標の推移				傾向	
						H26	H27	H28	H29		H32
12-3-1 道路や交通安全施設の整備、維持管理を適切に行います。	① 橋りょうを安全に通ることができるように、老朽化した橋りょうを定期的に点検し、修繕、架け替え等を行います。 ② 道路を安全に通ることができるように、芦屋川沿いの防護柵の改修の実施など歩行者の安全対策を行います。 ③ 道路を安全に通ることができるように、歩行者、自転車、自動車の共存が図れるような工夫を図ります。	◇駐輪場や駐輪場の利用	①開森橋の架け替え工事を実施。(H28) 鶴塚橋、打出浜歩道橋、朝日ヶ丘第5橋、月若橋、公光橋の修繕工事を実施。道路橋72橋、横断歩道橋9橋の定期点検を実施。(H29) ②芦屋川転落防止柵改修検討業務を実施。(H28) 奥池南町外において、防護柵の改修1,202mを実施。(H28) 親王塚町外において、防護柵の改修397mを実施。(H29) ③自転車等放置禁止区域において、違法駐輪自転車の移送を年間72回実施。(H28.H29) 自転車ネットワーク計画の策定開始(H29) ③第10次芦屋市交通安全計画に基づき警察などの関係機関と連携し、交通安全教室・啓発を実施した。 ③駐輪場の大規模改修計画に基づき、既存ラックを改修し、利便性の向上を図った。	○ (全て実施)	防護柵の改修率(%)	75.3	79.0	82.0	82.6	89.7	○ (良好)
					道路上での人身事故の件数(件/年)	347	308	317	351	203	△ (横ばい)
12-3-2 JR芦屋駅周辺の交通結節機能を高める取組を進めます。	① 安全かつ快適に移動でき利便性が向上するように、JR芦屋駅南側の駅前広場及び周辺道路を整備します。 ② JR芦屋駅南側において分散化された既存の駐輪場を集約、整備します。 ③ バスを利用しやすくなるように、JR芦屋駅の南北バス停の再配置に伴う路線再編に向けて関係機関と協議します。		①、③安全・安心で快適に移動できるまちづくりを進めるため「芦屋市総合交通戦略」を平成30年3月に策定し、JR芦屋駅周辺の施設整備及びバス路線の再編・利便性の向上について、重点施策として掲げた。 ①②③駅前広場及び道路等の公共施設と合わせて、良好な住宅・商業・公益機能を備えた施設を一体的に整備するため、「第二種市街地再開発事業」の都市計画を決定し、事業計画の決定に向けた手続きを実施中(H29.3都市計画決定、H30.5事業計画決定予定) ②市街地再開発事業の進捗に併せて、分散している駐輪場の集約化を行い、利便性の向上を図るため、駅前広場の地下空間の活用について施設計画を検討中 ③市街地再開発事業の進捗に併せて、バス路線の再編に向けて関係機関と協議中	○ (全て実施)							
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆☆	<p>【展開状況】 全て実施 (○) / 【結果】 良好 (○)</p> <p>道路や交通安全施設については、計画に基づき整備や維持管理を行いました。</p> <p>また、駐輪場の既存ラックの改修による利便性の向上や、違法駐輪自転車の移送を行うことで、道路を通行する歩行者・自転車にとっても、安全かつ快適に移動できる環境の向上に努めました。</p> <p>しかし、平成28年7月に改定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」により、自転車の車道走行の方針が強固になるなど、道路の通行環境に関する見直しも必要になっていることから、自転車ネットワークの構築など、より快適な通行環境の整備に向けた取り組みが必要となっています。</p> <p>そのため、平成30年3月に策定した「芦屋市総合交通戦略」や、平成30年秋の公表を目指している「芦屋市自転車ネットワーク計画」を踏まえ、市内を安全かつ快適に移動できる環境整備を図っていくことが必要です。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施 (○)	良好 (○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施 (△)	良好 (○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施 (○)	悪化あり (△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施 (△)	悪化あり (△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部（都市計画・開発事業担当）	住宅課

目標	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている
施策目標	13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査（H30.2実施）					
後期基本計画策定以降（H28～）の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
・住生活基本計画の改定 ・兵庫県住生活基本計画の改定 ・芦屋市屋外広告物条例の施行 ・全国的に住宅ストックの有効活用の考え方が普及した		・芦屋市緑の基本計画(H17～H32) ・芦屋市景観形成基本計画(H8) ・芦屋市景観計画(H26) ・芦屋市耐震改修促進計画(H20～H27) ・芦屋市住宅マスタープラン(H30～H39) ・芦屋市市営住宅等ストック総合活用計画(H22～H41)		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				61.9%	11.5%	25%	1.6%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容（Plan）		イ 取組の実施状況（Do）		ウ 取組結果（Check）							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標（単位）	指標の推移				傾向	
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29		H32
13-1-1 質の高い魅力ある住まいづくりを促進します。	① 良好な住環境の維持、誘導のため、新築住宅の整備にあたって、「景観計画」又は「住みよいまちづくり条例」等の適切な運用を図ります。 ② 長期にわたって使用可能な質の高い新築住宅を供給するため、長期優良住宅の認定取得の普及を図ります。	◇良好な住環境の形成への理解と協力	①まちづくり協定が策定された地域において、建築等を行おうとする事業主又は、建築主に対し、まちづくり活動団体との協議を要請するなどにより、良好な住環境の形成等、地域ニーズへの対応を図った。また、住みよいまちづくり条例に基づく開発や建築に関する審査・指導を行っている。 ②窓口でのリーフレット配布やHPによる周知を図り、長期優良住宅の認定取得を推進している。	○ (全て実施)							
13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策を進めます。	① 住宅に関する課題解決が図られるように、市内マンション管理組合のネットワーク会議も活用しながら、マンションの長期修繕計画の策定などをはじめとした住宅相談を拡充します。 ② マンションの共用部や、高齢者や障がい者世帯の居住住宅の改善が進むよう、バリアフリー改修助成の周知、啓発に取り組みます。 ③ 良質な住宅維持を促進するため、中古住宅流通に携わる関係団体との調整を行うなど、中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります。 ④ 空き家（戸建、集合）の現状を把握し、課題などを整理するための取組として、分譲マンションの利用状況調査を実施し、今後の取組を検討します。	◇マンション管理組合の理解と協力	①ネットワーク会議でのテーマを「大規模修繕工事におけるコンサルタントの役割」及び「民泊を禁止するには管理組合はどうすべきか」とし、マンション管理組合にとってタイムリーな話題とすることで参加者を増加させる取り組みを行った。 ②マンション共用部については引き続き補助を実施し、バリアフリーの改善への取り組みを行った。また、市のホームページにおいてその周知、啓発を行った。 ③中古住宅の流通を促進するため、宅建業協会と協力し、空き家相談窓口の開設を行った。 ④空き家に関して現状を把握し、課題を整理するため、所有者へアンケートを行い、その集計を行った。 ⑤空き家活用支援事業を開始した。	○ (全て実施)	「芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合（%）	4.4	5.4	5.4	5.4	7.6	○ (良好)
					分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数（件／年）	419	421	432	443	430	○ (良好)

13-1-3 市営住宅の大規模集約事業を円滑に実施します。	① 市営住宅大規模集約事業において、良好なコミュニティの形成に配慮した住宅を建設し、新規住宅へのスムーズな転居を図ります。	◇市営住宅の建替などについての入居者の理解と協力	①全入居世帯に対し、移転先に関するアンケートを実施し、可能な限りその意向に適うような体制を整えた。 ①市営高浜町1番住宅入居世帯に対しては、その移転先住戸に関し、15戸の希望を聞き、入居希望住戸にできるだけ入居できるように配慮した。 ①コミュニティ形成においては、既存自治会と管理人による会合を開催し、自治会発起人会を立ち上げることとなった。	○ (全て実施)						○ (良好)
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価					○ (良好)

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	<p>[展開状況] 全て実施 (○) / [結果] 良好 (○)</p> <p>質の高い魅力ある住まいづくりの促進では、住宅都市である本市にとって、良質な住まいづくりは重要な施策であり、引き続き、芦屋市住みよいまちづくり条例による良好な住環境の維持、保全及び育成や長期優良住宅の普及等による良質な住宅供給を促進する必要があると考えます。</p> <p>良質な住宅ストック形成への対策では、今後は新築される住宅等への規制と同時に、既存の住宅ストックに関しても良質な状態で維持・再生されていく必要があり、住宅相談の充実や中古住宅の流通促進などに取り組んでいく必要があります。特に高経年マンションについては、改修や建替えを検討していく管理組合等との関わりを深めていくことで、良好な住宅ストックを維持するために最善の方向へ誘導していく必要があると考えます。</p> <p>市営住宅大規模集約事業の円滑な実施では、高浜町1番住宅への集約において、アンケート調査を実施するなど意向確認を行いました。住宅が完成し、自治会立ち上げの会合を実施している。</p>	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部（都市計画・開発事業担当）	建築課

目標	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている
施策目標	13-2 住宅都市としての機能が充実している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
<ul style="list-style-type: none"> 国の「インフラ長寿命化基本計画」により、「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を平成32年度までに策定するよう要請がある。 個別施設計画においては、各インフラ施設を管理・所管している者が把握している施設の状態等を踏まえ、維持管理更新に係る計画を策定することが求められる。 下水道長寿命化支援制度は段階的に廃止され下水道ストックマネジメント支援制度へ移行。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市公共施設等総合管理計画(H29～H48) 芦屋市都市計画マスタープラン(H24～H32) 芦屋市総合交通戦略(H30～H40) 下水道長寿命化計画(芦屋処理区(H25～H29), 旧奥山処理区(H26～H30)) 下水道ストックマネジメント計画(改築実施計画(H30～H34)) 	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		57.2%	19%	22%	1.8%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)	指標の推移				めざす値	傾向
						H26	H27	H28	H29		
13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共建築物の定期点検などにより施設の問題を把握し、適切な改修や維持管理を行うとともに、未策定となっている小規模施設の保全計画を策定します。また、施設の効果的な活用なども検討します。 ② 上水道施設を安全で安心して利用できるよう、「施設整備計画」に基づき、計画的に改築、更新を行います。 ③ 快適な下水道施設を維持していくため、「下水道長寿命化計画」を策定し下水道施設の改築、更新を行います。 ④ 公園を安全に利用できるよう、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園ごとの特性にあわせて公園施設の更新を進めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法第12条第2項に基づく公共施設の定期点検を実施。 ① 日常点検等による所管課の適切な維持管理の推進のため、維持管理マニュアルを改訂。(H29) ① 「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」について各施設の所管課と協議・調整を実施。(H29～H32) ② 施設整備計画に基づいた、管路総延長250kmのうち、1.5kmの管路更新。また、第2中区配水池の耐震化工事を前年度に引き続き実施。 ③ 下水道長寿命化計画に基づく管路の更新。 ③ 老朽化管路の効率的な更新のため下水道ストックマネジメント計画を策定。 ④ 3公園32施設について、長寿命化計画に基づく施設更新。 	△ (一部実施)	公共建築物の保全計画策定率(処理場等プラント施設は除く)(%)	79.8	79.8	79.8	79.8	84.6	△ (横ばい)
					全管路延長に占める各年度に施工する上水道更新管路延長の割合(年度毎の更新管路延長/管路総延長)(%)	1.5	0.5	0.9	0.6	1.5	△ (横ばい)
					全管路延長に占める各年度に施工する下水道更新管路延長の割合(年度毎の更新管路延長/管路総延長)(%)	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	△ (横ばい)
					公園施設更新率(公園施設更新数〔箇所〕/更新対象施設数(休養、遊具、管理施設等)〔箇所])(%)	16.3	20.2	23.7	29.1	50.0	○ (良好)

13-2-2 環境関連施設を適切かつ計画的に整備、運営します。	① 霊園施設については、新たな納骨方法を検討し、必要な施設を整備するなど修景に配慮した公園墓地として再整備に取り組みます。 ② 環境処理センター内のごみ焼却施設及びパイプライン施設等について、社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。		①H28年度年に実施した「お墓に関するアンケート調査」を踏まえ、合葬式墓地を導入することとし、H29年度に「合葬式墓地」等の基本設計を実施。 ①H30年度 実施設計, H31・32年度 工事, H33年度 開設 ②環境処理センター内施設について、西宮市と広域処理について検討を開始。平成30年度上半期に一定の方向性を示すこととしている。(H29,H30) ②パイプライン施設は、利用者との協議を踏まえて市の方針を検討。(H29)	△ (一部実施)					
13-2-3 住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備していくための検討を行います。	① JR芦屋駅南地区において、本市の玄関口としてふさわしい、住宅・商業・公益・交通の各機能を備えた魅力あるまちづくりを推進します。 ② 南芦屋浜地区のまちづくりについては、地元との調整も図りながら完成に向けて取組を進めます。 ③ 都市計画道路などの都市施設、市街地開発等を効率的に整備するため、交通機能、防災機能等の様々な視点を踏まえ、都市施設等の整備に関する基本方針などを検討します。		①駅前広場及び道路等の公共施設と合わせて、良好な住宅・商業・公益機能を備えた施設を一体的に整備するため、「第二種市街地再開発事業」の都市計画を決定。事業計画の決定に向けた手続きを実施中(H29.3 都市計画決定, H30.5 事業計画決定予定) ②市民活用枠を設定し、南芦屋浜地区教育施設用地の活用事業者の選定。 ②南芦屋浜地区における教育施設用地について、施設のリニューアルに伴い、フットサルコート等に「市民対象事業枠」として市民が無料で利用可能な時間を設けたことに加え、図書コーナーを新設し「子どもに読ませたい図書リスト400選」を配架するなど、健康増進及び地域交流に資する施設として機能を高めました。また、土地利用が未定の区域については、早期に整備が進められるよう、県企業庁と協議・調整を図った。	△ (一部実施)					
まとめ	取組の評価	△ (一部実施)	結果の評価	○ (良好)					

(5) 施策目標の総括

総括結果	<p>総括コメント</p> <p>【展開状況】一部実施(△) / 【結果】良好(○)</p> <p>公共施設等の保全計画に基づく効率的かつ適切な改修や維持管理の取組では、市の保有する建築物について「個別施設毎の長寿命化計画」の策定準備を施設所管課と共に進め、建築物以外の上下水道、公園等については、長寿命化計画等に基づく更新を行い、各都市施設の適切な維持管理とともに長寿命化を進めています。</p> <p>環境関連施設の適切かつ計画的な整備、運営では、芦屋霊園における「合葬式墓地」等の設計を進め、環境処理センター内の施設については、西宮市との広域処理の検討を進めています。また、パイプライン施設については、一定の方針を整理しました。</p> <p>住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備では、JR芦屋駅南地区においては魅力あるまちづくりを推進し、南芦屋浜地区の教育施設用地について、土地利用を検討、整備しました。今後も市民の意見等を聞きながら、住宅都市に求められる機能やニーズの把握を行い、さまざまな事業を計画的に推進していく必要があると認識しています。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総括結果</th> <th>総括結果の☆の意味</th> <th>展開状況</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☆☆☆☆</td> <td>全ての重点取組を実施しており、結果も良好である</td> <td>全て実施(○)</td> <td>良好(○)</td> </tr> <tr> <td>☆☆☆</td> <td>実施していない重点取組があるが、結果は良好である</td> <td>一部実施(△)</td> <td>良好(○)</td> </tr> <tr> <td>☆☆</td> <td>重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</td> <td>全て実施(○)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> <tr> <td>☆</td> <td>実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる</td> <td>一部実施(△)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> </tbody> </table>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)	☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)	☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)	☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)
総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果																			
☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)																			
☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)																			
☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)																			
☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)																			

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	地域経済振興課

目標	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている
施策目標	13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

(2) 関連計画の策定状況

(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)

後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		36.7%	40.9%	20.5%	1.9%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標 (単位)	指標の推移				めざす値	傾向	
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29			H32
13-3-1	生活利便性を向上させるため、市内の商業を活性化します。	① 新たな創業者への支援として「芦屋ブランド」活用による創業の効果もアピールしながら、また、活気にあふれた事業所が増えるよう、芦屋市商工会と協働して後継者育成に取り組みます。 ② 市内商業の活性化を図るため、市内事業者の商品について、全国にその魅力を発信します。	◇身近な商店や商店街の利用	① 阪神間連携ブランド発信を通じ市内商工振興を図った。 ② ふるさと寄附金については、平成29年11月にパンフレットをリニューアルし、記念品種類を63から143に拡大、記念品の枠も3段階から5段階に変更した。	○ (全て実施)	新規起業のための創業塾受講者数 (人/年)	31	46	50	36	60	△ (横ばい)
						ふるさと寄附金商品件数 (件/年)	-	34	63	143	35	○ (良好)
13-3-2	JR芦屋駅南地区まちづくりにおいて、生活利便性を向上させる取組を進めます。	① JR芦屋駅南地区の商業について、まちづくり計画と十分な調整を図りながら、芦屋市商工会や芦屋市商業活性化対策協議会と協議し、取組を進めます。 ② JR芦屋駅南地区と他の商業地域とがつながり、様々な相乗効果が得られるように、商業・業務施設の立地を誘導します。		① 公共利用スペースの活用について、商工振興の観点から検討した。 ② 市街地再開発事業において整備する施設建築物の計画等について、本市に対して適切な助言・提案を行う事業協力者を選定した。事業協力者の役割として、商業・業務施設の管理運営に関する助言・提案を盛り込んだ「事業協力に関する協定書」を締結した。(協定締結:H29.11)	○ (全て実施)							
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価						○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆☆	<p>〔展開状況〕 全て実施（○） / 〔結果〕 良好（○）</p> <p>市内の商業活性化では、商品やイベントを通じた市内商業環境の改善が進んでいます。JR芦屋駅南地区まちづくりにおける生活利便性向上の取組では、JR南地区については協力体制の構築ができ、また宮塚公園までの広い商業圏域の活性化が進んでいます。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	市民参画課

目標	14 信頼関係の下で市政が展開している
施策目標	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

(2) 関連計画の策定状況

(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)

後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
スマートフォン、SNSの普及	第2次芦屋市市民参画協働推進計画 (H27～31)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		26.3%	23.4%	48.6%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標 (単位)	指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29		
14-1-1 市政に関する情報を適切な方法で整理し、公開性を高めます。	① 市民が市政に関心を持つよう情報の公開度を高めるため、情報提供の在り方を見直します。 ② 情報提供手段としてICTの活用などとともに、オープンデータなど2次利用可能な方法を検討します。 ③ 重要な歴史資料などの選別、保存方法の検討を含め、公文書の適正な管理、保存を更に進めていきます。	◇市政に関する情報の積極的な利用	①公文書公開請求によらず公開できる文書については、積極的に情報提供を行った。 ②公共施設の情報を活用したスマートフォンアプリ「芦屋歩記」を芦屋市商工会と協働により開発 (H28年度)。「Ashiya Free Wi-Fi」を整備し、Wi-Fi接続時に各施設の紹介を表示 (H29年度) ③情報公開の要となる公文書の管理については、文書の作成時から分類及び保存年限の決定等を徹底し、保存年限が過ぎた文書は、歴史的な文書選別基準に基づき選別を進めた。(H28・29年度)	○ (全て実施)	「市政に関するさまざまな情報が市民に対しわかりやすく、十分に提供されている」という問いに、肯定的回答をした市民の割合 (%)	51.5 (H25)	-	-	-	61.8	○ (良好)
14-1-2 市民参画の機会と協働推進のための仕組みを充実し、拡大に努めます。	① パブリックコメントなど市民参画の仕組みについての周知を充実するなど、市民がより積極的に市政に参画しやすい取組を進めます。 ② 市民参画・協働に積極的に取り組む職員を育成します。	◇市民参画の機会への積極的な参加	①複数のパブリックコメント実施をまとめて周知し、閲覧場所を増加した。可能なものについては概要版を作成したり資料を持ち帰れるように工夫した。(H28年度) ・同一時期に複数のパブリックコメントが重なったため、資料の閲覧できる期間、パブコメ受付期間を長く設定した。(H29年度) ②平成29年度人事課特別研修として「地域とのパートナーシップ研修」を実施し3地域の餅つき大会や防災訓練に職員が参加し、地域活動を実際に体験した。	○ (全て実施)	パブリックコメントを知っている市民の割合 (%)	18.3 (H25)	-	-	-	25.0	○ (良好)
					「市民参画による開かれた市政運営をしている」という問いに「わからない」と回答した市民の割合 (%)	47.9	-	-	48.6	40.0	○ (良好)
					職員アンケートで、協働したことのあると回答した職員の割合 (%)	79.8 (H25)	-	-	-	88.8	○ (良好)

14-1-3 各施策について、市民目線での評価、改善に取り組めます。	① 総合計画をはじめ各種計画などの策定にあたっては、目標を定め、その評価を通じて各施策の進捗状況を分かりやすく発信します。 ② 市民目線での事業推進に取り組むため、市民の声を把握し、改善に生かします。 ③ 職員に対し、様々な機会を活用し、重点取組、重点施策等の意識付けなど、総合計画の啓発に努めながら、事業推進を図ります。	① 施策ごとに掲げた目標と現状を常に意識して取り組み事務事業評価報告書により公表することで、市民に向けて現在の施策ごとの目標達成度を示している。 ② 市民の声を把握するため、平成30年2月に「芦屋のまちづくりに関する市民アンケート」を実施 ③ 新任職員研修及び新任係長研修で「芦屋市総合計画について」を実施し、計画の位置づけや策定及び進捗管理の方法、指標の設定について理解を深めている。 事務事業評価時に、課長級職員に対して係長の重点施策の認識に関する調査を実施する。	○ (全て実施)	各施策目標に対する問いに「わからない」と回答した市民の割合(%)	28.8	—	—	29.8	23.0	○ (良好)
				係長級以上職員(事務事業評価対象部門)における、後期基本計画の重点施策の認識度(%)	85.4	—	—	95.6	100.0	○ (良好)
まとめ		取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆☆☆	<p>[展開状況] 全て実施(○) / [結果] 良好(○)</p> <p>市政に関する情報を適切な方法で整理し、公開性を高める取組については、文書の管理を徹底し、公開可能な文書については積極的に公開するとともに、「Ashiya Free Wi-Fi」の設置など必要な情報を入手・発信しやすい環境を整備しました。</p> <p>市民参画の機会と協働推進のための仕組みの充実、拡大では、パブリックコメントの資料閲覧の場所の増設、資料の持ち帰りを可能とするほか、関係機関等への資料配布を行い、より多くの市民に参画いただく機会を創出したところですが、パブリックコメントの件数は多いとは言えないため、より幅広い年齢層からのご意見をいただけるような仕組みを検討していく必要があります。市民参画・協働に取組む職員の育成については、市職員が地域の方々との協働を通じ、関係性を構築できたほか、地域の実情を理解することができました。</p> <p>各施策を市民目線で評価、改善する取組については、事務事業評価において施策ごとの内容や目標達成度をわかりやすく示し、行政活動の透明性を高めています。職員に対しても階層別研修において、総合計画の内容、指標についての理解を深め、職員の意識改革、行政活動の資質向上を図っています。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆☆☆☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
総務部	人事課

目標	14	信頼関係の下で市政が展開している
施策目標	14-2	変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

(2) 関連計画の策定状況

(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)

後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・地方自治法等の改正により、今後は内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することが求められる。	人材育成実施計画(H30～H33年度)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		18.3%	25.6%	54%	2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)	指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29		
14-2-1 自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指します。	① 努力した職員を公正に評価するために人事評価制度を全職員に導入し、上司と部下がともに成長できる、人が育つ人事評価を実施します。 ② 迅速かつ柔軟に課題解決を図れるよう、ベテラン職員から技術やノウハウを伝承するなど、自治体職員としての高度な知識、技術の習得を図ります。 ③ 政策形成力を発揮することでまちづくりが進めていけるよう、庁内外を問わず様々な知識や技術、専門能力を身につけるなど、職員としての資質や能力の向上を目指します。	◇市民から見た行政の改善点の提案	①一般行政職員に導入している人事評価について、技能労務職員と水道企業職員にも、試行ではあるがH29年度から導入している。 ②OJT・OFFJTを活用し、自治体職員としての知識・技術の習得を図るだけでなく、技術職員発表会を開催することで、技術を承継し、お互いの経験や新たな取組を聞くことで技術職としてのスキルアップを図ることが出来た。 ③人材育成基本方針に基づき、政策形成能力の向上を図るため、総務省、政策研究大学院大学、兵庫県、兵庫まちづくりセンターなどへの職員派遣を決定した。	○ (全て実施)	人事評価対象者割合(%)	34.1	82.8	81.2	82.9	100.0	○ (良好)
					研修会や職場研修の延べ参加者数(人/年)	3,410	6,023	3,981	4,235	4,000	○ (良好)

14-2-2 職員一人一人及び市役所全体の課題対応力と危機管理能力の向上を目指します。	① 市民からの様々な意見に潜む行政サービス向上のためのヒントや事務処理ミス等で得た反省を全庁的に反映させるため、個別の情報を集約し広く業務改善に生かします。 ② 日常業務で発生するトラブルにおける職員の初動対応力の向上を図ります。 ③ 自然災害や新型コロナウイルスなど、市民生活に重大な影響を及ぼす事態が発生した際にも、行政機能を継続するための「事業継続計画(BCP)」の見直しを定期的に行います。 ④ 様々な社会環境が変化していく中でも、職員一人一人が常に高い倫理観を持って職務を全うし、社会的責任が果たせるよう職員の行動指針を作成するとともに、法令遵守の意識を高めるため、公務員倫理研修をはじめとする法令遵守研修を行います。 ⑤ マイナンバー制度が新たに始まることから、従来よりも更に高いレベルの個人情報保護や情報セキュリティ対策が求められるため、職員意識の向上と定着を図ります。	①市民からの声のうち、行政サービス向上につながる情報を、庁内電子掲示板を活用して全庁的に共有し、業務改善に努めている。 職員に対して危機管理意識の向上のため危機発生時の初動対応、報道対応などの研修を実施した。 ②危機管理研修として、日常業務における危機発生時の初動対応についての研修会を開催し、初動対応力の向上に努めている。 ③想定されるリスクから市民生活への重大な影響を軽減するため、平成29年2月に芦屋市強靱化計画を策定した。 ④法令遵守の意識を高めるため、公務員倫理指導者養成研修に職員を派遣し、内部講師の育成を図った。H29年度から、新任職員への研修等で講義を実施した。 ⑤市が取り扱う情報資産を適切に管理するため、管理者・利用者として果たすべき役割や守るべき内容を正しく理解することを目的として、情報セキュリティ研修を管理職対象と一般職対象に実施した。(管理職対象:2回,71人,一般職対象:6回,552人) ※平成27年度に実施した「危機対応に関する職員への意識調査」では、市職員として知っておいてほしい「基本クレーム対応マニュアル」、「危機管理指針」、「不当要求行為等への対応について」、「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「芦屋市役所消防計画届出書」、「芦屋市地域防災計画」及び「芦屋市国民保護計画」について「閱讀経験がない」と回答した職員が半数以上であり、閱讀経験がない理由として最も多い回答が「そういった計画等があることを知らないため」であった。 「計画等の存在を知らない」回答は、特に、20代・30代の職員に多く、近年採用された職員にこれらの計画等を周知できていないことが認められるため、まずはこれらの計画の存在とその概要を周知する研修を平成28年度から実施している。 国内で発生した行政対象暴力や隣国からのミサイル発射等、その時々に応じて機を逃さず研修を実施し、有事が発生した際に職員がどのような行動をとるべきかを伝えるとともに、上記計画等を閲読するよう周知することで、職員の理解度を向上させる取組を行っている。	危機対応に関する職員への意識調査における理解度(%)	-	43.3	-	-	100.0	△ (横ばい)	
			△ (一部実施)	法令遵守研修の参加者数(人/年)	143	288	294	279	200	△ (横ばい)
			情報セキュリティ自己点検における達成率(%)	87	92	88	90	100	△ (横ばい)	
まとめ		取組の評価	△ (一部実施)	結果の評価					○ (良好)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント			
☆☆☆	[展開状況] 一部実施(△) / [結果] 良好(○) 自ら考え行動する職員の育成については、継続実施が能力向上につながるため、今後も人事評価の全職員導入への協議、ベテラン職員からの技術力の伝承や外部機関への職員派遣を積極的に行ってまいります。			
	職員一人一人及び市役所全体の課題対応力と危機管理能力の向上に向けた取り組みでは、平成27年度に実施した「危機対応に関する職員への意識調査」で各種計画の認知度が低いことが明らかになったため、平成28年度から計画概要の研修を実施しています。			
	国内で発生した行政対象暴力や隣国からのミサイル発射等、その時々に応じて機を逃さず研修を実施し、有事が発生した際に職員がどのような行動をとるべきかを伝えるとともに、上記計画等を閲読するよう周知するなど、職員の対応力を向上させる取組を行っています。			
	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
☆☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)	
☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)	
☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)	

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	政策推進課

目標	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている
施策目標	15-1 様々な資源を有効に活用している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (H30.2実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・少子・高齢化が加速 ・公共施設等の総合管理計画策定の要請	芦屋市行政改革実施計画(H29～H33) 芦屋市創生総合戦略(H27～H31) 芦屋市公共施設等総合管理計画(H29～H48)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		26.1%	21%	51.2%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)						
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標 (単位)	指標の推移			めざす値	傾向
重点施策の名称	市民主体による取組					H26	H27	H28		
15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち芦屋を目指します。	① まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「芦屋市創生総合戦略」において、本市の良好な住環境や子育て環境の充実を基本目標として掲げ、それに基づく施策を推進します。 ◇芦屋の個性や魅力を発信	①地方創生推進・加速化交付金を活用して事業に取り組んだ。平成28年度は創生ワーキングチームで「安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高める事業」、「若い世代の子育ての希望を叶える事業」、「流入促進を図るプロモーション」として、スマートフォンアプリ「芦屋歩記」(加速化交付金)開発に取り組んだほか芦屋市シティプロモーション戦略(自主事業)を策定するとともに、2市1島合同プロモーション(推進交付金)に着手した。また平成29年度からの推進交付金事業「女性が輝くまち芦屋」で「芦屋リジューム」を発足させ、推進交付金継続事業「2市1島合同プロモーション」のほか、自主事業の「芦屋市シティプロモーション」(継続)、「阪神KANモダンイズムプロモーション」(新規)に着手した。	○ (全て実施)	「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合 (%)	84.6	-	-	83.9	90.0	×
15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、効果的かつ効率的なサービス向上に努めます。	① 民間事業者、大学などをはじめとした民間のノウハウ、資源を積極的に活用します。 ② 広域サービスの提供、効率的運営などの視点から、国、県、近隣市等との連携を検討します。 ③ 指定管理者制度を導入運営している施設について、外部視点での評価などチェックの質を高め、よりよいサービスが提供できるよう改善に努めるとともに、その他の施設についても効率的な運営方法を検討します。	①平成28年度創生ワーキングチームでは、民間事業所と連携し取組を展開した。また多様な主体との創発型ネットワークによる事業推進を基本的な考え方とする行政改革を策定した。平成29年度は、組織横断的なプロジェクトチームを編成し、行政改革に取り組んだ。 ②ごみ処理の効率化や高効率のエネルギー回収施設を整備するための施設の集約化を図るため、平成29年度から施設整備時期の近い西宮市と検討会議を開催し、ごみ処理広域化等について検討を開始した。 ③指定管理者の選定及び評価の実績と調整会議の開催等を踏まえて、事務処理要領等を改訂することで、より適切な制度運営となるよう取り組むとともに、施設の効率的な維持管理を進めるために、複数施設での包括的発注等手続きの簡素化を検討した。	○ (全て実施)	指定管理者制度導入施設の利用満足度 (%)	-	78.0	79.8	82.5	80.0	○ (良好)
15-1-3 市が保有する資産を一元管理し、適正化と有効活用を図ります。	① 全ての公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みなどを算出し、現状及び将来見込みを明らかにするとともに、それを踏まえた今後の公共施設の基本方針等を盛り込んだ「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正化を図ります。 ② 土地開発公社からの買戻し用地をはじめ未利用地を有効活用できるよう、資産管理を行います。	①平成29年度に統一的な基準による財務書類の作成のため固定資産台帳を整備した。今後は、固定資産台帳の適正な維持管理により精度水準の向上に努めるものとする。 また、公共施設等総合管理計画を踏まえ、施設の維持管理・指標・コスト等の情報を一元管理し、施設カルテとして一般に公表するための施設評価システムを構築した。また、施設の更新を検討する仕組みづくりの検討を行った。 ②未利用地の有効活用に努め、需要がある市有地については駐車場等として貸付けを行っている。また、3件の土地及び1件の建物を売却した。(H28土地2件 66,151,111円、H29土地3件及びマンション1室225,185,000円)	○ (全て実施)	活用可能な市有地の活用率 (%)	87.7	89.6	91.8	87.3	100.0	△ (横ばい)
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価					△ (悪化あり)

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	<p>【展開状況】全て実施（○）／【結果】悪化あり（△）</p> <p>芦屋の個性を生かした住み続けたいまち・住んでみたいまちづくりでは、地方創生推進・加速化交付金を活用したプロモーション事業を中心に市の魅力発信に取り組みました。官民を問わず様々な資源を活用した効果的かつ効率的なサービス向上に向けては、多様な主体との創発型ネットワークを基本とした行政改革を策定し、着手しているところです。西宮市とのごみ処理広域化に向けた協議の開始や、指定管理施設の外部評価の実施など適切で効率的な施設運営に取り組みました。</p> <p>一元管理による市保有資産の適正化と有効活用では、固定資産台帳を整備し、施設カルテとして一般に公表するための施設評価システムを構築するとともに、施設の更新を検討する仕組みづくりの検討を行いました。また未利用地を貸し付けるなど有効活用しています。</p>	☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施（○）	良好（○）
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施（△）	良好（○）
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施（○）	悪化あり（△）
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施（△）	悪化あり（△）

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
総務部（財政担当）	財政課

目標	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている
施策目標	15-2 歳入・歳出の構造を改善している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化

(2) 関連計画の策定状況

(3) 市民アンケート調査（H30.2実施）

後期基本計画策定以降（H28～）の社会経済環境の変化 消費税率及び地方消費税率の引き上げの延期（H29年4月1日→H31年10月1日）	関連計画の策定状況 行政改革（H29年度～H33年度） 公共施設等総合管理計画（H29年3月）	課別計画の策定状況	調査結果			
			肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
			20.9%	19.7%	57.7%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容（Plan）		イ 取組の実施状況（Do）		ウ 取組結果（Check）							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標（単位）	指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29		
15-2-1 各施策、事務事業の目的に対する効果を点検し、より効率的かつ効果的な行政運営を目指します。	① 限られた財源を有効活用できるように、施策評価、事務事業評価を実施し、各施策、事務事業の妥当性、有効性、効率性などを検証し、改善に努めます。		①総合計画の進行管理では、それぞれの事務事業について毎年事務事業評価による点検・検証を行い実施計画に改善の方針を策定し、財政課・政策推進課合同のヒアリングにより予算の効率的な配分を含め協議を行うとともに、総合計画中間年度と最終年度には施策ごとの評価を行うことで方向性を統一している。 平成24年度から5年間取り組んだ行政改革では、安定・効率的で持続可能な行政運営の取組として経営資源の有効活用と収入の確保、民間活力の導入、事務事業の見直し、増加する医療費への対応に取り組み、一般会計市債残高を縮減した。平成29年度からは人口流入に向け、市の魅力を高め発信する事業を中心とした新たな行政改革に取り組んでいる。	○ （全て実施）	市政に対する評価で、「とてもうまくいっている」「まあまあうまくいっている」と回答した割合（%）	68.4	—	—	67.4	71.8	△ （横ばい）
15-2-2 財政を健全化するため、歳入の確保と歳出の適正化に取り組めます。	① 市が保有する債権の管理及び徴収に取り組めるように、徴収技術の向上に努め、適正に管理します。 ② 行政サービスの提供に係る費用（コスト）を把握し、行政サービスに対する受益者負担の適正化に努めます。 ③ 財政を健全運営するために、長期財政収支見込などに基づき、計画的に事業を実施します。 ④ 下水道事業運営のより健全な運営を目指し、経営状況の的確な把握、計画性及び透明性を高めることができる公営企業会計化に取り組めます。	◇財政状況への関心と理解	①平成29年度より、債権管理条例に基づく市所有の未収債権の徴収計画書や実績報告等の進捗管理について、強制徴収公債権を取り扱っている債権管理課で行うこととし、これまで培ってきた徴収ノウハウを生かし、的確な納付勧奨や、より適正な債権管理がなされるようになった。また、平成27、28年度の市税現年度分の徴収率は、県下29市中2年連続第1位、現年滞納合計では2年連続第6位となっている。 ②固定資産台帳の整備を進め、当該施設の維持管理費や減価償却費などの把握により、使用料手数料の分析に資するよう取り組む。 ③毎年度、長期財政収支計画を見直し、その都度、社会情勢等を反映しながら予算編成を行った。将来負担比率は、地方債の償還を計画的に行い改善できたが、経常収支比率は扶助費や物件費の増加に加え、平成28年度及び平成29年度は公債費の一時的な上昇のため悪化した。平成30年度予算編成時には、経常的な経費等の見直しと新規事業への転換のため、シーリングの実施により捻出した財源により重点事業の予算化を行い、改善に取り組んだ。 ④平成29年度までに下水道事業に係る全ての資産評価を行い、固定資産情報を整備し、平成30年度からの公営企業会計化に向けた移行事務を進め、予算編成を行った。	○ （全て実施）	市税徴収率（現年・滞納繰越分）（%）	95.4	95.9	96.2	96.3	96.7	○ （良好）
					経常収支比率（%）	91.7	93.7	99.2	112.6	90.0	× （悪化）
					将来負担比率（%）	119.7	121.6	96.0	90.4	119.7	○ （良好）
まとめ			取組の評価	○ （全て実施）	結果の評価					△ （悪化あり）	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント				
☆☆	<p>【展開状況】全て実施(○) / 【結果】悪化あり(△)</p> <p>各施策、事務事業の目的に対する効果検証による効率のかつ効果的な行財政運営において、市の歳入の柱である市税収入を未来に向けて支える取組では、平成29年度からの行政改革の一環として市の魅力を発信するシティプロモーションをはじめ人口の流入に向けた事業を展開するとともに、住宅都市の魅力を向上するよう、景観行政、無電柱化事業、子育て施策を進めました。</p> <p>また、財政健全化に向けた歳入確保と歳出適正化では、債権管理課での未収債権業務の進捗管理の実施により、徴収の適正化を進めるとともに、市税の徴収率を高い水準で維持し、歳入の確保に取り組みました。</p> <p>下水道事業の公営企業会計化は、計画通り平成30年度からの移行を実施し、独立採算制の原則に則った企業運営の礎を築きました。一方、歳出では経常収支比率が目標を下回って推移しており、財政の硬直化が課題となっています。</p> <p>歳入の確保策を引き続き展開するとともに、歳出では、事業の見直しを進め、財政の硬直化の改善と人口減少社会へ備えた財政運営を行います。</p>	総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
		☆☆☆☆	全ての重点取組を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	良好(○)
		☆☆☆	実施していない重点取組があるが、結果は良好である	一部実施(△)	良好(○)
		☆☆	重点取組を実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
		☆	実施していない重点取組があり、悪化の傾向もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

発行 芦屋市企画部政策推進課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL(0797)38-2127

FAX(0797)31-4841